

第1次 犬山市地域福祉計画

犬山市重層的支援体制整備事業計画

犬山市成年後見制度利用促進基本計画

犬山市再犯防止推進計画

犬山市地域福祉活動計画

(犬山市社会福祉協議会策定)

つながり
支え合い
地域で
“わ”の
か



令和5年3月
犬山市

『ここから、やさしくげんきであたたかい犬山へ』

福祉は、普段の暮らしが幸せであるためには、なくてはならないものです。でも、福祉を取り巻く環境が大きく変わってきました。昔は、誰もが自分の住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることが当たり前でした。それを担っていたのは、家族でした。それができなくなり、さまざまな社会保障で支えてきました。それも急速な社会の変化で、これまでのままでは支えられなくなってしまいます。この計画を作ったのは、身近にあるさまざまな困りごとを「他人事」ではなく、「我が事」として捉える地域力が土台となり、新しいつながり支えあいのかたちとなる地域共生社会を創出するためです。



地域共生社会を創ると言われて、難しいと思われるかもしれませんが、でも、難しく考えなくて大丈夫です。地域で困っている人を見かけたら、声をかけてみて下さい。困っている人の話を聞いてみて下さい。困っている内容によっては、支援してくれる窓口につなげてあげて下さい。そうした一見、「おせっかい」に思われるかもしれない「ほっとけない」という心を誰もが持ってもらえればいいのです。それが、地域共生社会というみんなを支えあうやさしいまちにつながっていきます。

みなさんに「我が事」として参画いただき、人と人、人と地域、心と心がつながって、みなさんが気兼ねなく助けたり、助けられたりする関係になれるよう、つながり助け合いのかたちを創っていきます。それにより、一人ひとりが幸せに暮らし続けることができる犬山づくりを計画により目指していきます。

最後にアツい想いで地域福祉計画の策定に関わっていただいたすべてのみなさんに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和5年3月

犬山市長 原 欣伸

「市民・地域はこんなことからはじめてみよう！」を実践する

この度、「犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業等計画」の策定に関わる機会をいただきました。「コロナ禍」での策定であったことと、1年足らずの期間での取りまとめであったため、やや慌ただしい面がありましたが、多くの市民の意見と委員会での率直な意見交換を踏まえて策定できたものと認識しています。



市民が、生まれてからその生涯を閉じるまでの間に、一度も福祉に接点を持つことなく生活できるとすれば、それはそれで幸せな人生なのかもしれません。しかしながら、市民のライフステージ上には、多かれ少なかれ、福祉に関わる場面があります。例えば、多くの人が幼少期に福祉施設としての保育所を利用しますし、高齢期には介護サービスが必要になる人もいます。「コロナ禍」でみられたように人生の途中で思いがけなく生活が困窮し、福祉サービスを利用せざるを得ない人もいます。こうした事態に備えるためのセーフティネットとしても、福祉は必要な仕組みの一つです。

その点では、皆が福祉の担い手である専門家や専門機関に敬意を表しつつ、必要な人が必要に応じて気兼ねなく利用できる仕組みをつくることが必要であるとともに、市民同士が身近な生活課題を共有し、共に解決していこうとする地域福祉（互助）の視点も大切です。

もちろん、個々の市民は、日々の生活で手一杯で、かつてのような「おせっかい」ができる人は減っていますが、地域で困っている人を見過ごさない（放置しない）、困っている人に手を差し伸べる、関わるには荷が重ければ然るべきところにつなぐ（紹介する）というような感性＝福祉マインドを持った市民が増えることが、本計画の実現には欠かせません。

もとより、計画ができれば、すぐに地域福祉が進展するわけではありません。皆が計画書の記述にある「市民・地域はこんなことからはじめてみよう！」を実践することが、計画の基本理念（第3章）である「誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまち」に近づく第一歩だと思います。本計画が、犬山市の新たな地域福祉の道標になることを期待いたします。

令和5年3月

犬山市地域福祉推進委員会
会長 長岩 嘉文

ごあいさつ

日頃は、犬山市社会福祉協議会の諸事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

社会福祉協議会では、本市の地域福祉を推進するため犬山市が策定する「地域福祉計画」と連携して、社会福祉協議会が中心となり、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動を定める「地域福祉活動計画」を策定いたしました。

近年、地域におけるコミュニティの希薄化が強く叫ばれています。特にここ3年ほどは、新型コロナウイルス感染症の影響により今までのような関係を保つことが一層困難な状況です。

こうしたことから社会的孤立を招き、自殺、虐待、貧困などさまざまな社会問題が生じています。また、高齢化が急速に進んでいることから介護の必要な人や高齢者だけの世帯で買い物難民と言われる人も増えています。

行政では多くの福祉施策が実施されていますが、その恩恵から漏れてしまうなど制度の狭間にある人もいます。

社会福祉協議会では、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう諸事業を実施しています。今後も誰一人取り残すことなくみんなが幸せに暮らすことができるよう、この度策定した「地域福祉活動計画」に沿って一層地域福祉を推進してまいります。

市民の皆様におかれましては、この計画の推進、実行について今まで同様にご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました、犬山市地域福祉活動計画策定委員会及び関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月



社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
会 長 松浦 英幸

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	1
	(1) 地域福祉とは	1
	(2) 地域福祉計画の役割	2
2	計画策定の背景	3
	(1) 現状と課題	3
	(2) 計画策定の考え方	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	6
5	計画策定の方法	7
	(1) 庁内関係課などとの連携会議の開催	7
	(2) 犬山市地域福祉推進委員会の設置	7
	(3) アンケート調査の実施	8
	(4) 関係団体へのヒアリングの実施	8
	(5) 地域福祉を考えるタウンミーティングの開催	9
	(6) 地域福祉シンポジウムの開催	9
	(7) パブリックコメントの実施	10

第2章 犬山市の現状と課題

1	統計及びアンケート調査などからみる犬山市の現状と課題	11
	(1) 人口・世帯の現状	11
	(2) 高齢者の現状	15
	(3) 障害のある人の現状	19
	(4) 子ども・子育て世帯の現状	21
	(5) 外国人住民の現状	22
	(6) 生活保護世帯の現状	22
	(7) 虐待・DVの現状	23
	(8) 地域活動の現状	24
	(9) 現状から把握した課題	28

第3章 計画の基本理念と施策

1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	32
3 施策の体系	33

第4章 施策の展開

この章の見方について	34
基本目標Ⅰ 人づくり	35
基本目標Ⅱ 場づくり	45
基本目標Ⅲ しくみづくり	53
基本目標Ⅳ つながりづくり	63

第5章 その他の関係計画

1 犬山市重層的支援体制整備事業計画	71
2 犬山市成年後見制度利用促進基本計画	80
3 犬山市再犯防止推進計画	86
4 犬山市地域福祉活動計画（犬山市社会福祉協議会策定）	88

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	100
2 計画の進行管理・評価	101
3 つながり支え合う地域社会へ	102

資料編

1 犬山市地域福祉推進委員会規則	105
2 犬山市地域福祉推進委員会委員名簿	106
3 市民アンケート調査	107
4 関係団体ヒアリング	112
5 犬山市タウンミーティング「犬山市の地域福祉を考えよう」	113
6 犬山市地域福祉シンポジウム	116
7 用語解説	117
8 SDGs との関連性	120

1

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の目的



(1) 地域福祉とは

一般に「福祉」というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象ごとに分かれたものであると捉えられています。それは必要な福祉サービスがそれぞれの法律や制度によって、支援対象者ごとに提供されているからです。

「地域福祉」とは、対象者ごとに提供されているサービスを住み慣れた地域において必要に応じて利用できるというだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに気兼ねなく助けられたり助けたりする関係と助け合いや支え合いの仕組みをつくっていくことです。

国は、地域福祉の推進において、「地域共生社会」という理念を打ち出しました。これは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、住民の生活課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながりながら課題解決に参画しようという考え方です。これによって、高齢者、障害者、子どもや子育て家庭など、全ての市民が安心して生活できる社会の実現を目指しています。

そのためには、高齢者、障害者、児童などの従来の福祉制度の対象者だけでなく、地域で暮らす一人ひとりの生活課題、つまり暮らしの上での困りごとを早期に把握し、困りごとが深刻になったり、孤立したりする前に対応することが大切です。そして、その際には本人や家族の自助努力を踏まえつつ、「地域福祉」や「社会保障」を効果的に活用して、皆で解決していく姿勢が求められます。

この点については、しばしば「自助」「互助」「共助」「公助」という言葉で説明されることがありますが、犬山市地域福祉計画（以下、「本計画」という。）においては、生活課題を抱える本人や家族が彼らなりに対処している点を尊重しながら、地域住民や地域の多様な主体がそれをサポートできる環境を整備するとともに、行政機関がタイムリーに公的支援策を講じるという課題解決のあり方を模索したいと考えます。

そして、そのことを「個人・家族」「地域福祉」「社会保障」による重層的な支援体制づくりと捉えます。

【地域共生社会とは】平成 29（2017）年 2 月 7 日「我が事丸ごと」地域共生社会実現本部決定
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(2) 地域福祉計画の役割

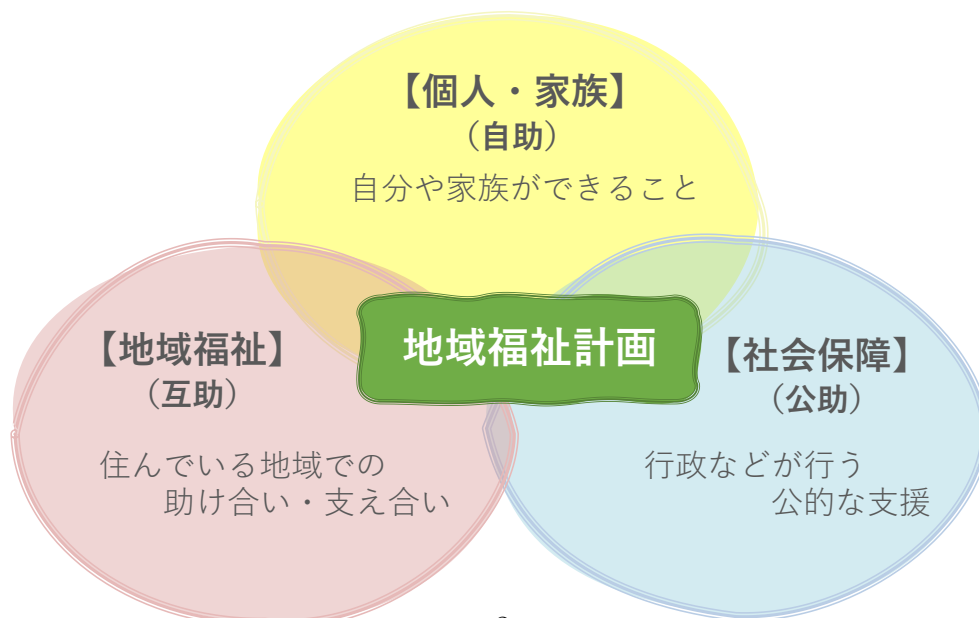
地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や、体制などについて目標を設定し、計画的に整備していく計画です。

この計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下、「法」という。）第 107 条に基づくもので、計画策定は、平成 30（2018）年 4 月の法改正により努力義務とされました。また、法第 107 条には市町村地域福祉計画に定める事項が示され、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」としての位置づけが明確化されています。

【社会福祉法】

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



2

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景



(1) 現状と課題

近年、地域や家庭の困りごとや課題は、介護と育児のダブルケア、8050 問題をはじめとするひきこもりの問題など、様々な要因が複雑化・複合化して生じていることが少なくありません。

一方で、行政をはじめとする支援機関の相談支援体制は縦割りであることが多く、複雑化・複合化した課題には対応しにくい場合があります。そのため、世代や属性を超えた横断的な支援体制の構築が課題となっています。

このような状況を受け、平成 30（2018）年 4 月の法改正では、地域福祉計画で地域福祉推進の理念を規定するとともに、「都道府県及び市町村はこの理念を実現するための包括的な支援体制づくりに努めること」が示され、その後、令和 3（2021）年 4 月の法改正では「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などの充実が求められました。

これまで本市では、介護、障害、子育てなどの分野ごとの個別計画を策定し、福祉の充実を図るために施策を推進してきましたが、分野を横断した包括的な支援体制の構築は進んでいません。

今後、国が推進する「地域共生社会」の実現に向けて包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域が一体となって支え合いの基盤を再構築することができるよう住民参加のもとで本計画を策定し、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進する必要があります。

(2) 計画策定の考え方

本市の現状と課題を踏まえ、目指すべき姿を描くとともに複雑化・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、「地域福祉計画」とあわせて、より実践的な「重層的支援体制整備事業計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

3

第1章 計画の策定にあたって

計画の位置づけ



【犬山市地域福祉計画】

法第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。また、本市の最上位計画である「犬山市総合計画」の方針に基づき関連計画との整合・連携を図りながら策定するとともに、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

【犬山市重層的支援体制整備事業計画】

法第 106 条の 5 の規定に基づき、本市において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

【犬山市成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める「市町村計画」として位置づけます。

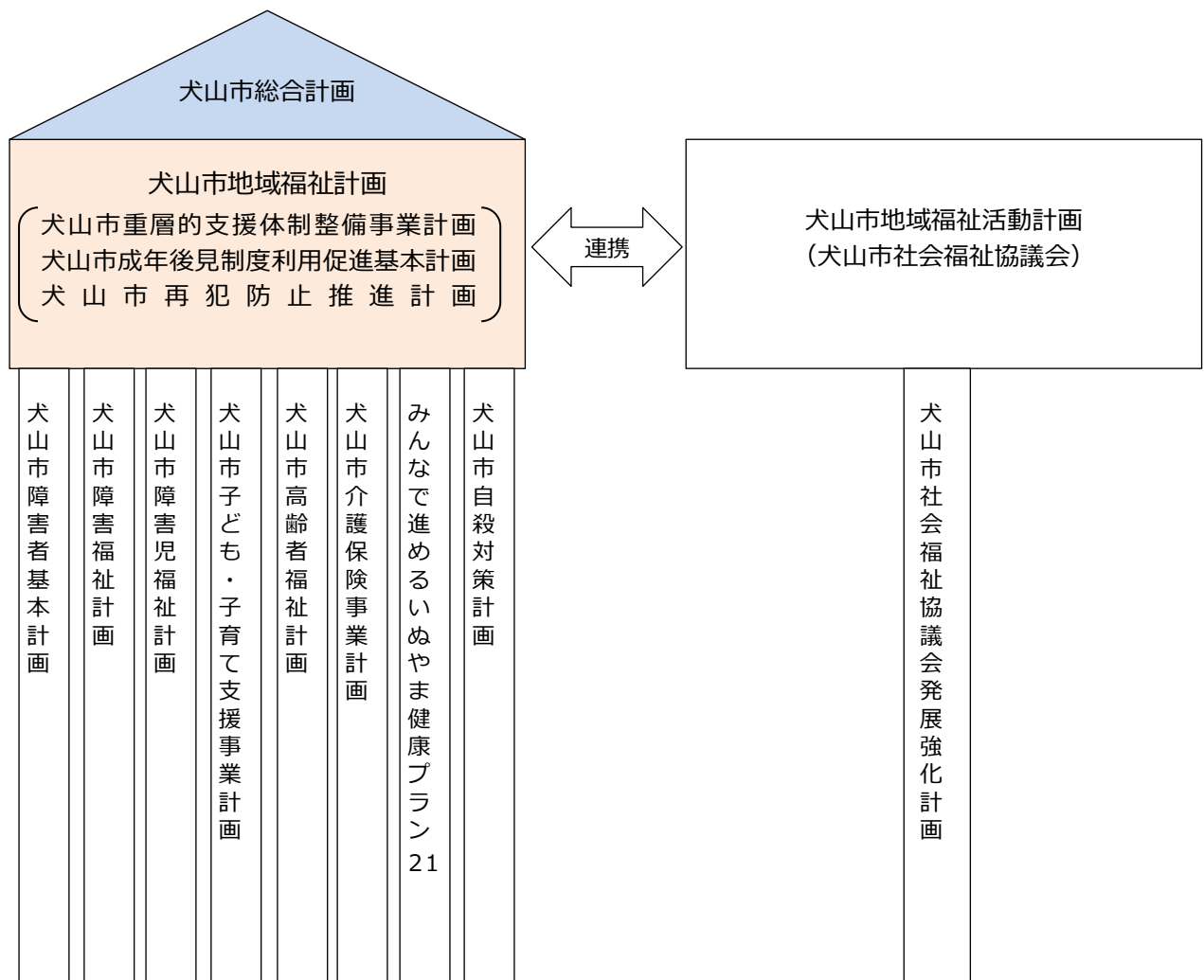
【犬山市再犯防止推進計画】

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条の規定に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方再犯防止計画」として位置づけます。

【犬山市地域福祉活動計画（犬山市社会福祉協議会）】

地域福祉を全市的に進めていくために、地域福祉推進の要である社会福祉法人犬山市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）が核となって具体的な活動内容を定めるため、本計画と連携して策定します。

【計画の位置づけイメージ図】



4

第1章 計画の策定にあたって

計画の期間



本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年計画です。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
犬山市総合計画（2023～2030）					
犬山市地域福祉計画（2023～2027） 犬山市重層的支援体制整備事業計画 犬山市成年後見制度利用促進基本計画 犬山市再犯防止推進計画					(2028～2032)
(2018～2023)	犬山市障害者基本計画（2024～2029）				
(2021～2023)	犬山市障害福祉計画・障害児福祉計画 (2024～2026)			(2027～2029)	
(2020～2024)		犬山市子ども・子育て支援事業計画（2025～2029）			
(2021～2023)	犬山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (2024～2026)			(2027～2029)	
(2014～2024)		みんなで進めるいぬやま健康プラン 21（2025～2036）			
(2019～2024)		犬山市自殺対策計画（2025～2029）			



(1) 庁内関係課などとの連携会議の開催

包括的な支援体制の構築にあたり、庁内関係課（高齢者支援課、健康推進課、子ども未来課、福祉課）による連携会議を令和3（2021）年11月より毎月1回定期開催し、計画策定や各分野の動向などの情報を共有するとともに、事例検討による職員の対応力の向上を図っています。令和4（2022）年9月からは市社会福祉協議会も参加しています。

(2) 犬山市地域福祉推進委員会の設置

本計画の策定にあたり、専門家及び関係者からの意見を聞くため、学識経験者、社会福祉団体関係者、保健医療機関関係者、教育機関関係者、その他市長が必要と認める者から構成する犬山市地域福祉推進委員会を設置しました。

犬山市地域福祉推進委員会では、以下のようなプロセスで検討を進めました。

<犬山市地域福祉推進委員会の開催概要>

回	内容（協議事項）
第1回 令和4年 4月18日	<ul style="list-style-type: none">地域福祉計画等の策定について（諮問）市民ニーズ調査に係るアンケート案について委員会全体スケジュール案について
第2回 9月22日	<ul style="list-style-type: none">犬山市の現状について地域福祉計画等骨子案について地域福祉シンポジウムについて
第3回 11月25日	<ul style="list-style-type: none">地域福祉計画等素案について
第4回 令和5年 2月10日	<ul style="list-style-type: none">地域福祉計画等案について（答申・承認）

(3) アンケート調査の実施

市民の福祉に対する考え方や地域との関わり方などの実態を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査の仕様、回収結果などは下表のとおりです。

<調査の仕様と回収結果>

	一般市民アンケート	町会長アンケート	民生委員・児童委員アンケート
調査地域	犬山市全域		
調査対象	18歳以上の市民	市内の町会長	市内の民生委員・児童委員
標本サイズ	2,000人	350人	130人
抽出方法	無作為抽出	全員	
調査方法	郵送配布・郵送回収 もしくはWeb回答	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和4（2022）年5月24日～6月17日		
回収数	948（47.4%） Web回答分168を含む	253（72.3%）	120（92.3%）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉に対する関心 ● 地域にしてほしい日常生活支援 ● 市の相談窓口の認知度 ● 住民主体の地域活動への参加意向 ● 成年後見制度の認知度・利用意向 ● 災害時の避難について ● 居住地域における福祉の課題 ● 市の暮らしやすさへの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別・年齢・在任年数・所属小学校区 ● 十分にできていない町内会活動 ● 活動の課題や問題 ● 他組織との連携 ● 行政に期待する支援 ● 居住地域における地域のつながり ● 居住地域における福祉の課題 ● 市の暮らしやすさへの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別・年齢・在任年数・活動地区 ● 十分にできていない委員活動 ● 活動の課題や問題 ● 他組織との連携 ● 行政に期待する支援 ● 居住地域における地域のつながり ● 居住地域における福祉の課題 ● 市の暮らしやすさへの評価

(4) 関係団体へのヒアリングの実施

6月に地域福祉の担い手となる市内の各種団体に地域の課題やその解決策などについての「事前質問用紙」を配付し、79団体から回答をいただきました。その後、7月から9月にかけて一部の団体と個別に面談し、ヒアリング調査を実施しました。

事前質問用紙配付数	ヒアリング調査実施数
116	27

<関係団体への質問項目>

- 団体の活動内容
- 本市の課題や困りごと
- 課題や困りごとの解決策
- 団体の活動のうち地域の課題解決に貢献できる活動の有無・内容
- 他の団体などと連携すれば解決できそうな地域の課題の有無・内容
- 他の団体などとの連携において必要なこと
- その他

(5) 地域福祉を考えるタウンミーティングの開催

「犬山市の地域福祉を考えよう」と題して、犬山市タウンミーティングを開催し、「8050 問題から考える地域福祉」をテーマに、市民による意見交換を実施しました。

参加者は、まず「ひきこもりからの回復」(社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団 福祉ビデオ)の一部を視聴し、その後のグループワークでは、問題に対して“私ができること(自助)”、“一緒にできること(互助)”という2つの視点から、できることについて意見交換を行いました。

日時	場所	参加者数	必要な方への支援
令和4年8月20日 10時から12時	市役所2階205会議室	31人	託児、手話通訳
令和4年8月28日 14時から16時	エナジーサポートアリーナ 「犬山市体育館」多目的室	24人	託児、手話通訳、要約筆記

(6) 地域福祉シンポジウムの開催

地域福祉計画は、つくる過程も大切であるとの考えから、市民の地域福祉に対する関心を高め、世代や属性を問わない包括的な支援体制の構築を進める「重層的支援体制整備事業」への理解と、本計画の策定過程で重視する「つながりづくり」について一人ひとりが考えるきっかけをつくることを目的に開催しました。

<概要>

日 時：令和4年12月4日

場 所：南部公民館講堂

参加者数：136名

題 名：「これからの犬山市の地域福祉

～地域で人と人、人と資源がつながるためには～」

内 容：第1部：基調講演

第2部：パネルディスカッション

(7) パブリックコメントの実施

計画名	第1次犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業計画（案）
募集期間	令和5年1月4日（水）から1月20日（金）まで
公開場所	市ホームページ、福祉課窓口、市役所1階市民プラザ、各出張所（城東、羽黒、楽田、池野）、市立図書館
意見数	提出通数：2通 意見数：4件

1

第2章 犬山市の現状と課題

統計及びアンケート調査などからみる犬山市の現状と課題

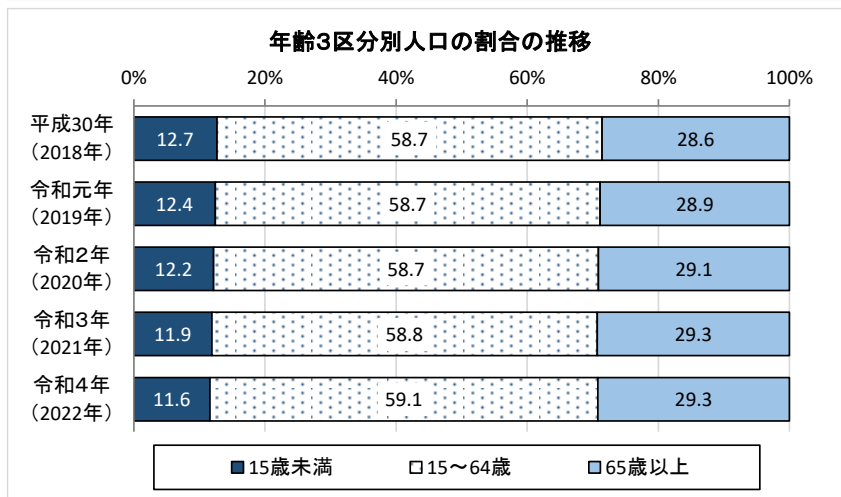
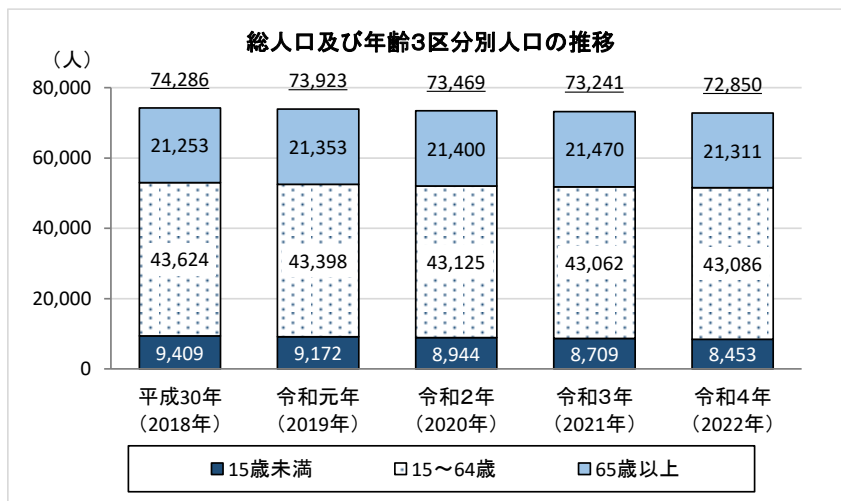


(1) 人口・世帯の現状

①人口の推移と年齢別人口構成

令和4（2022）年9月30日現在の本市の人口は72,850人で、過去5年でみると平成30（2018）年以降、緩やかに減少しています。

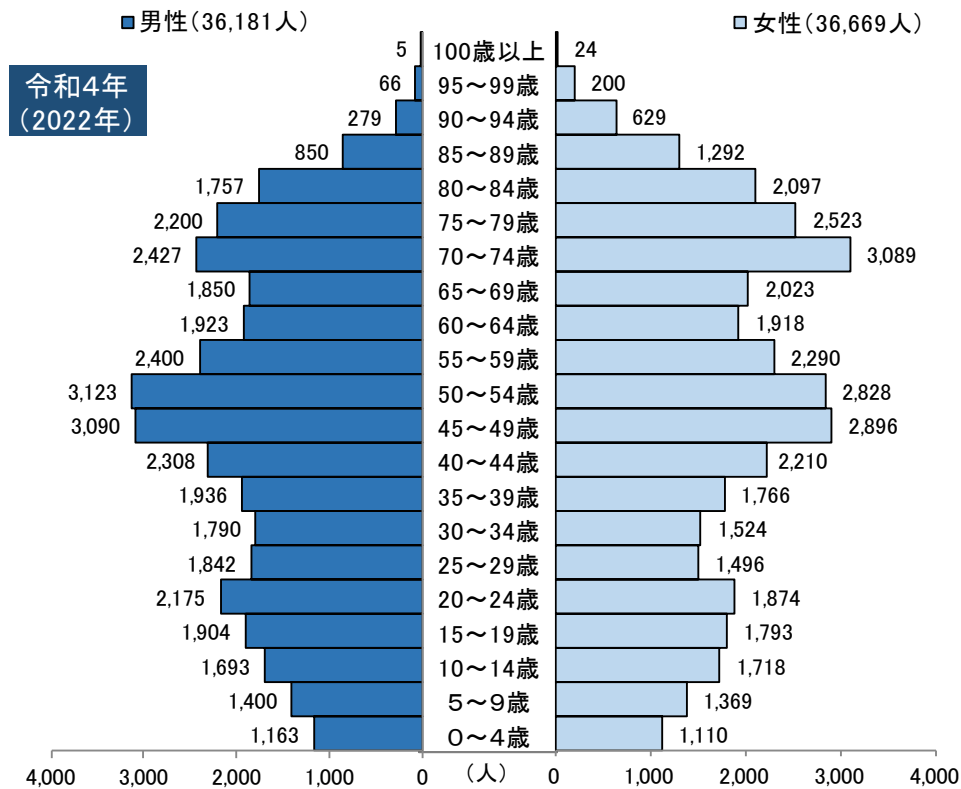
本市の年齢3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）別人口の割合の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合及び生産年齢人口（15～64歳）の割合はわずかに上昇しており、令和4（2022）年における総人口に占める高齢者人口の割合である高齢化率は29.3%となっています。高齢化率は、全国では29.1%、愛知県では25.6%となっており、国や県よりも高くなっています。一方、年少人口（15歳未満）の割合は低下傾向にあります。



出典) 住民基本台帳（各年9月30日現在）

本市の令和4（2022）年の性別・年齢5歳階級別の人口構成（人口ピラミッド）は、下図のようになっています。男性では50～54歳、女性では70～74歳の人口が最も多く、男女ともに次いで45～49歳が多くなっています。一方、15歳以上64歳以下の人口をみると、男女ともに25～29歳及び30～34歳が少なくなっています。

犬山市の人口ピラミッド(性別・年齢5歳階級別人口構成)

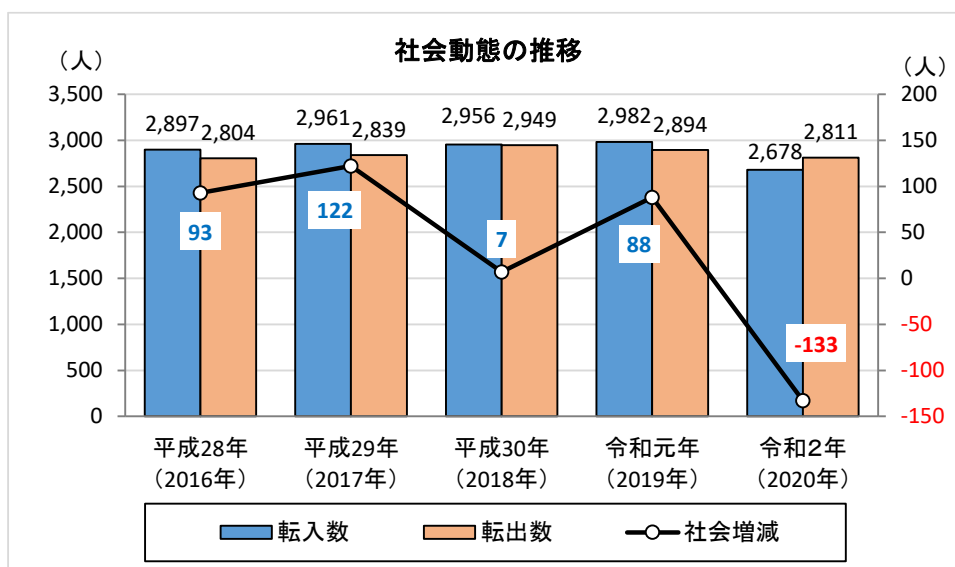
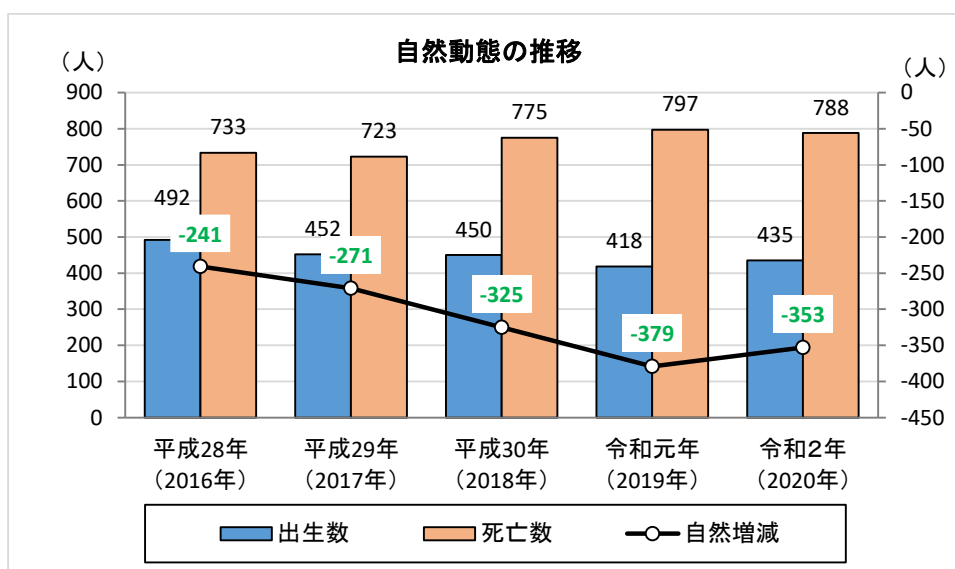


出典) 住民基本台帳 (令和4 (2022) 年9月30日現在)

②人口動態

本市の人口の自然動態の推移をみると、過去5年間の出生数は概ね減少傾向、死亡数は概ね増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続き、令和2（2020）年は353人の自然減となっています。国や県においても自然減の幅は増加傾向にあります。

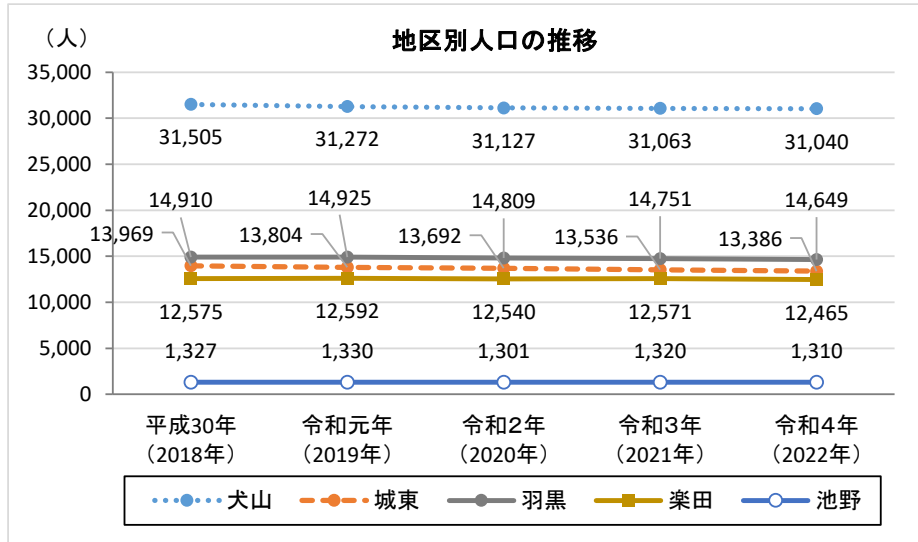
一方、本市の社会動態の推移をみると、令和元（2019）年までは転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いていましたが、令和2（2020）年は転出数が転入数を上回り、133人の社会減となっています。国や県においても社会増の幅は減少傾向にあります。



出典)「犬山市の統計」 ※「転出数」はその他の社会減を含む。

③地区別人口の状況

本市の地区別の人口をみると、犬山、羽黒、城東、楽田、池野の順で多くなっています。過去5年間の推移をみると、人口は全ての地区で概ね減少傾向にあります。

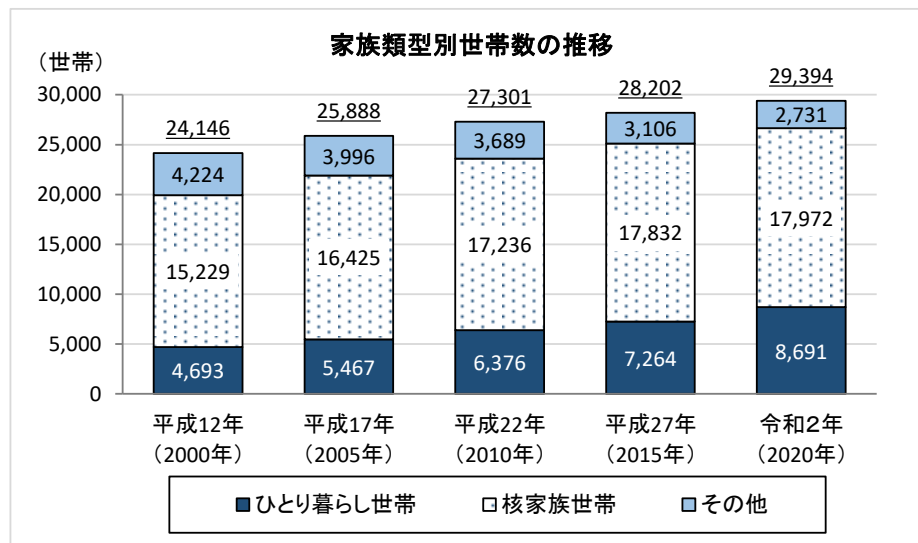


出典) 住民基本台帳 (各年9月30日現在)

④世帯の状況

本市の一般世帯数の推移をみると、平成12(2000)年以降増加傾向にあり、令和2(2020)年では29,394世帯となっています。

家族類型別でみると、ひとり暮らし世帯数・核家族世帯数ともに一貫して増加傾向にあり、特にひとり暮らし世帯数の伸びが大きくなっています。令和2(2020)年の本市の一般世帯数に占めるひとり暮らし世帯の割合(29.6%)は国(38.0%)や県(36.3%)より低く、本市の核家族世帯の割合(61.1%)は国(54.1%)や県(55.5%)より高くなっています。



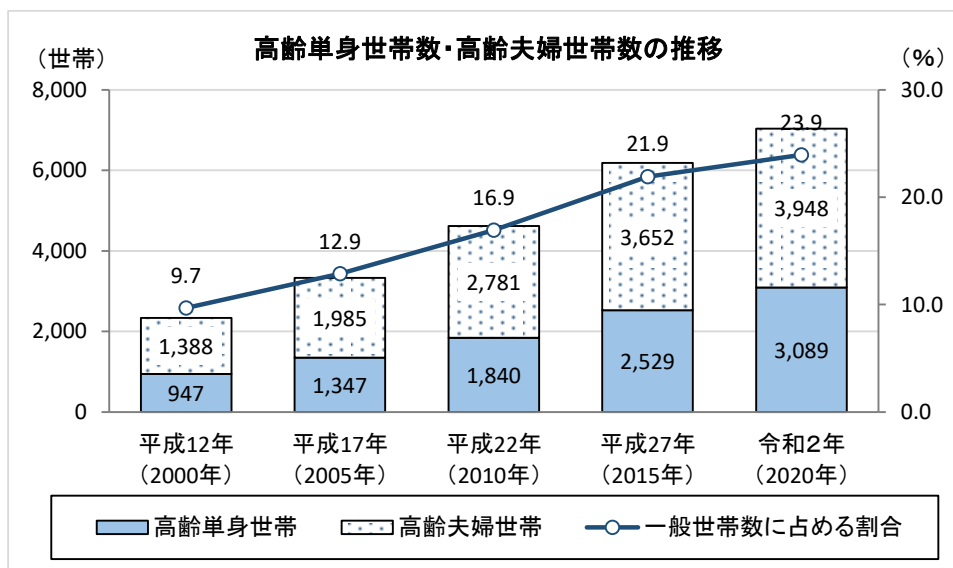
出典) 国勢調査

(2) 高齢者の現状

① 高齢者世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯数の推移をみると、高齢単身世帯（高齢者ひとり暮らし世帯）、高齢夫婦世帯（高齢者夫婦のみの世帯）はいずれも増加傾向にあります。

高齢者のいる世帯数が一般世帯数に占める割合も上昇し続けており、平成12（2000）年の9.7%に対し令和2（2020）年では23.9%と、20年間で2倍以上となっており、国（22.5%）や県（19.7%）の割合より高くなっています。



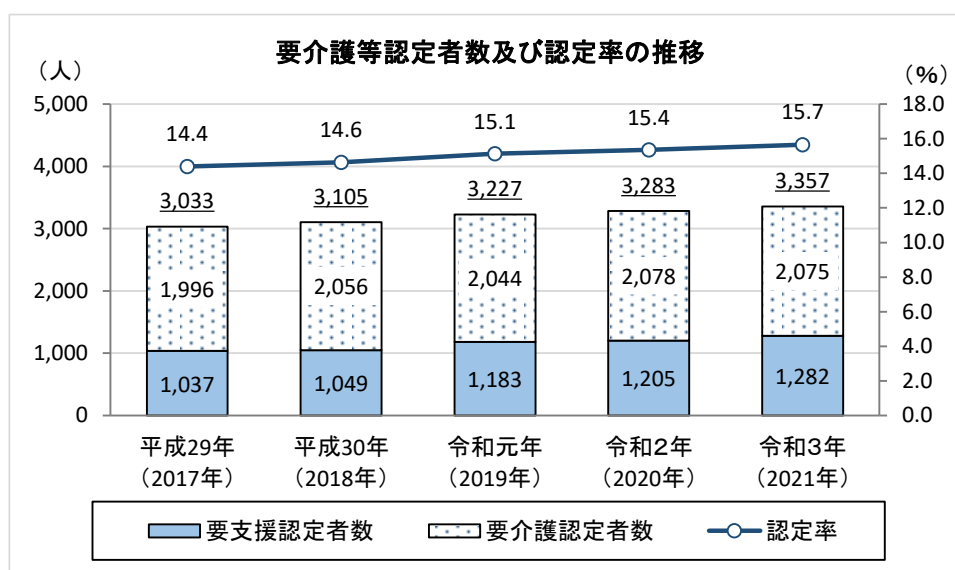
出典) 国勢調査

※高齢夫婦世帯は、夫及び妻の年齢が65歳以上の夫婦のみの一般世帯

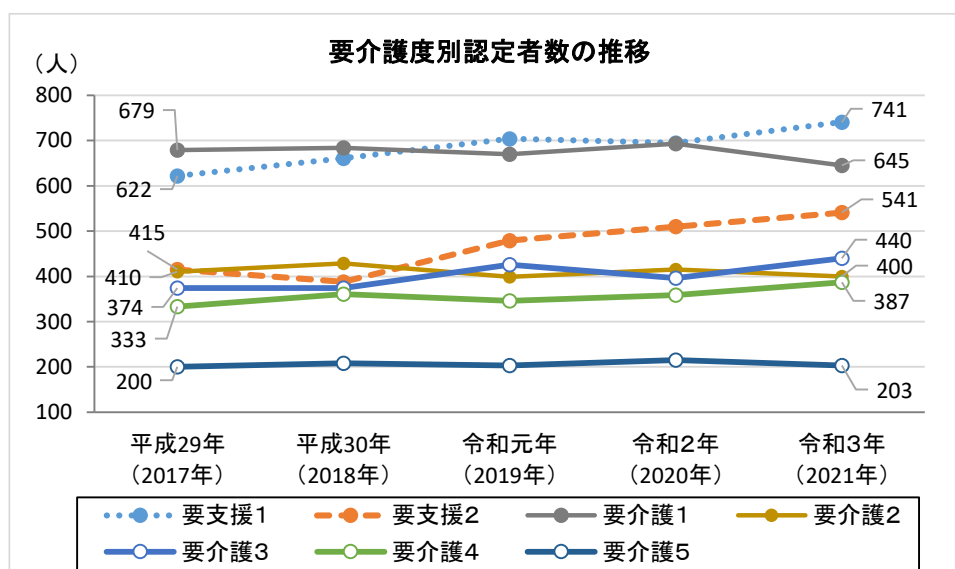
②要介護等認定者の状況

本市の要介護等認定者数の推移をみると、国や県と同様に増加傾向にあり、令和3（2021）年では3,357人となっています。要支援認定者数（要支援1・2）、要介護認定者数（要介護1～5）ともに増加傾向にあり、特に要支援認定者数の伸びが大きくなっています。

認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）も国や県と同様に上昇し続けており、特に平成30（2018）年から3年間で1ポイント以上上昇し、令和3（2021）年は15.7%となっていますが、国（19.2%）や県（17.5%）の割合より低い値で推移しています。要介護度別で推移をみると、要支援1・2、要介護3・4が大きく増加し、要介護1・2が減少しています。



出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月30日時点）
 ※認定者は第2号被保険者を含み、
 認定率は「認定者数（2号含む）」÷「第1号被保険者数」で計算される。



出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月30日現在）
 ※認定者は第2号被保険者を含む。

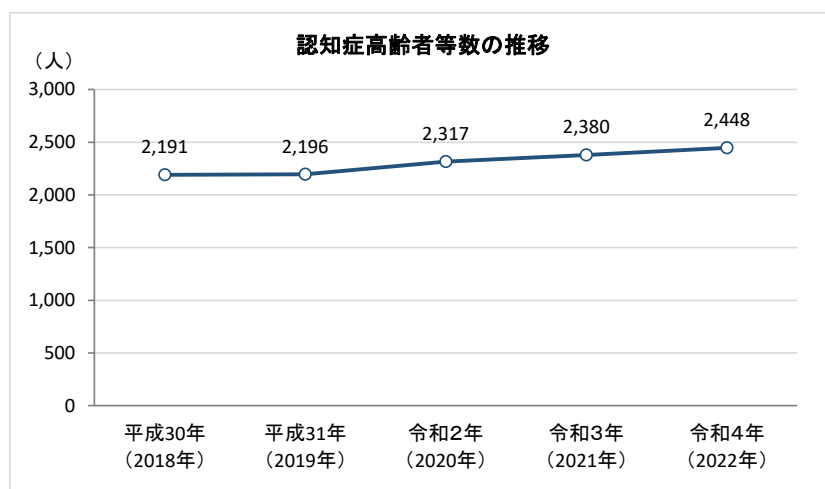
要介護度の区分表

	内 容	厚生労働省で定める区分	
要支援状態	身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（原則6か月）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要支援状態区分）のいずれかに該当するものをいう。	要支援1	要介護認定等基準時間が25～32分
		要支援2	同 32～50分のうち、要支援状態にある者
要介護状態	身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（原則6か月）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。	要介護1	同 32～50分のうち、要介護状態にある者
		要介護2	同 50～70分
		要介護3	同 70～90分
		要介護4	同 90～110分
		要介護5	同 110分以上

③認知症高齢者等の状況

本市の認知症高齢者等全体のうち、日常生活自立度がⅡ以上の人数の推移をみると、増加傾向にあり、令和4（2022）年では2,448人となっており、認知症高齢者等全体の77.8%を占めています。また、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ）の状態にある割合が最も高くなっています。

認知症高齢者等の人数は高齢化の進行に伴い、国や県においても大幅に増加することが見込まれており、厚生労働省の推計では、平成27（2015）年の525万人が令和7（2025）年には最大で730万人に増加すると見込まれ、県に当てはめると約29万人が最大で約40万人に増加すると見込まれています（出典：「あいちオレンジタウン構想」）。



出典) 高齢者支援課

(各年3月31日現在)

※「認知症高齢者等」は「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としている。

認知症高齢者等の日常生活自立度判定基準及び人数(赤枠は本市が「認知症高齢者等とする区分」)

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	人数(人)
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	—	698
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		—
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等	417
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等	690
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		—
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	629
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ	264
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ	364
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等	84
			(合計) 3,146

出典) 要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版(平成 30 年 4 月) ※人数欄は本市の独自記載

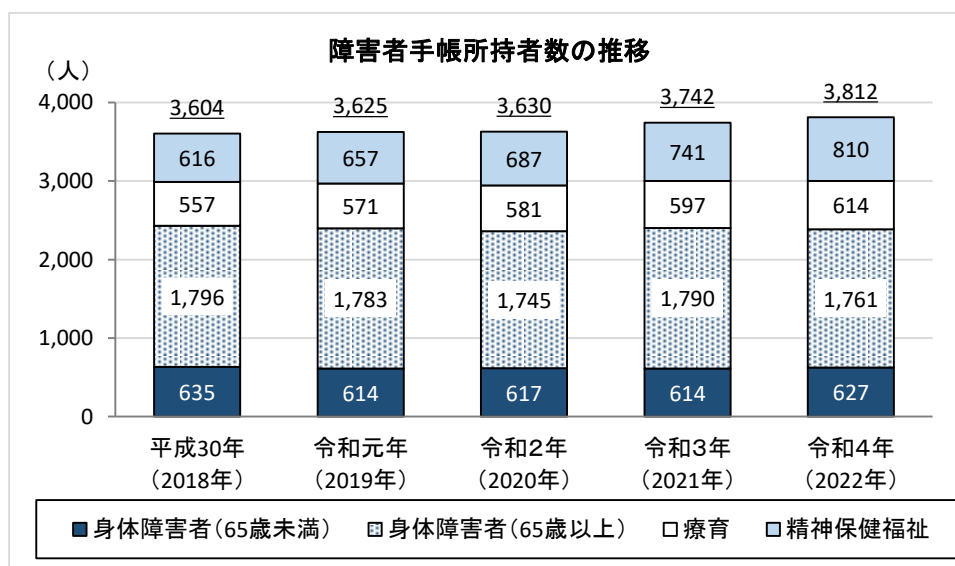
(3) 障害のある人の現状

①障害者（児）の状況

本市の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者数は、平成 30（2018）年以降緩やかな増加傾向にあり、令和 4（2022）年では 3,812 人となっています。

手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳は 65 歳未満、65 歳以上ともに概ね減少傾向にあります。一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳はともに増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の伸びが大きくなっています。国においてはいずれの手帳の所持者数も増加傾向にありますが、県においては、身体障害者手帳はわずかな減少傾向、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあり、本市は県と同様の傾向を示しています。

障害児については、放課後等デイサービス及び児童発達支援の利用者数の推移をみると、いずれも概ね増加傾向にあり、国や県と同様の傾向を示しています。



出典) 福祉課（各年 3 月 31 日現在）

放課後等デイサービス利用者数の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
延利用人数 (人)	2,050	1,581	2,741	2,780	4,376
実利用人数 (人)	183	163	177	208	226

出典) 福祉課

児童発達支援利用者数の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
延利用人数 (人)	1,475	1,586	1,586	2,296	2,110
実利用人数 (人)	141	93	159	195	222

出典) 福祉課

本市の身体障害者手帳所持者の状況をみると、等級別では1級、年齢別では65歳以上、障害の種別では肢体不自由の所持者が、それぞれ最も多くなっています。県（2020年：1級30.0%、65歳以上73.2%、肢体不自由50.3%）と同様の傾向を示しており、年齢別では国も65歳以上（2016年：72.6%）が最多となっています。

療育手帳所持者の状況では、等級別ではA、年齢別では18～64歳の所持者が、それぞれ最も多くなっています。県（2020年：A38.0%、18～64歳63.0%）と同様の傾向を示しており、年齢別では国も18～64歳（2016年：60.3%）が最多となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況では、等級別では2級、年齢別では18～64歳の所持者が、それぞれ最も多くなっています。県（2020年：2級63.2%、18～64歳76.1%）と同様の傾向を示しています。なお、国は25歳～64歳（2016年：52.9%）が最多となっています。

身体障害者手帳所持者の状況

等級	人数(人)	割合(%)	年齢	人数(人)	割合(%)	人口(人)	人口に占める割合(%)
1級	695	29.1	18歳未満	41	1.7	10,773	0.4
2級	337	14.1	18～64歳	586	24.5	40,564	1.4
3級	542	22.7	65歳以上	1,761	73.7	21,356	8.2
4級	584	24.5	計	2,388	100.0	72,693	3.3
5級	119	5.0					
6級	111	4.6					
計	2,388	100.0					

障害の種別	人数(人)	割合(%)
視覚障害	153	6.4
聴覚・平衡機能	144	6.0
音声・言語機能	41	1.7
肢体不自由	1,257	52.6
内部障害	793	33.2
計	2,388	100.0

療育手帳所持者の状況

等級	人数(人)	割合(%)	年齢	人数(人)	割合(%)	人口(人)	人口に占める割合(%)
A	239	38.9	18歳未満	185	30.1	10,773	1.7
B	159	25.9	18～64歳	389	63.4	40,564	1.0
C	216	35.2	65歳以上	40	6.5	21,356	0.2
計	614	100.0	計	614	100.0	72,693	0.8

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

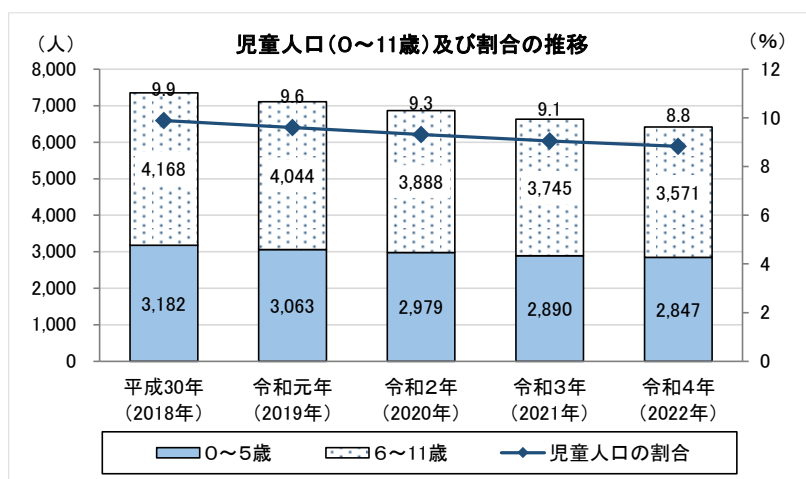
等級	人数(人)	割合(%)	年齢	人数(人)	割合(%)	人口(人)	人口に占める割合(%)
1級	108	13.3	18歳未満	44	5.4	10,773	0.4
2級	537	66.3	18～64歳	617	76.2	40,564	1.5
3級	165	20.4	65歳以上	149	18.4	21,356	0.7
計	810	100.0	計	810	100.0	72,693	1.1

出典) 手帳所持者人数：福祉課 人口：住民基本台帳（令和4（2022）年3月31日現在）

(4) 子ども・子育て世帯の現状

①児童人口の推移

本市の児童人口（0～11歳の人口）の推移をみると、0～5歳児、6～11歳児ともに4年間で10%以上の減少傾向にあります。また、総人口に占める児童人口の割合も低下傾向にあり、令和4（2022）年では8.8%となっており、国（9.2%）や県（10.1%）より低くなっています。

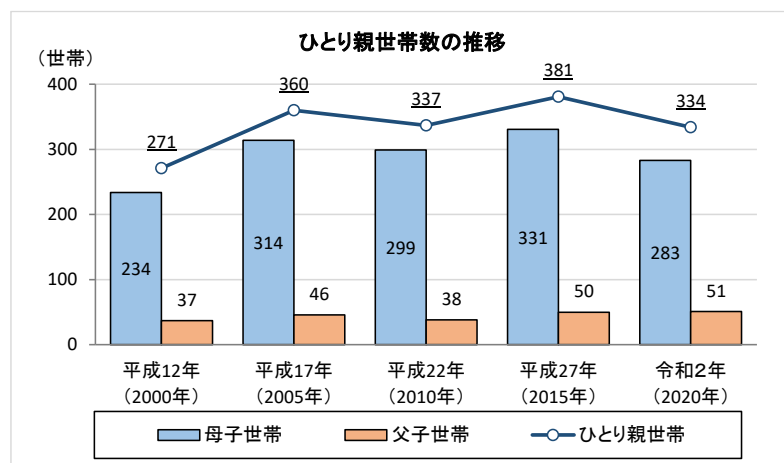


出典) 住民基本台帳 (各年3月31日現在)

②ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯数（母子世帯数と父子世帯数の合計）の推移をみると、平成17（2005）年以降は増減を繰り返しながら350世帯前後で推移しています。国や県はともに平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけては増加、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけては減少しており、本市の推移は国や県の推移と似た動きとなっています。

また、市のひとり親世帯数の内訳をみると、母子世帯は300世帯前後、父子世帯は50世帯前後で推移しています。令和2（2020）年のひとり親世帯数に占める母子世帯の割合は84.7%で、国（89.7%）や県（88.8%）より低くなっています。

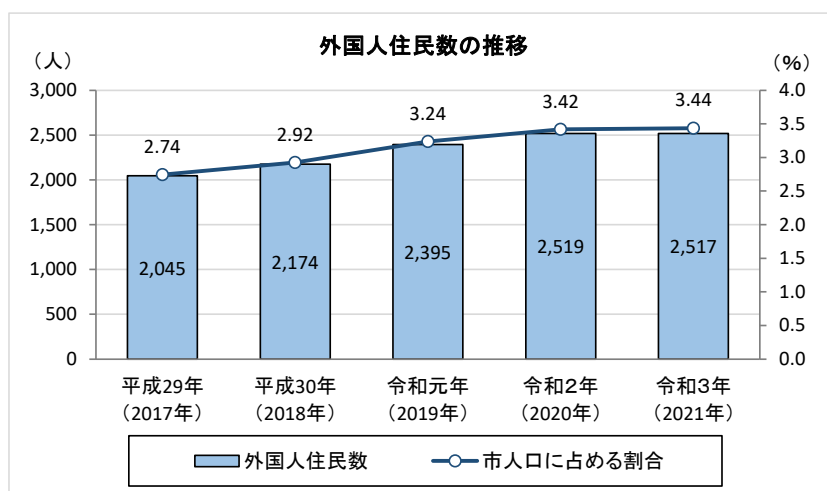


出典) 国勢調査

(5) 外国人住民の現状

①外国人住民の状況

本市に居住する外国人は概ね年々増加しており、令和3（2021）年の外国人住民数は2,517人となっています。本市の総人口に占める外国人住民数の割合も上昇傾向にあり、令和3（2021）年では3.44%となっており、国の割合（2.2%）より高く、県の割合（3.58%）より低くなっています。

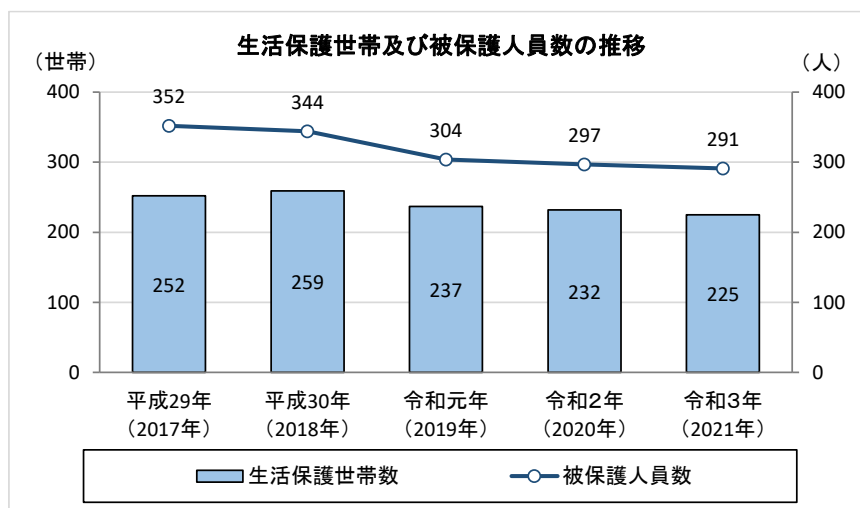


出典)「犬山市の統計」、住民基本台帳（各年3月31日現在）

(6) 生活保護世帯の現状

①生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯及び被保護人員数の推移をみると、平成29（2017）年以降は世帯数、人員数ともに概ね減少傾向にあり、令和3（2021）年では225世帯、291人となっています。本市の保護率（総人口÷被保護人員数）は0.37%で、国（1.63%）や県（0.52%）と比較しても低い水準となっています。

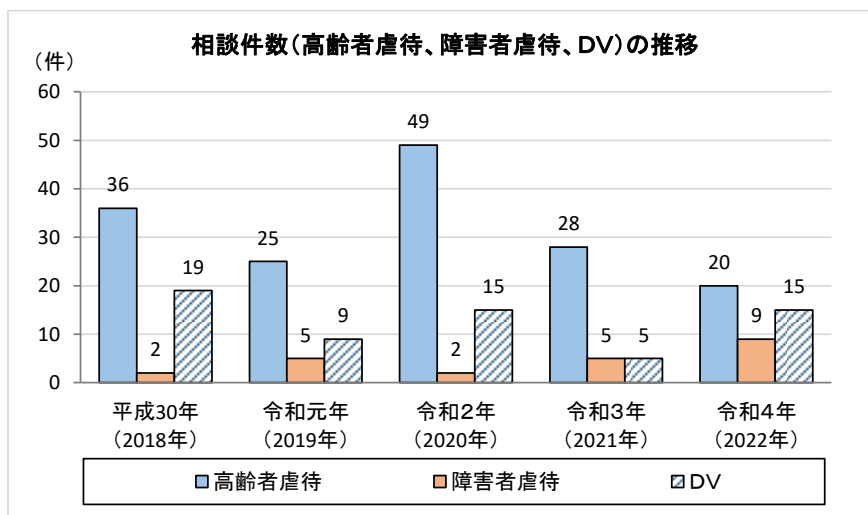


出典)「犬山市の統計」（各年3月31日現在）

(7) 虐待・DVの現状

①虐待相談の状況

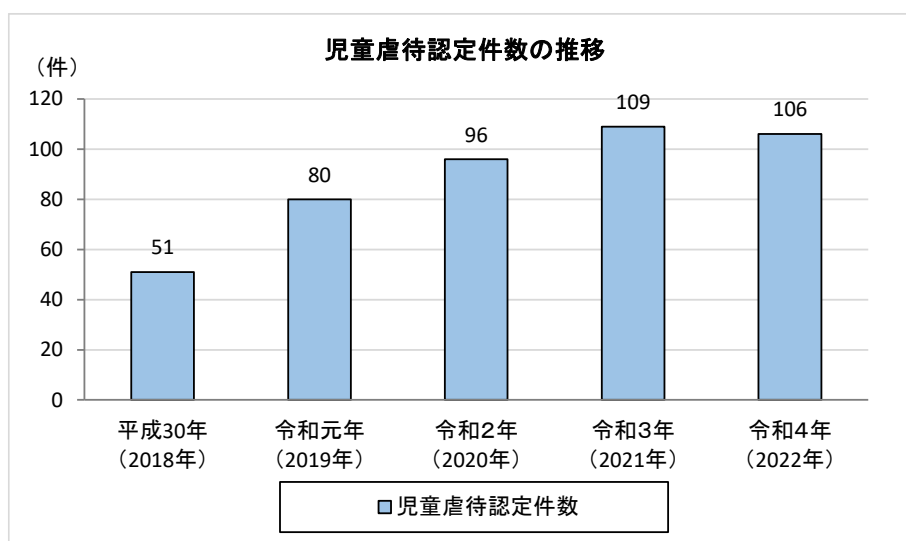
本市の高齢者虐待、障害者虐待、DV*に関する相談件数の推移をみると、いずれも増減を繰り返しており、過去5年間の平均は高齢者虐待相談が32件、障害者虐待相談が5件、DV相談が13件となっています。国や県の各相談件数は、概ね増加傾向にあります。



出典) 高齢者支援課、福祉課、子ども未来課 (各年3月31日現在)

②児童虐待の状況

本市の児童虐待認定件数の推移をみると、平成30(2018)年以降概ね増加傾向にあり、令和4(2022)年では106件となっています。国や県の件数も増加傾向にあります。



出典) 子ども未来課 (各年3月31日現在)

*DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者や恋人など親密な関係にある者(過去において配偶者や恋人など親密な関係にあった者を含む)による身体的暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的・経済的・性的暴力)をいう。

(8) 地域活動の現状

①ボランティアの登録状況

市社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録状況（令和4（2022）年3月31日現在）は、下記のとおりです。

登録数		活動の種類（件）
団体数・登録者数 （件）・（人）	個人 （件）	交流 12、生活支援 1、手話等 15、 子育て支援 25、まちづくり 12、 環境保全 16、その他 51
127 ・ 3,505	5	

出典）市社会福祉協議会ボランティアセンター（令和4（2022）年3月31日現在）

②NPO 法人の活動状況

本市のNPO法人は令和4（2022）年10月現在22団体で、その名称及び活動目的は下表のとおりです。

（順不同）

法人名	定款に記載された目的
まなぶみ	この法人は、ひきこもりや不登校、注意欠陥・多動性障害などにより社会に適応できない人に対し、サポート校での様々な体験を通してコミュニケーション能力の増進を図り、自律的な生活ができるよう訓練することにより、社会復帰を支援し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
十人十色	この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人とその家族、高齢者、こども等に対して、だれもが個性を生かし、社会の一員として自立できる力を高めるために、介護、福祉サービス、地域生活支援に関する事業を行い、暮らしやすいまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより社会全体の利益に寄与することを目的とする。
アジャスト	この法人は、認知・言語面の苦手さにより社会生活に困難さがある住民に対して、学習・生活支援に関する事業を行い、認知・言語面の苦手さがある住民の社会生活の困難さに係る問題の改善や解決を図り、認知・言語面の苦手さがある住民の社会生活の向上と様々なバックグラウンドをもつ人が共生する社会の推進に寄与することを目的とする。
犬山市体育協会	この法人は、犬山市におけるスポーツ団体等を総括し、生涯スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の体力向上、健康増進及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
犬山学術文化交流センター	この法人は、遺伝子治療の指針犬山宣言を有し、自然環境、歴史文化、学術、観光施設が集積する都市環境を生かした国際的なまちづくりをめざす犬山市に、国の内外から国際会議、学会、シンポジウム等の誘致や事業を催し、学術文化の向上や国際交流を推進するとともに科学技術の振興、保健、医療、福祉の増進、環境保全、青少年の健全育成をはかり国際会議観光都市の建設に寄与することを目的とするものである。
いぬやまe-コ ミュニティーネ ットワーク	この法人は、地域住民に対して、行政並びに地域教育施設と協働して、最新の情報・通信技術を活用し、市民生活や市民活動を促進するための情報環境の構築または構築支援の事業を行い、これら情報環境整備支援事業を通して、市民の日常生活や団体活動が、より豊かに・平等に・楽しく・活発に行えるような、市民生活向上貢献に寄与する事を目的とします。
にこっと	この法人は、子育てに関わる全ての人や団体にとって、それぞれが輝くことのできる場や機会のある地域づくりを基本理念とし、「子育て家庭や子育て期の女性の可能性を広げる”はじめのいっぽ”を応援する事業」や「地域の子育て応援者が連携できるネットワークづくりに関する事業」を行うことにより、まち全体で子育てを応援する持続可能な環境づくりを推進し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

法人名	定款に記載された目的
犬山市民活動支援センターの会	この法人は、自らの地域における民間非営利組織（NPO）活動の発展をめざし、「犬山市民活動の支援に関する条例」の趣旨を踏まえ、地域の市民セクター自らの手によるNPO支援組織として、幅広く地域や分野を越えたNPOの活動基盤強化を図り、NPOと企業や行政とのパートナーシップの形成を促進することを目的とする。そのために下記に掲げる活動を自ら行うとともに、これらの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。また、その活動に関心を持つ市民に対し、各種の支援を行う。
屋久島いきもの調査隊	この法人は、屋久島の野生動植物に対して、その学術研究と研究結果の普及に関する事業を行い、野生動物をはじめとする自然と人の望ましい関係構築に係る問題の改善や解決を図り、屋久島の自然の価値の向上とその理解の増進に寄与することを目的とする。
犬山グリーンライフ	この法人は、市民農園の開設・運営・管理や、安全な苗木の普及、農業講座の開催に関する事業を行うことにより、耕作放棄地の有効利用と安心安全な農産物の栽培を推進し、都市と農村の共生による地域活性化と経済効果の促進に寄与することを目的とする。
犬山里山学研究所	この法人は、犬山市周辺の里山に対する、調査研究を踏まえ、自然資料の収集、および分析、環境学習並びに観察、保全に関する事業を行い、里山の利活用を図る。また、それら事業を担う人材の育成および交流の促進に寄与することを目的とする。
ビーリア（ボノボ）保護支援会	この法人は、コンゴ民主共和国の住民やアフリカの野生動植物に関心をもつ世界の人々に対して、生活の支援や環境教育並びに森林とボノボの保全に関する事業を行い、アフリカの熱帯雨林とそこに住むボノボ（現地名ビーリア）の保護と、生息環境の保全に対する理解の増進に寄与することを目的とする。
ぼんぼこネットワーク	この法人は、障害者に係るあらゆる問題に対してネットワークを構築することにより改善、解決を図り、地域活動の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。
エコトピア・リエゾン21	この法人は、広く一般市民、学生、研究者及び事業者、生産者に対して、環境保全に関する支援事業を行い、環境調和型理想社会（エコトピア）の実現に寄与することを目的とする。
クラスメイト	この法人は、犬山市在住の高齢者を含む生活弱者に対して、生活支援と健康支援に関する事業を行い、生活不安に係る問題の改善や解決を図り、日常生活の向上と健康な生活の増進に寄与することを目的とする。
カリンズ森林プロジェクト	この法人は、ウガンダ共和国カリンズ森林保護区等で進められているエコツーリズム計画を支援する事業や、森林の保全、動植物の生態等に関する環境教育事業などを行うことにより、熱帯森林の保全と地域住民の生活の向上に寄与することを目的とする。
シェイクハンズ	この法人は、市民及び多くの人たちに対して、開発途上国の人たち、外国籍住民の人たちに対する支援の必要性、大切さを訴えると共に、国際社会にふさわしい国際理解と国際協力活動を推進し、多文化共生社会づくりを目指して、人間は肌の色、言語や文化が違って同じ人間であるということの意味、違いを認める社会づくりに貢献することを目的とする。
古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク	木曾川扇状地には、かつて「古代瀬波」と呼ばれた一つの領域が存在し、そこには個性豊かな文化が育まれ、数多くの貴重な文化遺産が存在しています。この法人は、これらの文化遺産を学問的に評価するとともに、地域の歴史・文化教育活動等に活用するための具体的提案などを実施していきたい。例えば、古墳や遺跡が存在する場所が、地域の人々の日常的なたまり場となったり、その遺跡を通じて人々の間に日常的な交流が生まれ、そして人々との交流の輪がどんどん広がっていくような仕組みを文化遺産を通じて具体化していきたい。さらにここに集まり文化遺産にふれあう人々の生き生きした姿に出会うことにより、この町の歴史や文化、そして周囲の自然景観にあらためて感動し、この町が育んできた素晴らしい歴史空間を体感できるような活動を考えて行きます。こうした具体的な歴史教育・文化財等の啓発活動、支援事業を通じて、地域社会に貢献することを目的とします。また、これらの活動を行っていく上では、多くの市民、多くの団体、行政、企業の理解を得ながら、協働して実施していくことを目指します。

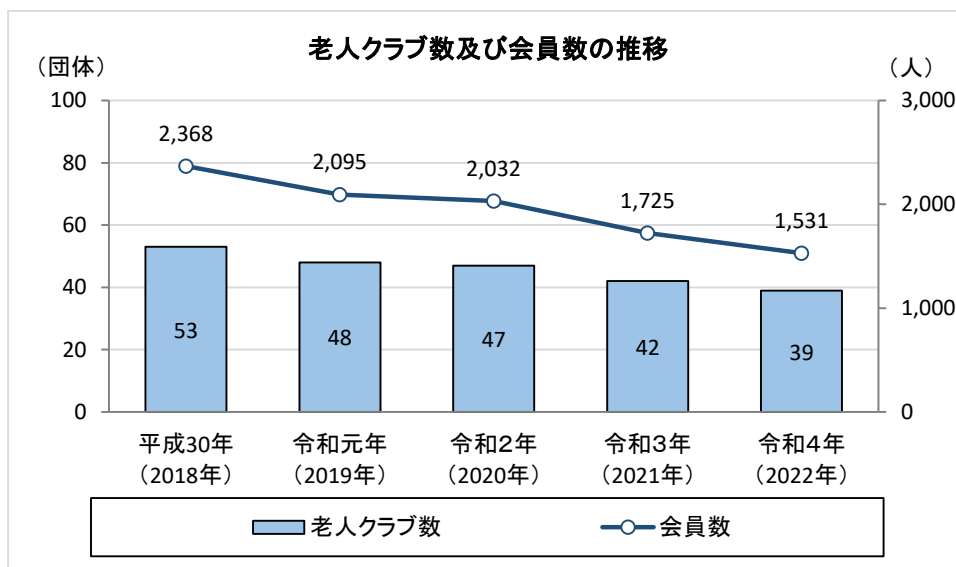
法人名	定款に記載された目的
日本健康体育協会	この法人は、一般の人々に対して運動、スポーツを通じ健康の増進を図り健康に関する情報の提供と指導を行うとともに、トレーナー、運動指導者、健康指導者の育成と活躍の場を創造し広く国民の理解と指示を仰ぎ、健康とスポーツの正しい知識を普及しトレーナーの社会的地位及び評価の向上を行い、国民の健康とスポーツの競技力向上と障害の予防に寄与することを目的とする。
犬山城下町を守る会	この法人は国宝犬山城を擁する城下町の歴史的風致を守り地域の活性化をはかり、環境文化の創造に貢献する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。
犬山あんきにくらそう会	本会は、助け合いの精神に基づき、高齢者、障害者、子どもたちが共に安心して暮らすために、住みなれた地域でだれもが看護、介護、保育が受けられる環境を作り、もって少子高齢社会の医療又は福祉の増進に寄与し、高齢者と障害者や子どもたちとの共生をめざし、社会全体の利益に貢献することを目的とする。
こどもサポートクラブ東海	この法人は、子どもが主体的に様々な学校および地域の活動に参加し、行動し、地域の人々との協働の体験を通じて、学び成長することを大人たちが支援する。また、体験と知識を兼ね備えたバランスのとれた人間へと子どもが成長することを支援する、大人たち自身の居場所づくりにも貢献することを目的とする。

出典) 内閣府NPO法人ポータルサイト(令和4(2022)年10月現在)

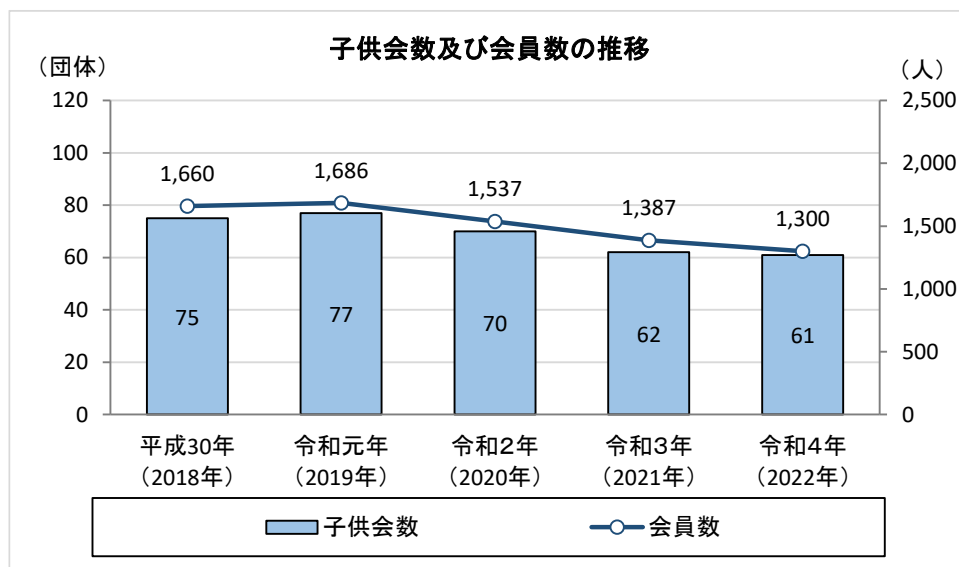
③老人クラブ・子供会の状況

本市の老人クラブ*は、団体数、会員数ともに減少傾向にあり、令和4(2022)年では39団体1,531人となっています。国や県も同様に、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

本市の子供会*も、団体数、会員数ともに減少傾向にあり、令和4(2022)年では61団体1,300人となっています。



出典) 高齢者支援課(各年3月31日現在)



出典) 子ども未来課 (各年3月31日現在)

*老人クラブ：犬山市老人クラブ連合会に加入している老人クラブ

*子供会：犬山市子供会育成連絡協議会に加入している子供会

(9) 現状から把握した課題

①統計から把握した課題

子どもの健やかな成長への支援が必要

本市では、出生数とともに子どもの人数が減少しています。そのため、保育の充実や多子多胎世帯への支援の拡充などの子育て支援の充実や仕事と家庭・育児の両立支援などの施策を進め、子どもを生み育てやすい環境を整えることが必要です。また、支援を必要とする障害のある子どもの増加に伴う障害児福祉施策の充実が求められるとともに、児童虐待の認定件数が増えてきており、地域ぐるみで子どもの健全な成長を支える環境の整備も必要です。具体的には、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」の設置を検討するなど子育て家庭が安心して相談できる環境を整えるとともに、子どもの健全育成を地域ぐるみで推進する意識づくりや人づくりを進め、様々な取組みに参加する人を増やしていくことが求められています。

<統計に見られる特徴>

- ・年少人口（15歳未満の人口）、児童人口（0～11歳の人口）ともに減少しています。
- ・出生数が減少しています。
- ・子供の会の団体数、会員数がともに減少傾向にあります。
- ・ひとり親世帯数は概ね300世帯以上で推移しています。
- ・児童虐待認定件数が増加傾向にあります。
- ・障害児通所支援の利用者数が増加傾向にあります。

高齢者や障害者などが安心して生活し、参加できる地域づくりが必要

本市では、高齢化が進行しており、高齢単身世帯（高齢者ひとり暮らし世帯）や高齢夫婦世帯（高齢者夫婦のみの世帯*）も増加しています。また、認知症高齢者や障害者手帳所持者、外国人住民も増加傾向にあります。高齢者や障害者などが住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、多様な生活課題を解決できる地域づくりやしくみづくりを進める必要があります。

また、高齢者や障害者などの孤立を防ぎ社会参加を促進するため、身近な地域で交流できる機会や場づくりなどを進めていくことも大切です。

<統計に見られる特徴>

- ・高齢単身世帯数や高齢夫婦世帯数がともに大きく増加しており、一般世帯数の約4分の1を占めています。
- ・要介護等認定率が増加傾向にあります。
- ・認知症高齢者等数が増加傾向にあります。
- ・障害者手帳所持者数が増加傾向にあります。
- ・外国人住民数が増加傾向にあります。
- ・高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待及びDVについては、常に一定数の相談があります。

*高齢者夫婦のみの世帯：夫及び妻の年齢が65歳以上の夫婦のみの一般世帯

②アンケート調査・団体ヒアリング調査・タウンミーティングから把握した課題

福祉への関心や意識の向上が必要

一般市民アンケート調査では、「若い世代の福祉への関心が低い」という傾向がみられます。町会長アンケート調査では、「役員のなり手が少ない、または、役員の選出が難しい」「活動への若い人の参加が少ない」という課題がある一方で今後の活動の充実、活性化のために、行政に期待する支援として「町内会の役員の負担の軽減」が最も高い結果となっています。民生委員・児童委員アンケート調査では、「若い委員が少ない」「委員の活動に対する住民の関心が低い」「多世代（幅広い世代の人々）の交流や付き合いが少ない」ということが課題として指摘されています。身近な地域で住民同士の顔が見える関係づくりを進めるとともに、地域で行われている活動を知ってもらえるような働きかけが必要です。

団体ヒアリング調査では、外国人住民が増えており、言葉の課題がありコミュニケーションが難しいという意見や、障害者や施設入所者への偏見の問題など、福祉に対する意識啓発の必要性の指摘や、地域と施設との接点がないという意見がありました。その一方で、当事者のことを知ってもらうことも大切であり、交流の機会を設ける必要があるという意見がありました。

タウンミーティングでも、勉強会などを通じて福祉について学び、福祉課題を有する人を理解することの大切さへの指摘がありました。また、まずは知ることからという意見にもあるように、小さなころから福祉について触れる機会や学ぶ機会、当事者との交流の機会や福祉について学習できる機会を充実させるとともに、福祉への意識を高める啓発事業をとおして、福祉への関心を高め、福祉の心を育む人づくりを進めていく必要があると考えられます。

福祉の人材や活動の担い手の確保や育成が必要

一般市民アンケート調査では、居住地域における福祉の課題として「町内会・まちづくりなどの役員のなり手・担い手が少ない」ことが最も多くみられました。町会長アンケート調査でも、「役員のなり手が少ない、または、役員の選出が難しい」ことが課題とされ、町会長アンケート調査、民生委員・児童委員アンケート調査ともに、行政に期待する支援として「新たに委員の担い手となる人材の発掘や育成支援」を求める意見が多くみられました。役員などの担い手の負担軽減を図りライフスタイルに合った組織運営のあり方を検討する必要があると考えられます。一方で、一般市民アンケート調査において、地域にして欲しい日常生活支援では「災害時の手助け」に次いで「安否確認の声かけ」という結果となっていることとあわせて、近隣にしてあげられる日常生活支援として「安否確認に声かけ・見守り」や「災害時の手助け」という結果となりました。福祉への関心や意識の向上とあわせて、日常生活において無理のない範囲でも活動ができることを広めるとともに、マッチングのしくみを整えることも必要です。

団体ヒアリング調査では、ケアマネジャーや保育士などの専門職の人材不足が課題として指摘されていることとあわせて、介護離職を考えている人がいるという意見もあます。必要な人が福祉サービスを適切に利用できる体制を確保するために、専門職の人材とともに地域福祉活動の担い手の育成を図り、専門職と地域とが連携した支援体制の構築が求められています。

相談窓口の利用しやすさの向上や相談事業の充実が必要

一般市民アンケート調査では、各分野の相談窓口についての認知度が低いことがわかりました。悩みや不安を相談したい相手としては「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」「病院・診療所」と続いています。「誰（どこ）に相談したらよいかわからない」という回答も7.8%ありました。

団体ヒアリング調査においても、相談窓口の敷居が高くて利用しにくいこと、相談窓口が周知されていないことなどが課題とされています。また、相談に来られない人への支援や相談する必要があるのに問題点に気づいていない人への支援の必要性も指摘されています。同時に、人員不足で十分な対応が困難であるという意見もありました。

タウンミーティングにおいても、相談することの大切さや相談窓口につなげることの大切さを指摘する意見が多くみられました。加えて、地域資源や相談窓口の情報を知るといった意見もあり、SNSなどの活用や対象者にあった周知の方法を検討することが求められています。また、相談に来られる人を待って受け入れるだけでなく、支援者が出向いて支援することも含め、人員体制を確保し、誰も取り残さない相談支援を実現するしくみづくり、つながりづくりが必要です。

計画の基本理念



人口減少や少子高齢化、生活様式や価値観の変容など、地域社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。その中であって、私たち市民一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指すためには、行政だけでなく個人や地域の多様な主体がつながって参画する「地域力の強化」が必要です。

法第4条には地域福祉の推進に関することが規定されていますが、地域における様々なつながりを大切にしながら取り組む地域福祉の推進は、市民・地域・行政が有機的につながる“わ”のまちづくりと捉えることができます。

そのため、本計画において、強化していくべき地域の力を「“わ”の力」と表現し、本計画の基本理念を「つながり 支え合い 地域で高めよう “わ”の力」とします。

つながり 支え合い 地域で高めよう “わ”の力
～誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指して～

【社会福祉法】

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

2

第3章 計画の基本理念と施策

計画の基本目標



基本理念を実現するために推進すべき施策を位置づけるため、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 人づくり

市民の福祉の心を育み、福祉に対する理解を高めます。また、市民の生きがいや健康づくりへの取り組みを支援するとともに、地域福祉活動に参加する人を育てます。

基本目標Ⅱ 場づくり

人と人がつながる場として、多様な地域活動や多世代・多文化の交流の場づくりなどを支援します。また、障害者の就労などの居場所づくりや高齢者の社会参加、社会福祉法人やNPO法人、学校などによる地域貢献活動を促進します。

基本目標Ⅲ しきみづくり

安心して安全に暮らせる身近な地域の環境づくりを進めるとともに、各種福祉サービスの充実、権利擁護の充実、成年後見制度の利用促進など、地域での生活を支えるしきみを充実します。

基本目標Ⅳ つながりづくり

地域共生社会の実現を目指して、複雑化・複合化する地域の生活課題に対応できる相談体制や多機関協働による支援体制の充実、アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制の整備、地域資源の活用を進めます。

地域共生社会
の実現



機会や居場所

働きかけ



安心して暮らせるサービスや生活基盤

地域

3

施策の体系



基本理念

つながり
支え合い
地域で高めよう
“わ”の力

誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指して

基本目標Ⅰ 人づくり

福祉の心を育み、地域福祉活動に参加する人をつくります。

(基本施策)

- ① 福祉への理解・啓発活動を推進します。
- ② 生きがいや介護予防・健康づくりを推進します。
- ③ 地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。
- ④ ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援します。

基本目標Ⅱ 場づくり

人と人がつながるきっかけづくりのために、地域で交流する機会の創出や拠点づくりを支援します。

(基本施策)

- ① 地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します。
- ② 多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。
- ③ 参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促進します。
- ④ 社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献を促進します。

基本目標Ⅲ しきみづくり

暮らしの環境整備や各分野の福祉サービスの充実とあわせて、必要な人に必要な支援を繋ぐために、権利擁護の体制を整えます。

(基本施策)

- ① 安心で安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- ② 福祉サービスの充実と適切な利用を推進します。
- ③ 権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。
- ④ 成年後見制度の利用を促進します。

基本目標Ⅳ つながりづくり

地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、包括的な支援体制を整備します。

(基本施策)

- ① 世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます。
- ② 多機関協働による支援体制を整えます。
- ③ アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制を整えます。
- ④ 地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくります。

第4章 施策の展開

この章の見方について



この章には、第3章「3 施策の体系」に掲げた4つの基本目標ごとに、以下の項目を記載しています。

I 第4章 施策の展開 人づくり

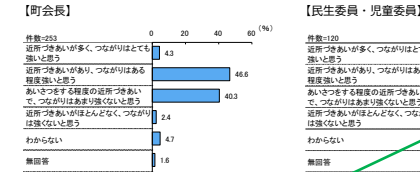
現状と課題

基本目標Ⅰ「人づくり」では、市民の福祉の心を育むことを通じて、地域福祉活動に参加する人を増やすことなどを目指します。

アンケート調査では、福祉に「とても関心がある」人は17.8%、「ある程度関心がある」人は57.7%でした。年代別で見ると、人は13.1%、「ある程度関心がある」等に参加したいと考えている人(35.8代)での意向が低く、小学校区別で見ると、年代別の意向が低く、小学校区別で見ると、たいかどうかわからないの方が多く、の時から学ぶ機会が必要」や「関心を世代に福祉の心を育むことができるよの市民が「福祉」の課題を「自分の課題」があります。

また、アンケート調査では、地域福祉づくりなどの役員のなり手・担い手が少団体ヒアリング調査では、「地域の体所などが不足している」、「老人クラブってきている。75歳まで働く人が多く、また、アンケート調査では、住民20歳代で24.6%、30歳代で25.7%、代で28.3%と、若い世代での意向が低南小学校区で40%未満、東・池野小学会会長や民生委員へのアンケート調査で所づきあいがあり、つながりはある程員：54.2%）」という答えが多くみられのつながりの強さを「地域の強み」と社活動やボランティア活動などを活

<居住地域における地域のつながり>



出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

<タウンミーティングより>

- <私ができること(自助)>
- ・話を聴く ・おもしろい話をする ・話しかけること
 - ・問題解決に向けて一緒に話を聴いてあげる ・否定しない
 - ・8050について学ぶ ・勉強会に参加
 - ・ひとりじゃない、同じ思いをしている人が世の中にたくさんいると伝える
 - ・料理をつくらせてあげる ・地域のフリースペース等福祉活用する
 - ・つながっていることを続けていく ・SNSでつながる
 - ・一緒に地域の行事に参加 ・出かけようとする
 - ・やってみようことを一緒にやる ・小さなことをほめる

<一緒にできること(互助)>

- ・ネットワークを広げる ・行政とつながる ・専門の職種に相談する
- ・支援してくれる人につなぐこと ・同じつらかった経験をした人を紹介する
- ・80の会を企画する ・50の会を企画する
- ・小・中学生の頃から情報に触れる ・経験者

<団体ヒアリングより>

- 地域活動の担い手が不足している
- 支えあいに力を入れたいが、担い手
 - 地域の体操教室やサロン活動の担い手
 - ファミリーサポートセンターの援助
 - 会員数は減少しており、組織の担い手
- で働く人が多く、若い世代の入会が

【現状と課題】

基本目標のテーマに関連した現状と課題のポイントについて記載しています。

<統計及びアンケート調査結果>

統計やアンケート調査結果から、現状と課題に関連したグラフや表を記載しています。

<タウンミーティングより>

タウンミーティングで出された意見をグループごとに記載しています。

<団体ヒアリングより>

団体ヒアリングで出た意見と、抽出した課題を記載しています。

【基本施策】

基本目標を実現するための4つの基本施策について記載しています。

<各施策の内容など>

総合計画や各福祉分野の個別計画における関連施策と内容及び進行管理の担当課を記載しています。

<市民・地域はこんなことから始めてみよう！>

市民・地域が取り組みやすい行動や意識について記載しています。

基本施策

①福祉への理解・啓発活動を推進します

福祉教育や研修、交流機会の拡充などを通じて、市民の福祉に対する理解を深めます。

【各施策の内容など】

施策	内容	担当課
福祉教育の推進	障害や障害のある人に対する理解を深めるため、福祉体験や講演会の実施などの福祉教育を推進します。また、日常生活の中で障害への理解を促進する目的で幼少期から日常的に健常児と障害児が触れ合う機会を設けます。	福祉課
障害児施策の充実	子どもの成長とともに、各々のステージに合わせた療育や支援の体制構築し関係機関と連携して子どもの発達を支え、保護者への支援の充実を図ります。	子ども未来課
障害者理解の推進	障害のある人や障害に対する社会一般の理解を深め差別のない共生社会をつくるため、市民の集まる行事や、広報紙などによる啓発を行います。また、福祉サービス従事者へは専門研修への参加を促進し専門性の向上を図ります。	福祉課
家庭・地域における男女共同参画の推進	子育て家庭にとって魅力的なまちにするため、女性の多様な働き方や就労に向けた情報収集の場や子育てなどの情報提供の場を整えます。	子ども未来課
市民一人ひとりの気づきこころの健康づくりの推進	自殺対策について、市民への知識の普及や啓発に努めるとともに、メンタルヘルス教育やこころの健康づくり講座など、こころの健康づくりを推進します。	健康推進課
ジェンダー平等の推進	性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を發揮し、活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会やLGBTQに対する理解と必要性に関する意識啓発を実施します。また、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性の活躍の場を広げていきます。	地域協働課

◎市民・地域はこんなことから始めてみよう！

- 福祉の学習会などに積極的に参加して、学んだことをまわりの人と共有しよう。
- ボランティア活動の体験や養成研修への参加を呼びかけよう。
- 地域で、福祉に関する話を話し合う機会をつくろう。



現状と課題

基本目標I「人づくり」では、市民の福祉の心を育むことを通じて、地域福祉活動に参加する人を増やすことなどを目指します。

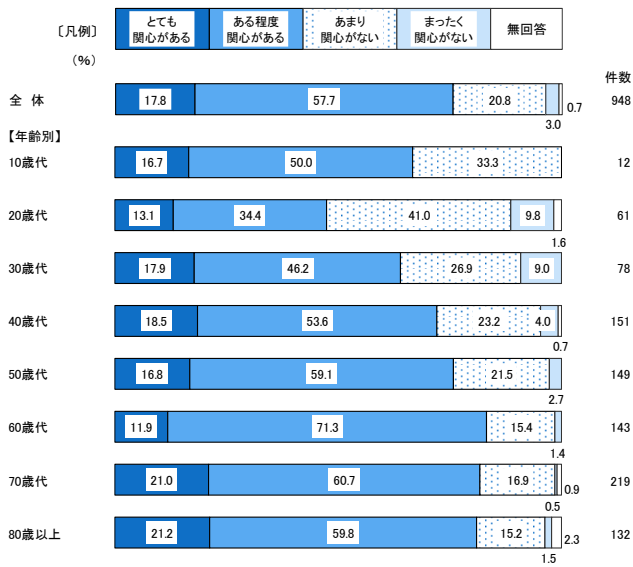
アンケート調査では、福祉に「とても関心がある」人は17.8%、「ある程度関心がある」人は57.7%でした。年代別でみると、20歳代の関心度が最も低く、「とても関心がある」人は13.1%、「ある程度関心がある」人は34.4%となっています。地域福祉に関する講習等に参加したいと考えている人(35.8%)も20歳代で26.2%、30歳代で23.0%と若い世代での意向が低く、小学校区別でみると、東・池野小学校区では参加したい人より参加したいかわからない人の方が多くなっています。タウンミーティングでも「小中学校の時から学ぶ機会が必要」や「関心を持って知ることから」などの意見が出ました。若い世代に福祉の心を育むことができるよう、啓発や教育に力を入れるとともに、全ての年代の市民が「福祉」の課題を“自分の課題”として捉え、関心を持てるよう啓発していく必要があります。

また、アンケート調査では、地域福祉に関する課題や問題の第1位に「町内会・まちづくりなどの役員のなり手・担い手が少ない」(32.1%)ことが挙げられています。

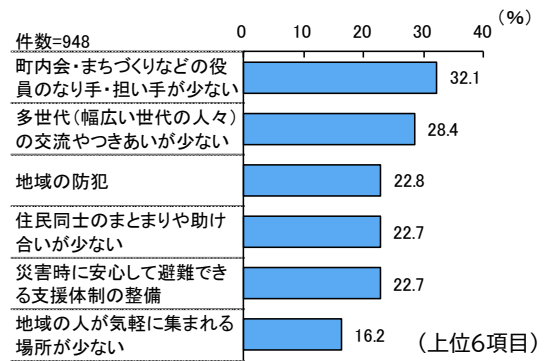
団体ヒアリング調査では、「地域の体操教室やサロン活動の担い手や後継者、集まれる場所などが不足している」、「老人クラブの会員数が減少しており、組織の担い手が少なくなっている。75歳まで働く人が多く、若い世代の入会が少ない」といった意見が聞かれました。地域の課題を地域で解決できる地域組織づくりは必要です。地域の組織の役員のなり手や活動への参加者を増やすことも重要な課題です。

また、アンケート調査では、住民主体の地域活動へ参加したことがある人(50.2%)は20歳代で24.6%、30歳代で25.7%、参加したい人(35.0%)も20歳代で21.4%、30歳代で28.3%と、若い世代での意向が低くなっています。また、参加経験については、犬山南小学校区で40%未満、東・池野小学校区で60%以上と、地域差もみられます。一方、町会長や民生委員へのアンケート調査では、お住まいの地域のつながりの強さについて、「近所づきあいがあり、つながりはある程度強いと思う」(町会長：46.6%、民生委員・児童委員：54.2%)という答えが多くみられます。若い世代への啓発を強めながら、現在の地域のつながりの強さを“地域の強み”として、住民同士の支え合いや助け合いなどの地域福祉活動やボランティア活動などを活発にしていくことが必要です。

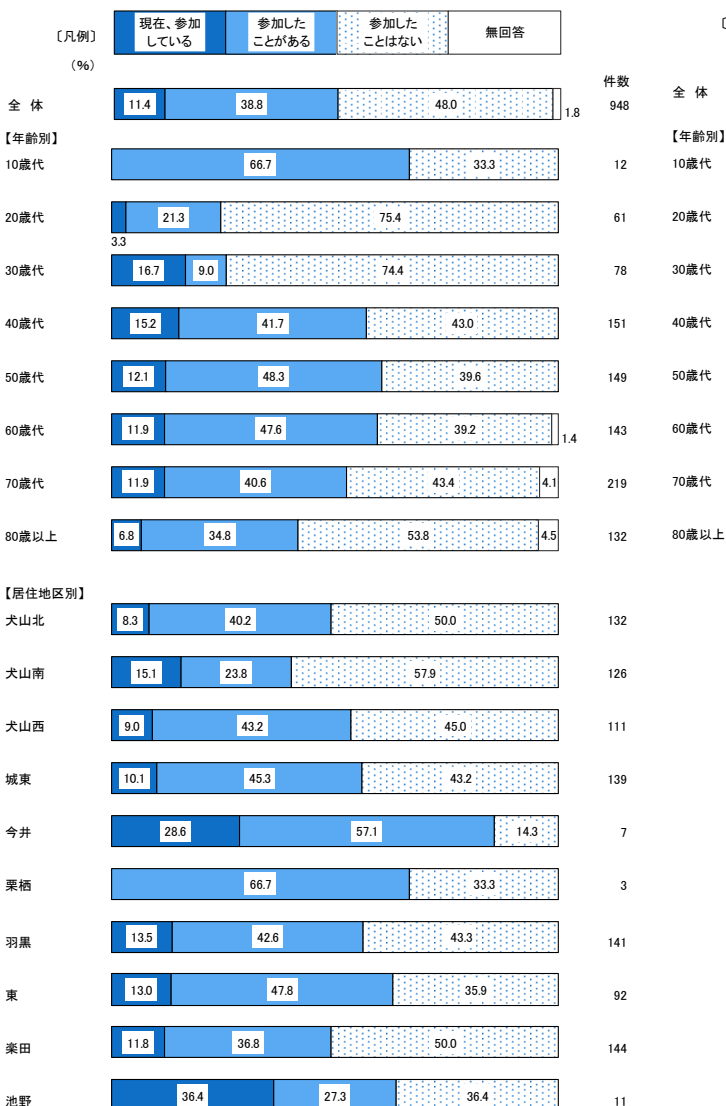
<福祉に対する関心（年代別）>



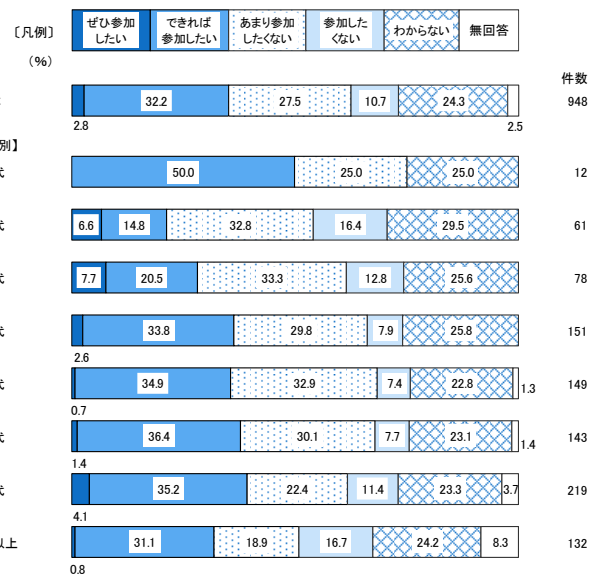
<居住地域における福祉の課題>



<地域活動への参加状況（年代別・地区別）>



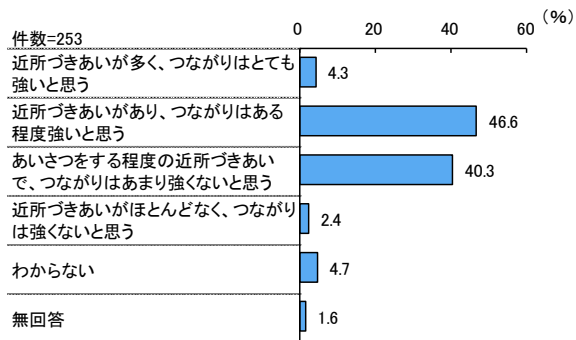
<地域活動への参加意向（年代別）>



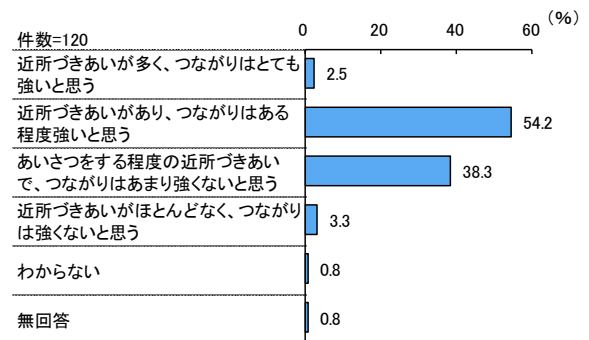
出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

<居住地域における地域のつながり>

【町会長】



【民生委員・児童委員】



出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

<タウンミーティングより>

<私ができること(自助)>

【傾聴・話し相手】

- ・自分でできること、できなくなったことを話してもらう
- ・話を聞く、話し相手になる
- ・得意なことを聞き出す
- ・ひきこもりの人の親から話を聞く

【声かけ・あいさつ】

- ・道で会ったときあいさつをする
- ・少し気になる人と会ったら「ごきげんいかが」と聞いてみる

【関係づくり】

- ・相手を受け入れる(否定しない)
- ・私自身を信用してもらう
- ・おいしいコーヒーを飲んでもらう

【こころの支援】

- ・ひとりじゃない、同じ思いをしている人が世の中にたくさんいると伝える
- ・話したくないときは聞き出そうとしない

【自身の考え方】

- ・人の苦手意識を持たない
- ・相手の気持ちを決めつけない

【理解・学習】

- ・8050について学ぶ
- ・まずは気づいてあげること
- ・勉強会に参加

<一緒にできること(互助)>

【話し相手】

- ・話を聞いてあげる
- ・電話で話を聞く

【理解・学習】

- ・小・中学生の頃から情報に触れる
- ・経験者の話を聞く

【こころの支援】

- ・心配していることを伝える

<団体ヒアリングより>

地域活動の担い手が不足している

- ・ 支え合いに力を入れたいが、担い手がない状態
- ・ 地域の体操教室やサロン活動の担い手や後継者、集まれる場所などが不足している
- ・ ファミリーサポートセンターの援助会員の登録が少ない
- ・ 会員数は減少しており、組織の担い手が少なくなっている
- ・ 75歳くらいまで働く人が多く、若い世代の入会が少ない

基本施策

①福祉への理解・啓発活動を推進します

福祉教育や研修、交流機会の拡充などを通じて、市民の福祉に対する理解を深めます。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
福祉教育の推進	障害や障害のある人に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。また、幼少期から日常的に健常児と障害児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援するとともに障害に対する理解を促進します。	福祉課※
障害者理解の推進	障害のある人が地域において安心して生活できるよう、市民の多く集まるイベントにおいて、障害者団体や障害者施設のブースを設置し、障害のある人や障害に対する社会一般の理解を深めます。また、広報紙や市ホームページ、市内の広報板を通じて、より多くの市民に正しい知識を普及します。	福祉課※
障害児施策の充実	子どもの成長とともに、各々のステージに合わせた療育や支援の体制を構築し関係機関と連携して子どもの発達を支えるとともに、保護者への支援の充実を図ります。	子ども未来課※
家庭・地域における男女共同参画の推進	子育て家庭にとって魅力的なまちにするため、女性の多様な働き方や就労に向けた情報収集の場や子育てなどの情報提供の場を整えます。	子ども未来課※
市民一人ひとりの気づきとこころの健康づくりの推進	自殺対策について、市民への知識の普及や啓発に努めるとともに、メンタルヘルス教育やこころの健康づくり講座など、こころの健康づくりを推進します。	健康推進課※
ジェンダー平等の推進	性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会や LGBTQ に対する理解と必要性に関する意識啓発を実施します。また、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性の活躍の場を広げていきます。	地域協働課

◇市民・地域はこんなことから始めてみよう！

- 福祉の学習会などに積極的に参加して、学んだことをまわりの人と共有しよう。
- ボランティア活動の体験や養成研修への参加を呼びかけよう。
- 地域で、福祉に関することを話し合う機会をつくろう。

②生きがいや介護予防・健康づくりを推進します

健康づくりや介護予防への取組を進めるとともに、多様な生きがいづくりへの支援を通じて、市民が健康で生きがい豊かな生活を送ることができるよう支援します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
健康づくりによる 予防・早期発見	健康診査などの実施により、障害の原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。また、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携を図ります。	福祉課※
生涯学習の振興	障害の種別に関わらず、すべての障害のある人の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などを開催します。また、生涯学習や文化活動にだれでも参加できるように、障害のある人に配慮した活動環境の整備を進めます。	福祉課※
多様な生きがいづくりへの支援	高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の充実に努めます。また、団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手となることも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。	高齢者支援課※
保健施策	身近な場所での高齢者の居場所や生きがいづくりの場を活かし、できる限り介護を必要としない生活を送れるよう地域ぐるみの健康づくり活動を推進していきます。	高齢者支援課※
介護予防・健康づくりの推進	高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参加するボランティア団体との連携強化を図ります。高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護(要支援)状態となることの予防又は要介護(要支援)状態の軽減・悪化の防止を目的として取り組みます。高齢者の自立支援に資する取り組みを推進することで、要介護(要支援)状態になっても、高齢者が生きがいをもって生活できる地域の実現を目指します。	高齢者支援課※
児童の健全育成の 充実	子どもの健やかな育ちのために、地域の教育力を活用した講座の開催や子供会の育成、魅力ある児童センターの運営などに取り組みます。	子ども未来課※
親学の充実	パパママ教室や0～2歳児を持つ親の勉強部屋、ステップアップ講座などを開催し、親の学びの機会を増やします。	子ども未来課※
生活習慣病の予防 と重症化予防に向けた 健康管理の実践	健(検)診体制の整備や事後指導、未受診者対策を充実するとともに、健康教育、イベント、広報等を通じて、各種健(検)診の目的・重要性等をさらに積極的に市民へ周知を図ります。	健康推進課※

健康的な生活習慣の実践	一生涯健康でいきいきと過ごすために、運動についての意識を高め、ライフスタイルに適した運動習慣を身につけ、継続できるよう、運動・身体活動に関する知識の普及啓発を行います。また、いつでも、どこでも、誰でも、運動する機会が確保できるよう、地域と連携した環境づくりを進めます。	健康推進課※
社会生活を営むために必要な機能の維持向上	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	健康推進課※
(再掲)市民一人ひとりの気づきとこころの健康づくりの推進	自殺対策について、市民への知識の普及や啓発に努めるとともに、メンタルヘルス教育やこころの健康づくり講座など、こころの健康づくりを推進します。	健康推進課※
時代に合った生涯学習支援体制の確立	「市民総合大学」を幅広い分野で開催するとともに、子どもの豊かな情緒と生きる力を育むため、体験型講座「子ども大学」を充実します。また、自治体間、さらには市内のNPOや公共的団体、関係機関や地域との連携や協力関係を深め、より広範な学習情報を提供し、時代にあった一人ひとりの学習機会の選択の幅を広げて、より良い生涯学習の支援体制づくりに生かしていきます。	文化スポーツ課
スポーツ環境の整備	スポーツ関係団体と連携し、スポーツイベントや講習会の開催等、スポーツに親しむ環境を整備します。また、スポーツ団体の活動を支援するとともに、スポーツ活動の推進に向けて連携を図ります。	文化スポーツ課
図書館の充実	市民の生涯学習を支えるため、多様な資料や情報を収集し、提供するとともに、図書館のICT化を進め、読書環境を整え、いつでも気軽に情報を得られるよう図書館機能の充実を図ります。	文化スポーツ課
子どもの読書環境の充実	子ども読書空間「ブックキャンプ」の活用等を通じて、子どもの自主的な読書活動を推進し、子どもの読解力向上につなげます。また、市立図書館と学校が連携し、子どもや教師が学校図書室を効果的に利用できる環境を整えます。	文化スポーツ課
文化芸術活動の推進	多くの市民が文化芸術活動に参加できるよう文化芸術事業を展開します。また、文化芸術団体の活動を支援するとともに、市民の文化芸術活動の促進に向けて連携を図ります。	文化スポーツ課

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 健康への意識を高め、仲間づくりをするために健康づくり教室などに参加しよう。
- 健康教室や生涯学習講座の情報を周りの人に伝えよう。

③地域福祉の担い手の育成・確保を推進します

市民ボランティアや認知症サポーター、ゲートキーパー、子育てサークルの担い手など、地域福祉を担う多様な人材の育成・確保を推進します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	地域活動を支援することにより、市民相互の助け合いや交流の場を広げ、共に支え合う地域社会づくりを推進します。また、地域において障害のある人と関わることにより、障害に対する社会全体の理解を深めます。	福祉課※
福祉人材の育成・確保	療育に直接携わる保育士や保健師をはじめ、障害のある子どもに関わる機関の職員が専門的な研修を受けることにより、障害への理解を深め、適切な指導・助言をしていくための指導力の向上を図ります。また、障害福祉に関わる職員などに研修を開催し、資質向上や人材育成を図ります。	福祉課※
(再掲)多様な生きがいづくりへの支援	高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の充実に努めます。また、団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手となることも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。	高齢者支援課※
認知症施策の推進	認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)や認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。	高齢者支援課※
教育・保育の質の向上	保育士について、人材確保と専門性の向上に努めるとともに、子どもの読解力向上に取り組めます。	子ども未来課※
地域協働による子育て支援の充実	子育てサークルへの支援をするとともに、児童センターにおける地域活動クラブ事業、子ども未来園の園庭開放など、地域活動事業を推進します。	子ども未来課※
(再掲)児童の健全育成の充実	子どもの健やかな育ちのために、地域の教育力を活用した講座の開催や子供会の育成、魅力ある児童センターの運営などに取り組めます。	子ども未来課※
自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上	ゲートキーパーなどの人材の育成、地域の見守り体制を強化します。	健康推進課※
(再掲)健康的な生活習慣の実践	一生涯健康でいきいきと過ごすために、運動についての意識を高め、ライフスタイルに適した運動習慣を身につけ、継続できるよう、運動・身体活動に関する知識の普及啓発を行います。また、いつでも、どこでも、誰でも、運動する機会が確保できるよう、地域と連携した環境づくりを進めます。	健康推進課※

施策	内容	担当課
青少年の悩み相談の充実と支援	青少年一人ひとりの状況に応じた相談を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。	文化スポーツ課
救急・救助体制の充実	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材養成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	消防署

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 認知症サポーター養成講座など、地域福祉の担い手の育成講座に参加しよう。
- ボランティア活動団体とのつながりを持ち、連携して活動しよう。

④ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援します

啓発活動などにより、市民のボランティア意識の醸成に努めます。また、市民やボランティアによる地域福祉活動の推進、障害者団体への支援をとおして、地域福祉活動の活発化を図ります。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
障害者団体への支援	市内の各障害者団体に対し、公共施設や福祉バスを貸出し、活発な団体活動を支援します。また、各障害者団体に補助金を交付するとともに、各種イベントの実施を委託することにより、社会参加の推進を図ります。	福祉課※
(再掲)市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	地域活動を支援することにより、市民相互の助け合いや交流の場を広げ、共に支え合う地域社会づくりを推進します。また、地域において障害のある人と関わることにより、障害に対する社会全体の理解を深めます。	福祉課※
市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。 また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	地域協働課
多文化共生の地域づくり	多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。	地域協働課

施策	内容	担当課
地域中心の公園管理	身近な公園では、日常管理を地域の町内会等に委託することで、愛着や関心を持ってもらい、地域コミュニティの場として活用されるよう推進します。	土木管理課
市民と観光客の共存・調和の推進	観光分野に関わる市民が増え、おもてなしの向上や受入体制が整う中で、観光地としての魅力を高めるとともに、市民と観光客の共存・調和を実現します。	観光課

◇市民・地域はこんなことから始めてみよう！

- いろいろな地域福祉活動に関心を持ち、参加できそうな活動に参加してみよう。
- 「これならできる」ということを考えてみよう。



第4章 施策の展開

場づくり



現状と課題

基本目標Ⅱ「場づくり」では、人と人がつながるきっかけづくりのために、地域で交流する機会の創出や拠点づくりを支援します。

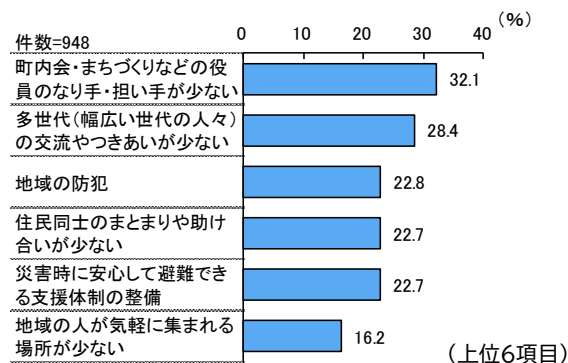
アンケート調査では、地域の福祉に関する課題や問題の第2位に「多世代（幅広い世代の人々）の交流やつきあいが少ない」（28.4％）こと、第6位に「地域の人が気軽に集まれる場所が少ない」ことがそれぞれあげられています。

タウンミーティングでは、「居場所をつくる」ことの必要性が多く聞かれました。新しい交流のあり方も検討しながら、公共施設の利活用や新たな拠点づくりなどにより交流の場を整え、地域における交流の機会を増やしていくことが重要な課題です。

団体ヒアリング調査では、「地域における横のつながりを作るのが難しい」、「犬山はコミュニティが密である点は良いが、外から転入してきた人にとっては、地域とのつながりの作り方が難しい場合があると感じる」といった意見が聞かれました。地域の横のつながりのための機会や場をつくる必要があります。

また、高齢者や障害者、ひきこもりの人など、一人ひとりの状態に合った就業機会の拡充や社会参加を継続するための多様な機会と場をつくるために、企業や社会福祉法人などとの連携や協働を促進することも重要です。

<居住地域における福祉の課題>（再掲）



出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

<タウンミーティングより>

<私ができること（自助）>

【社会参加の促進】

- ・外へ出るきっかけをつくる（本人の好きなこと、得意なこと）
- ・子ども（障害のある）とどンドン外を歩く
- ・ゴミ拾いなど参加しやすい社会参加へのよびかけ
- ・地域の行事に誘う

【就労支援】

- ・働きたいということであれば一緒に仕事を探す

<一緒にできること（互助）>

【社会参加の促進】

- ・一緒に出かける（買い物・ランチなど）
- ・人と出会える場を探す（勉強、趣味）
- ・グループ活動に誘う

【交流】

- ・家族の方と交わる、話を聞く場をつくる
- ・80の会、50の会を企画する
- ・地域で同じ悩みを抱える人達の集いの場をつくる

【就労支援】

- ・関係機関と一緒に仕事について話し合いをする

【理解・学習】

- ・家族の理解を深める勉強会などの開催

【居場所づくり】

- ・居場所づくり
- ・楽しい空間づくり

【地域の支援】

- ・地域ケア会議を開催してもらう
- ・地域の人と考える

<団体ヒアリングより>

地域の住民（特に転入者など）が、地域社会との接点を作ることが難しい

- ・地域における横のつながりを作るのが難しい
- ・子育てを機に犬山に移住してきた家族が、まちを知る機会が少ない
- ・犬山はコミュニティが密である点は良い点だが、外から転入してきた人にとっては、地域とのつながりの作り方が難しい場合があると感じる。そういう部分を支援できると良いのではないか

基本施策

①地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します

地域での困りごとや地域で生活する人の福祉ニーズなどに気付き、必要な支援につなげることができる意識づくりや必要な情報を提供します。

また、多様なニーズに応えることができる地域資源の創出や発掘を行うとともに、地域活動の継続を支援します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
高齢者の見守り支援体制の充実	高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。	高齢者支援課※
在宅生活を支える体制整備	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	高齢者支援課※
(再掲)市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化するとともに、地域の課題解決や価値の創造に向けた取り組みを支援します。また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	地域協働課
空き家の適切な管理	空き家バンクの啓発や住宅相談等を行い、空き家の利活用を促します。また、空き家の適正な管理を所有者に促し、地域の安全・安心の確保や生活環境の保全を図ります。	都市計画課
公共交通ネットワークの形成	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。	防災交通課
文化財の保存、活用の推進	犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上につなげます。特に、犬山城においては、門・橋の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取り組みを強化します。	歴史まちづくり課
歴史・文化に関する自主的活動の支援	団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信につなげます。また、文化財の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。	歴史まちづくり課
滞在・体験型観光の充実	宿泊施設の充実や多様な体験コンテンツを提供することで、宿泊者数を増やします。	観光課
資源発掘・創造ブランド形成	すでにある資源を磨き上げるとともに、新たな資源を発掘・創造することで、犬山観光のブランド力と魅力を高めます。	観光課

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 困っている人の支援に関する情報に関心を持とう。
- 地域の課題の解決に役立つ情報を集め、周りの人に伝えよう。
- 地域の歴史や文化に関心を持とう。

②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します

幅広い世代の人々や国籍・文化の異なる人々との交流の機会を増やします。また、障害者の就労への支援、障害施策の充実により、障害者の居場所づくり、障害児の発達への支援を行います。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
就労移行支援	公共職業安定所(ハローワーク)や障害者職業センターなどの関係機関と連携し、障害者雇用の周知と促進を図ります。また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。	福祉課※
働く場の確保と就労継続支援	障害のある人に市の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援します。また、一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。	福祉課※
就労定着支援	障害のある人が就労移行支援などから一般就労に定着できるよう支援します。	福祉課※
(再掲)障害児施策の充実	子どもの成長とともに、各々のステージに合わせた療育や支援の体制を構築し関係機関と連携して子どもの発達を支えるとともに、保護者への支援の充実を図ります。	子ども未来課※
外国人家庭への支援の充実	コミュニティ通訳者の配置や外国語自動翻訳機などの活用により、日本で安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	子ども未来課※
(再掲)社会生活を営むために必要な機能の維持向上	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	健康推進課※
(再掲)多文化共生の地域づくり	多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。	地域協働課
各事業を通じた交流の促進	様々な教室やイベントの開催や事業の実施を通じて、地域内外や分野を超えた交流 活動の促進を図ります。	地域協働課
個人に応じた環境整備	特別支援教育支援員や特別支援教育介助員を配置し、学校に通うあらゆる子どもが教育を受けられる体制づくりに努めるとともに、学校とは異なる居場所をつくり、学校に通うだけではない新しい生き方を認め、社会的自立を支援します。	学校教育課

施策	内容	担当課
(再掲)文化芸術活動の推進	多くの市民が文化芸術活動に参加できるよう文化芸術事業を展開します。また、文化芸術団体の活動を支援するとともに、市民の文化芸術活動の促進に向けて連携を図ります。	文化スポーツ課
(再掲)地域中心の公園管理	身近な公園では、日常管理を地域の町内会等に委託することで、愛着や関心を持ってもらい、地域コミュニティの場として活用されるよう推進します。	土木管理課
魅力ある公園づくり	官民連携手法等により利活用の可能性を模索し、魅力ある公園として市民に親しまれる憩いの場の形成を図ります。	土木管理課
農業にふれ親しむ機会の確保	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。	産業課
新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上	橋爪・五郎丸地区と国道41号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。	産業課 都市計画課

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 外国人や障害者など、多様な人にわかりやすく伝えることを意識しよう。
- 地域でいろいろな人が集まる行事に参加しよう。
- 誰もが気軽に集まれる居場所や機会をつくろう。

③参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促進します

高齢者や障害者、女性などの社会参加や就業の機会を拡充します。また、活動拠点の整備によって地域活動の活性化を促進します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
専門機関での療育・教育の実施	就学前の療育機関である児童発達支援事業所において障害のある子どもや特別な支援を要する子どもに対し、適切な指導と発達支援を行います。また、就学後には特別支援教育の充実を図り、障害を持つ児童・生徒の自立を支援します。	福祉課※

施策	内容	担当課
就業機会の充実	高齢者が培ってきた知識や技能を活かし、労働力の担い手として活動できるよう、シルバー人材センターと連携しながら、高齢者の就労に対する理解促進、就業機会の提供、就業に関する情報提供に努めます。	高齢者支援課※
地域活動の奨励・支援	高齢者のニーズを捉えながら、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化など、高齢者の知識や経験を活かした活動を支援します。	高齢者支援課※
(再掲)家庭・地域における男女共同参画の推進	子育て家庭にとって魅力的なまちにするため、女性の多様な働き方や就労に向けた情報収集の場や子育てなどの情報提供の場を整えます。	子ども未来課※
(再掲)各事業を通じた交流の促進	様々な教室やイベントの開催や事業の実施を通じて、地域内外や分野を超えた交流 活動の促進を図ります。	地域協働課
(再掲)ジェンダー平等の推進	性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会や LGBTQ に対する理解と必要性に関する意識啓発を実施します。また、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性の活躍の場を広げていきます。	地域協働課
(再掲)市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。 また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	地域協働課
農業者の確保、育成	関係団体等と連携し、農業者同士のつながりを広げながら、後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の新しい農業の取り組みを促進します。	産業課
農地の活用	農地のより効率的な利用を促進するため、農地の集積集約化を推進します。また、耕作放棄地の実態や農業者の意向を把握し、発生防止に努めます。	産業課
創業・起業への支援	関係機関と連携し、犬山市内での創業・起業を支援します。	産業課
製造業の企業立地促進	民間事業者と連携し、産業集積誘導エリアの拡大等を踏まえ、同エリア等へ製造業の企業立地を促進します。	産業課
企業誘致等の推進	県や関係機関と連携し、優良な企業や事業者の誘致に取り組めます。	産業課
中小企業者支援体制の充実	関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実を図ります。	産業課
(再掲)新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上	橋爪・五郎丸地区と国道 41 号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。	産業課 都市計画課

施策	内容	担当課
マッチング機会の提供	関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。	産業課
域内循環型の観光産業確立	宿泊・飲食・購入・体験等に、市域内の様々な事業者が関わり、利益を上げる仕組みを構築し、観光産業の域内循環を進めます。	観光課

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 多様な働き方があることを学ぼう。
- 高齢者や障害者などが働きやすい環境について考えてみよう。
- 地域で活動をしている人は他の団体とつながってみよう。

④社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献を促進します

社会福祉法人や企業、NPO 法人、学校などによる地域貢献活動の取組を促進します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進により、企業における地域貢献や企業で働く人の地域への参加を促進します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	企業への育児期間における就業環境整備を働きかけるとともに、男女がともに家事・育児に積極的にかかわることのできる環境整備に努めます。	子ども未来課※
市民の健康を支え、守る環境づくり	運動施設や運動場などを持つ企業と連携し、運動ができる場所を増やしたり、地域ぐるみで健康を支え、守るための環境整備を支援します。	健康推進課※
(再掲)時代に合った生涯学習支援体制の確立	「市民総合大学」を幅広い分野で開催するとともに、子どもの豊かな情緒と生きる力を育むため、体験型講座「子ども大学」を充実します。また、自治体間、さらには市内の NPO や公共的団体、関係機関や地域との連携や協力関係を深め、より広範な学習情報を提供し、時代にあった一人ひとりの学習機会の選択の幅を広げて、より良い生涯学習の支援体制づくりに生かしていきます。	文化スポーツ課
(再掲)市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。 また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	地域協働課
市内企業、事業者の流出防止	市内で操業する企業、事業者により設備投資の支援などを通じて、企業、事業者の市外流出の防止を図ります。	産業課

施策	内容	担当課
(再掲)農業者の確保・育成	関係団体等と連携し、農業者同士のつながりを広げながら、後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の新しい農業の取り組みを促進します。	産業課
(再掲)創業・起業への支援	関係機関と連携し、犬山市内での創業・起業を支援します。	産業課
(再掲)マッチング機会の提供	関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。	産業課
(再掲)製造業の企業立地促進	民間事業者と連携し、産業集積誘導エリアの拡大等を踏まえ、同エリア等へ製造業の企業立地を促進します。	産業課
(再掲)企業誘致等の推進	県や関係機関と連携し、優良な企業や事業者の誘致に取り組みます。	産業課
(再掲)中小企業者支援体制の充実	関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実を図ります。	産業課
(再掲)新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上	橋爪・五郎丸地区と国道41号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。	産業課 都市計画課
(再掲)公共交通ネットワークの形成	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。	防災交通課
(再掲)空き家の適切な管理	空き家バンクの啓発や住宅相談等を行い、空き家の利活用を促します。また、空き家の適正な管理を所有者に促し、地域の安全・安心の確保や生活環境の保全を図ります。	都市計画課

◇市民・地域はこんなことから始めてみよう！

- 企業や法人などの地域貢献活動に関心を持とう。
- 地域のサロンやイベントなどに参加してみよう。
- 個人ではできなくても団体や企業と一緒にならできないか考えてみよう。
- 自分が所属する団体が得意なことをアピールしてみよう。



しくみづくり



現状と課題

基本目標Ⅲ「しくみづくり」では、暮らしの環境整備や各分野の福祉サービスの充実とあわせて、必要な人に必要な支援をつなぐために、権利擁護の体制を整えます。

アンケート調査では、地域福祉の推進のために必要なことの第1位に「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う体制づくり」(45.9%)があげられています。また、災害時の避難に誰かの手助けを必要とする人は全体の13.9%を占め、そのうち、手助けしてくれる人がいない人が21.2%を占めています。災害等の緊急時にも安心な地域を実現するため、地域で助け合う体制などを整えることが重要な課題です。

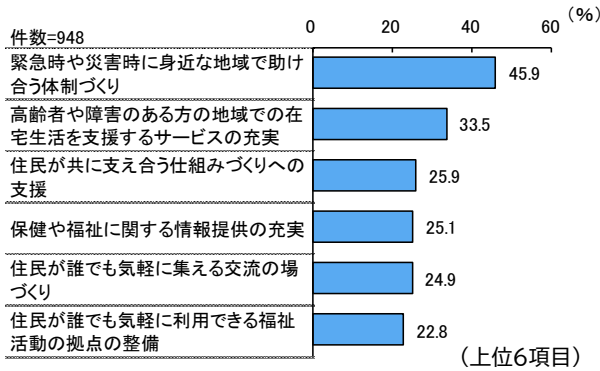
地域福祉の推進については、上記の他、「高齢者や障害のある人の地域での在宅生活を支援するサービスの充実」が33.5%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が25.9%、「保健や福祉に関する情報提供の充実」が25.1%を占めました。また、福祉サービスの情報源として、全体では市の広報が最も多くあげられています。20歳代では家族やインターネット、70歳代以上では新聞・テレビや民生委員の割合が高くなっています。世代別に効率の良い情報提供手段を考慮しながら、福祉サービス等の充実、共に支え合うしくみづくり、情報提供の充実などにより、必要なサービスを適切に利用できる環境を実現することが求められています。

また、本市を「障害のある人が暮らしやすいまち」と考える人は21.5%で、50歳代では14.8%など、40～60歳代での割合が低くなっています。団体ヒアリング調査では、「障害者への偏見などが見受けられることがあるので、啓発などが必要」、「児童虐待の潜在的な危険要素をはらんでいる家庭への虐待防止につながる支援が必要」といった意見が聞かれました。障害のある人や児童などのための権利擁護の体制を整えることが必要です。

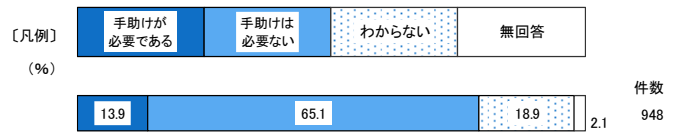
タウンミーティングでは、「SNSを活用した情報提供のあり方」や「地域福祉について学ぶ場に参加することなどで知識をつけ、色めがねでみない」などの意見が出ました。また、「課題を正確に把握するためには実態調査が必要」という意見もあり、情報の送受信の仕方や課題把握の方法についても検討が必要です。

成年後見制度の利用については、制度を「利用したい人」は20.7%、「利用したくない人」は22.8%、「わからない」と答えた人が54.6%でした。制度を利用したくない理由としては、「家族で対応できるから」が70.8%と最も多く、その他「誰が後見人になるかわからないから」、「制度についてよく知らないから」など、制度への理解不足や不安があるものと考えられます。成年後見制度を正しく理解し、制度が必要な人の意見を尊重した上で適切な利用を促進することが大切です。

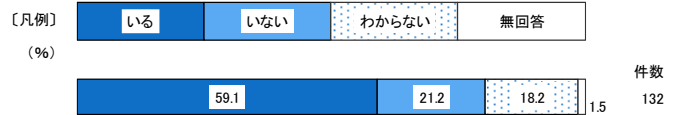
<地域福祉の推進のために必要なこと>



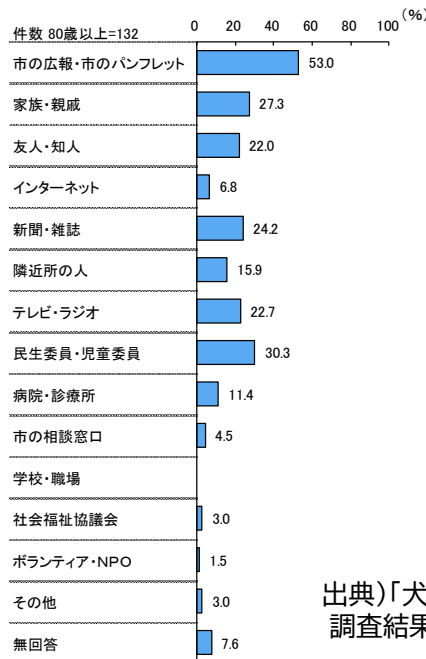
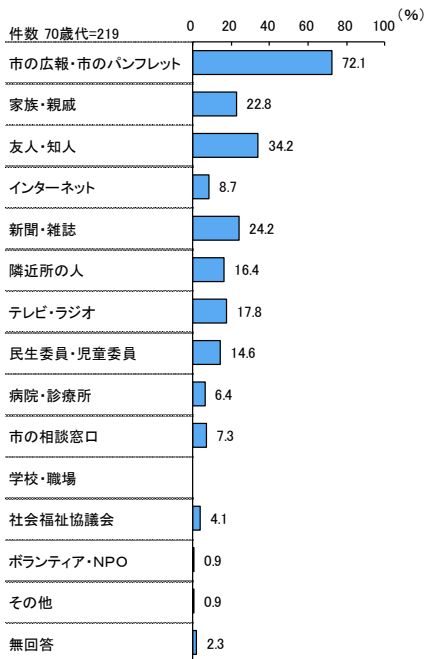
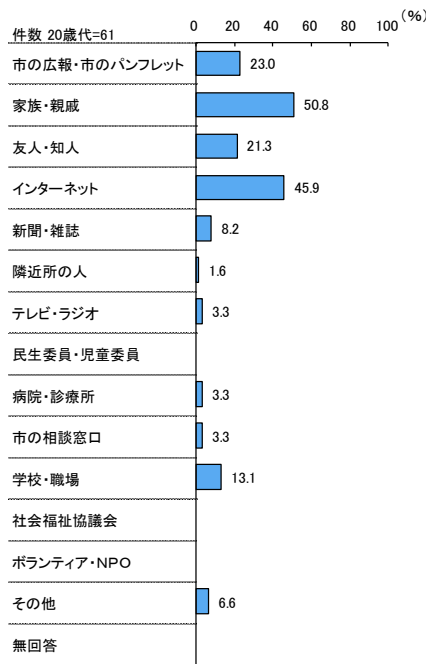
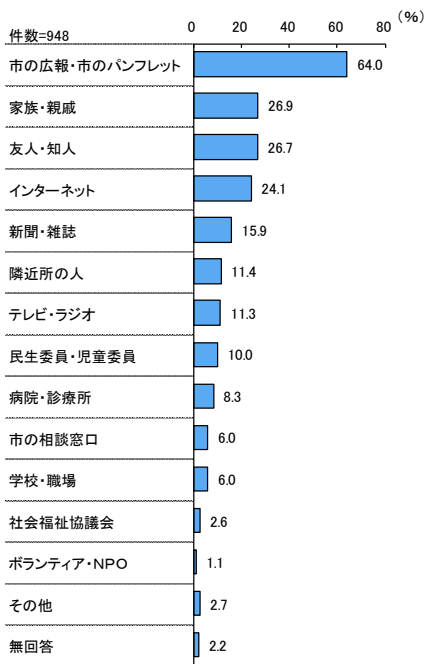
<災害時の避難における手助けの必要性>



<手助けしてくれる人の有無>

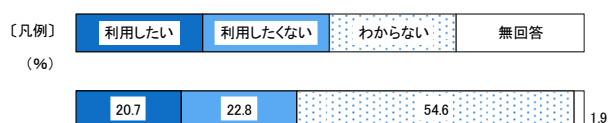


<福祉サービスの情報源 (年代別 (20歳代・70歳代・80歳以上)) >

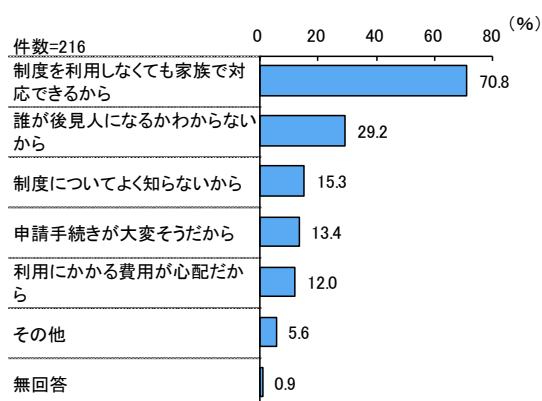


出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

<成年後見制度の利用意向>



<成年後見制度を利用したくない理由>



出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

<タウンミーティングより>

<私ができること(自助)>

【地域との関わり】

- ・地域の井戸端会議にも時には顔を出す
- ・地域の方々と関わる時間を持つ

【課題整理】

- ・困っていることの課題整理をする
- ・本人にとって何が支障となっているかを共に分析する

【つながるしくみ】

- ・SNSでつながる

<一緒にできること(互助)>

【情報】

- ・周囲の人達と情報共有する
- ・定期的な情報共有をしてもらう
- ・回覧板などを回して社会資源を発信する
- ・偏見を持って見ない

【つながるしくみ】

- ・いつでも話ができる場を提供する(ツイッターなど)

【民生委員との協働】

- ・民生委員と一緒に訪問する
- ・本人へ近隣の関係者(民生委員・行政)から声かけ

<団体ヒアリングより>

福祉に関する意識啓発が必要

- ・障害者への偏見などが見受けられることがあるので、啓発が必要
- ・障害者(児)を知ってもらい、交流することが大切なので、そうした機会を拡充する必要がある
- ・福祉サービスを知ってもらうことも大切だと思う
- ・施設と地域との接点がない
- ・養護老人ホーム利用者には生活困窮者もいるため、地域の人に偏見を持たれないよう啓発することが重要

基本施策

①安心で安全に暮らせるまちづくりを推進します

生活支援サービス、災害時の避難支援、地域での見守り、公共空間のバリアフリー化、子育て環境の整備など、安心で安全に暮らすための様々な支援の取組を推進します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
バリアフリー化の推進	障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化を進めます。また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園、広場の整備、公共施設のバリアフリー化を推進します。さらに、観光公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮して整備します。	福祉課※
防犯・交通安全対策	防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域のなかで障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。また、障害特性などに配慮した交通安全対策を推進します。	福祉課※
防災対策・災害時支援	災害時に被害を最小限に抑え、障害のある人が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制づくりを進めます。また、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の環境整備を進めます。	福祉課※
生活支援福祉施策	ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域での生活を継続するための支援を行います。	高齢者支援課※
安心して子育てできる環境整備	公園施設の適正な管理や多子・多胎児への支援事業を展開し、子育て環境の整備を推進します。	子ども未来課※
関係機関の連携による社会全体の自殺リスクの低下	居場所づくりを促進することで、SOSを発信している人の存在に気づき、声掛けや見守りなどつながりがある地域の形成に努めます。また、精神科医療、保健、福祉などの諸施策の連動性を向上させるとともに、生活困窮者への自立支援を行うことで、自殺リスクの軽減に努めます	健康推進課※
(再掲) 社会生活を営むために必要な機能の維持向上	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取組を進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	健康推進課※
(再掲) 健康的な生活習慣の実践	一生涯健康でいきいきと過ごすために、運動についての意識を高め、ライフスタイルに適した運動習慣を身につけ、継続できるよう、運動・身体活動に関する知識の普及啓発を行います。また、いつでも、どこでも、誰でも、運動する機会が確保できるよう、地域と連携した環境づくりを進めます。	健康推進課※

施策	内容	担当課
(再掲)市民の健康を支え、守る環境づくり	運動施設や運動場などを持つ企業と連携し、運動ができる場所を増やし、地域ぐるみで健康を支え、守るための環境整備を支援します。	健康推進課※
こころの健康を支援する環境の整備	こころの健康関係の各種相談体制の充実に努めます。	健康推進課※
(再掲)個人に応じた環境整備	特別支援教育支援員や特別支援教育介助員を配置し、学校に通うあらゆる子どもが教育を受けられる体制づくりに努めるとともに、学校とは異なる居場所をつくり、学校に通うだけではない新しい生き方を認め、社会的自立を支援します。	学校教育課
施設の計画的な維持管理・更新	校舎等学校施設の維持管理・更新を計画的に進めます。	学校教育課
児童の登下校時の安全確保	通学路の危険箇所について、交通指導員の配置や啓発看板を設置し、安全対策を図ります。また、通学路に関するPTA要望や合同点検による懸案箇所について、通学路交通安全プログラムに基づく整備を進めます。	学校教育課 土木管理課 防災交通課
消費者の保護・育成	消費者がトラブルに巻き込まれないような、啓発活動や講座を開催するとともに、消費者トラブル等に巻き込まれたときのための相談体制を整えます。	産業課
土地改良施設改修	土地改良施設(用排水路やため池等)の改修を進めます。また、施設の維持管理に対する地元要望を把握し、地域と協議しながら用水施設の機能確保に努めます。	整備課 土木管理課
景観・インフラの整備	犬山城下町、木曾川河畔、栗栖地区をはじめとして、それぞれのエリアの価値を複合的に高めることができるよう、空間の整備を進めます。	観光課
水道施設の更新、適切な維持管理	現行の料金体系を維持しつつ、水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。	水道課
安全で便利な道路網の形成	都市計画道路の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備を計画的に進めます。また、都市計画道路の長期未整備区間については、その必要性、実現性等を考慮した機能変更等の見直しを検討します。	整備課
雨水排水路整備	雨水排水路の整備を計画的に進め、浸水被害の防止、軽減を図ります。	整備課
土石流・急傾斜地対策等の推進	土砂災害警戒区域等に指定された区域のうち、人家や要支援者施設がある危険度が高い箇所への対策が早期に実現できるよう国、県へ要望するとともに、事業実施の際には、関係機関と連携し事業を推進します。	整備課
道路の適切な維持管理	幹線道路や主要な生活道路について、舗装改修計画により、良好な道路環境の構築を目指します。また、土木常設員制度等により、道路施設における地元要望を把握し、道路パトロールや緊急通報と合わせて適切な道路環境を提供するとともに、街路灯の設置について現状を把握し整備を検討します。	土木管理課

施策	内容	担当課
下水道等の整備 推進、適切な維持 管理	都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきますが、一方で、市街化区域及び前原台団地以外の計画区域については整備のあり方を検討します。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行い、効率的な事業運営を図ります。下水道の「事業計画区域」又は「供用開始区域」以外では、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促します。	下水道課 環境課
生活環境の保全	生活環境につながる環境数値の測定や監視を継続します。また、事業者には公害防止のための法令等の遵守と周辺環境への配慮を求めています。測定結果が法令等の基準を超える測定値が観測された場合等、環境悪化につながる発生原因が特定された場合は、法令等に基づき国や県と連携した適切な指導や対応を行います。	環境課
消防体制の強化・ 充実	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材育成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	消防総務課
建築物の耐震化 の促進	耐震化の必要性を理解してもらうための普及啓発を図るとともに、建築物の耐震化に係る支援を進めます。	都市計画課
公共交通を利用 しやすい環境整 備	公共交通機関や自転車等の利用促進と利便性の向上を図るため、鉄道駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。	防災交通課
防災体制の充実	関係機関との連携体制を強化することに加え、各種訓練の定期的な実施や災害時に必要な防災備蓄品を適切に確保することで、災害時の対応力向上を図ります。また、災害の情報をいち早く伝えるための情報発信体制の整備も図ります。	防災交通課
地域防災力の向 上	出前講座や人材育成講座の実施により、防災に係る人材の育成を進めるとともに、地域の防災組織の強化を図ります。また、防災訓練の開催や広報・SNS等により防災情報や危険箇所を発信することで、市民の防災意識を高めます。	防災交通課
防犯活動の推進	地域における自主防犯パトロール等の防犯活動を支援するとともに、市民、行政、警察、学校、事業所が一体となって防犯活動を行います。	防災交通課
防犯環境の充実	防犯カメラの計画的な設置等の防犯環境の整備を進めるとともに、市民等による防犯対策を支援し、防犯環境の充実を図ります。	防災交通課
交通安全運動の 推進	警察や事業所、町内会等と連携して、官民一斉大監視等、交通安全運動を展開し、啓発に努めます。	防災交通課
交通安全環境の 充実	カーブミラー等の交通安全施設を効果的に整備するとともに、必要に応じて信号機等の設置を警察に要請します。また、市民等による交通安全対策を支援し、交通安全環境の充実を図ります。	防災交通課
住宅防火対策の 推進	住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の促進のほか、住宅防火推進町内の指定や高齢者住宅防火訪問等、防火意識の高揚を図ります。	予防課

施策	内容	担当課
(再掲)救急・救助体制の充実	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材養成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	消防署

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 日頃から防災や防犯に関する情報を収集し、備えや対策をしよう。
- 身の回りに防災や防犯の支援が必要な人がいれば、気にかけて見守ろう。
- 避難行動要支援者支援制度について知り、助け合いの気持ちを高めよう。

②福祉サービスの充実と適切な利用を推進します

高齢者、障害者、子ども、遺族などに対する福祉サービスの充実を図り、サービスの適切な利用を推進します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
障害に対する適切な医療の実施	障害のある人が適切な医療を継続的に受けることができるように、医療費助成を実施するとともに、国に補助制度の創設を要望します。	福祉課※
一貫した教育支援	乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。	福祉課※
情報提供の推進	行政機関が実施する施策について、市ホームページなどで、アクセシビリティの向上に努め、障害のある人に配慮した情報提供をします。	福祉課※
意思疎通支援	意思疎通に支援を必要とする障害のある人に、必要に応じ支援を実施します。また、手話通訳者、要約筆記者などの養成を推進するとともに、通訳者などを派遣します。	福祉課※
ニーズに合った福祉サービスの提供	地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。また、障害のある女性や子供、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に配慮したきめ細かい配慮に努めていきます。	福祉課※
経済的支援	経済的自立と生活の安定を図るため、障害の程度に応じ障害者扶助料などの手当を支給するとともに、税金や保育料などを負担軽減します。	福祉課※

施策	内容	担当課
福祉施設施策	養護老人ホームへの入所措置や有料老人ホーム等の状況把握、質の確保に努めます。	高齢者支援課※
在宅介護支援福祉施策	介護者が在宅で安心して介護ができるよう、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。	高齢者支援課※
居宅サービス	介護保険の居宅サービスなど在宅介護に重点をおいたサービス提供体制の充実を図ります。なお、介護保険の各サービスについては、利用者のニーズ等に基づき、量的な整備目標を設定し、利用見込みに応じた提供量とその安定的な供給体制の確保・充実に引き続き取り組みます。	高齢者支援課※
施設サービス	施設サービスは、自宅で生活することが困難となった場合に、介護保険施設に入所して介護を受けるもので、利用者本人やその家族の負担の軽減を図ります。	高齢者支援課※
地域密着型サービス	地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な中重度の要介護者等のニーズに対応できるよう、在宅生活を支援する地域密着型サービスの提供体制の充実に努めます。	高齢者支援課※
介護保険制度の持続可能な運営体制の強化	介護保険事業を円滑に運営するため、制度の持続可能性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及び更なる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。	高齢者支援課※
(再掲)認知症施策の推進	認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)や認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。	高齢者支援課※
教育・保育事業の推進	保護者のニーズに応じ、幼稚園や保育園の確保と事業の充実に努めます。	子ども未来課※
教育・保育の一体的提供	認定こども園化の推進や子ども未来センター事業を推進し、未就学児の窓口の一本化を進めます。	子ども未来課※
その他保育の充実	休日保育や障害児への保育支援、育児休業中の入園児童を拡大するなど、幅広い保育サービスの提供を目指します。	子ども未来課※
教育・保育施設の整備	保育機能を集約し、教育・保育施設の整備を推進します。	子ども未来課※
地域子ども・子育て支援事業の推進	妊婦の健康診査や乳児家庭への全戸訪問を実施するとともに、延長保育や一時預かりファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ、病後児保育などを充実させ、子育てを支援します。	子ども未来課※
遺された人への支援の充実	遺族のケアのため、相談機関の紹介や周知に努めます。	健康推進課※
(再掲)青少年の悩み相談の充実と支援	青少年一人ひとりの状況に応じた相談を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。	文化スポーツ課

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 本市が発信する福祉サービスに関する情報に関心を持とう。
- 福祉サービスの情報を周りの人に伝えよう。

③権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります

高齢者、障害者、児童などに対する虐待の防止や差別の解消のため、権利擁護の体制を整備し、個人の尊厳を守ります。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
権利擁護の推進	障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度などを活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	福祉課※
高齢者の権利擁護の推進	すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。また、成年後見制度などの周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。	高齢者支援課※
要保護児童対策の充実	子ども家庭総合拠点や家庭児童相談室など、相談体制の充実を図り、支援を必要とする児童や家庭、妊婦までを対象とした虐待の未然防止に努めます。	子ども未来課※

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 高齢者、障害者、児童などに対する「虐待」の定義について調べよう。
- 身の回りで虐待があると感じた場合は、相談窓口に通報・相談しよう。

④成年後見制度の利用を促進します

成年後見制度を周知して正しい理解を普及し、必要に応じた適切な利用を促進します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
(再掲)権利擁護の推進	障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度などを活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	福祉課※
(再掲)高齢者の権利擁護の推進	すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。また、成年後見制度などの周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。	高齢者支援課※

◇市民・地域はこんなことから始めてみよう！

- 家族と成年後見制度について話し合う機会を持とう。
- 身の回りに制度が必要と思われる人がいたら、相談窓口につなげよう。



第4章 施策の展開

つながりづくり



現状と課題

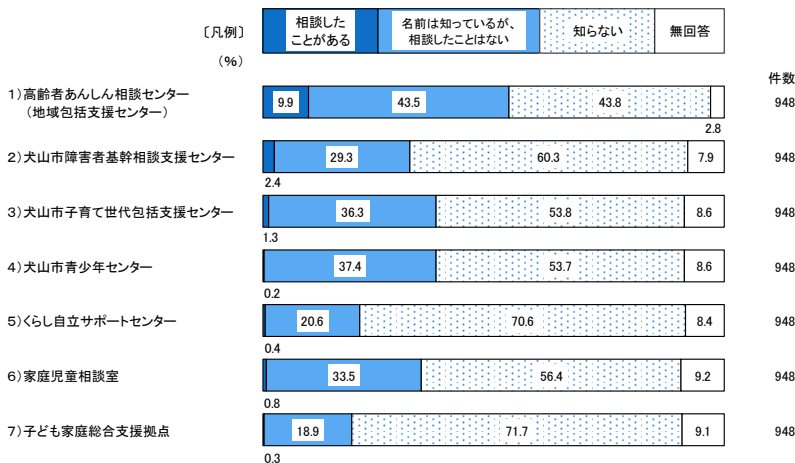
基本目標Ⅳ「つながりづくり」では、複雑化・複合化する地域の生活課題に対応するため、包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。

アンケート調査による市内の相談窓口の認知度をみると、「高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）」は53.4%であるものの、その他の窓口は40%未満となっています。また、どの相談窓口も60歳代以下では年齢が若いほど認知度が低く、利用の中心となる世代に十分周知されていない状況がうかがえます。各相談窓口を実際に利用したことがある人も、「高齢者あんしん相談センター」で9.9%、その他の窓口では3%未満と低い状況です。団体ヒアリング調査でも「相談することへの意識が低く、切羽詰まってからの相談が多い」、「相談窓口が周知されていない。相談窓口の敷居を低くして利用しやすくする努力が必要」、「相談窓口まで来られない人への支援が課題」といった意見が聞かれました。

タウンミーティングでも、「専門の窓口で相談する」という意見や「専門機関同士の連携が必要」といった意見が出ました。日常生活の中で悩みや不安を抱える全ての市民が相談や支援を受けられるよう、分かりやすく利用しやすい相談窓口を整備するとともに、相談窓口を含む専門機関の連携体制を構築する必要があります。

また、アンケート調査において地域にしてほしい日常生活支援は「災害時の手助け」（65.2%）、地域にしてあげられる日常生活支援は「安否確認の声かけ・見守り」（67.6%）となっています。災害時の手助けと安否確認の必要性が強く認識されており、誰もが安心できる支援体制を整えることが重要な課題です。

<市内の相談窓口の認知度>

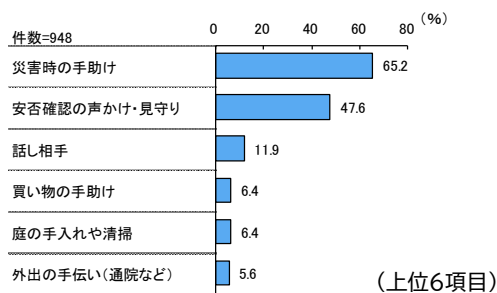


出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

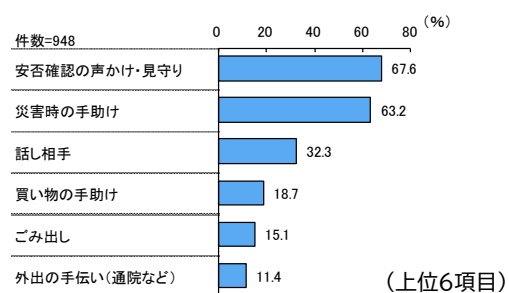
<市内の相談窓口の認知度（年代別）>

	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
件数	948	12	61	78	151	149	143	219	132
1) 高齢者あんしん相談センター (地域包括支援センター)	53.4	16.7	16.4	30.8	38.4	48.3	60.2	70.8	75.0
2) 犬山市障害者基幹相談支援センター	31.7	25.0	9.8	23.1	19.8	36.2	32.2	41.1	40.2
3) 犬山市子育て世代包括支援センター	37.6	41.7	29.5	52.5	40.3	42.3	38.5	34.2	28.8
4) 犬山市青少年センター	37.6	58.3	29.5	32.1	33.2	39.6	46.9	39.7	33.4
5) ぐらし自立サポートセンター	21.0	8.3	8.2	14.1	15.2	24.2	25.2	25.2	24.2
6) 家庭児童相談室	34.3	41.7	18.0	42.3	33.8	42.9	37.8	31.1	30.3
7) 子ども家庭総合支援拠点	19.2	16.7	9.8	15.4	19.2	19.5	23.1	19.6	21.3

<地域にしてほしい日常生活支援>



<地域にしてあげられる日常生活支援>



出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

<タウンミーティングより>

<私ができること(自助)>

【連絡・連携】

- ・こまめに連絡をとる
- ・当事者の近所の人から様子を聞く
- ・当事者の親から相談があれば専門機関へつなぐ

<一緒にできること(互助)>

【相談支援】

- ・医療機関と将来について話を一緒に聞く
- ・専門の職種に相談する
- ・相談できる場所を探す

【アウトリーチ等の支援】

- ・訪問支援
- ・本人へのアプローチ

【連絡・連携】

- ・治療・専門家につなげる
- ・支援してくれる人につなぐ
- ・ネットワークを広げる
- ・行政とつながる

<団体ヒアリングより>

相談窓口が利用しにくい・周知されていない・うまく使われていない

- ・相談することへの意識が低く、切羽詰まってからの相談が多い
- ・相談窓口が周知されていない
- ・相談窓口の敷居を低くして利用しやすくする努力が必要
- ・行政は敷居が高く、相談しにくいという声を聞く
- ・青少年センターの周知が不足していると思う
- ・相談に来る人は行動できている人なので、来られない人への支援も重要。連絡をいただければ相談員が出向くことも可能
- ・相談窓口まで来られない人への支援が課題
- ・相談できる窓口がわかりにくい
- ・困難を抱えていても、自らの意思で相談に来ることが難しい方、問題に気づかない方への支援をどうするかが課題

基本施策

① 世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます

高齢者世帯、子育て家庭、ひとり親家庭、生活困窮者などが抱える複雑化・複合化した悩みや不安に対し、世代や属性を問わずに対応できる包括的な相談支援体制を整えます。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
相談支援体制の推進	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	福祉課※
(再掲)高齢者の見守り支援体制の充実	高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。	高齢者支援課※
(再掲)要保護児童対策の充実	子ども家庭総合拠点や家庭児童相談室など、相談体制の充実を図り、支援を必要とする児童や家庭、妊婦までを対象とした虐待の未然防止に努めます。	子ども未来課※
ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親への子育て・生活を支援するとともに、就業支援、経済的な支援を実施します。	子ども未来課※
子どもの貧困対策の充実	生活困窮者の自立支援に関する相談や、経済的支援、学習支援を充実させます。	子ども未来課※
(再掲)地域子ども・子育て支援事業の推進	妊婦の健康診査や乳児家庭への全戸訪問を実施するとともに、延長保育や一時預かりファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ、病後児保育などを充実させ、子育てを支援します。	子ども未来課※
(再掲)社会生活を営むために必要な機能の維持向上	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	健康推進課※
(再掲)消費者の保護・育成	消費者がトラブルに巻き込まれないような、啓発活動や講座を開催するとともに、消費者トラブル等に巻き込まれたときのための相談体制を整えます。	産業課
外国人市民へのコミュニケーション・生活支援	外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスへアクセスできる環境整備を進めるとともに、安心・快適な生活が送れるように、ライフステージに応じた継続的な支援やコミュニケーションの支援を行います。	地域協働課

◇市民・地域はこんなことから始めてみよう！

- 身近な場所にある相談機関・窓口について把握しよう。
- 生活に困っている人は、自分ひとりで抱え込まず身近な人や相談窓口にご相談しよう。
- 身の回りで生活に困っている人などを見つけたら、相談窓口につなげよう。

②多機関協働による支援体制を整えます

在宅医療と介護、自立支援協議会と関係機関、消防と保健・医療機関など、様々な分野における連携と協働を推進し、多機関協働による支援体制を整えます。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
(再掲)相談支援体制の推進	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	福祉課※
医療と介護の連携強化	支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう関係機関との連携を強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。当市では、尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託しており、2市2町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)における連携を図ります。	高齢者支援課※
(再掲)在宅生活を支える体制整備	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	高齢者支援課※
自殺未遂者の再度の自殺企図防止	保健所や医療機関、消防の有機的連携を図り、自殺未遂者に相談機関を周知します。	健康推進課※
(再掲)関係機関の連携による社会全体の自殺リスクの低下	居場所づくりを促進することで、SOSを発信している人の存在に気づき、声掛けや見守りなどつながりがある地域の形成に努めます。また、精神科医療、保健、福祉などの諸施策の連動性を向上させるとともに、生活困窮者への自立支援を行うことで、自殺リスクの軽減に努めます。	健康推進課※
幼保小連携の推進	幼保共通のカリキュラムに基づき、幼保共通の教育・保育を進めることにより、小学校教育へつなげる連続性を持った質の高い幼児教育を提供します。	学校教育課 子ども未来課

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- それぞれの専門機関の役割を知ろう。
- 専門職による相談機会を積極的に活用しよう。

③アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制を整えます

安否確認や訪問相談を通じた要支援対象者の状態把握や関係機関との情報共有など、支援対象者と継続的につながることが可能な支援体制を整えます。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
(再掲)相談支援体制の推進	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	福祉課※
(再掲)在宅生活を支える体制整備	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	高齢者支援課※
(再掲)社会生活を営むために必要な機能の維持向上	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	健康推進課※
(再掲)自殺未遂者の再度の自殺企図防止	保健所や医療機関、消防の有機的連携を図り、自殺未遂者に相談機関を周知します。	健康推進課※
(再掲)青少年の悩み相談の充実と支援	青少年一人ひとりの状況に応じた相談を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。	文化スポーツ課

◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！

- 地域で困っている人をどのような支援につなげられるかを考えよう。
- 生活支援コーディネーターなどの専門職と、地域の困りごとについての情報を共有しよう。

④地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくります

人、場、活動、サービスなどの地域資源を活用し、支援を必要とする人と地域との様々なつながりの機会を提供します。

【各施策の内容など】 ※は施策を掲載する個別計画の所管課です。

施策	内容	担当課
(再掲)一貫した教育支援	乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。	福祉課※
(再掲)相談支援体制の推進	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	福祉課※
(再掲)在宅生活を支える体制整備	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	高齢者支援課※
(再掲)社会生活を営むために必要な機能の維持向上	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	健康推進課※
(再掲)市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化するとともに、地域の課題解決や価値の創造に向けた取り組みを支援します。また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	地域協働課
(再掲)多文化共生の地域づくり	多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。	地域協働課
(再掲)農業者の確保、育成	関係団体等と連携し、農業者同士のつながりを広げながら、後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の新しい農業の取り組みを促進します。	産業課
(再掲)農業にふれ親しむ機会の確保	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。	産業課
(再掲)マッチング機会の提供	関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。	産業課
(再掲)子どもの読書環境の充実	子ども読書空間「ブックキャンプ」の活用等を通じて、子どもの自主的な読書活動を推進し、子どもの読解力向上につなげます。また、市立図書館と学校が連携し、子どもや教師が学校図書室を効果的に利用できる環境を整えます。	文化スポーツ課

施策	内容	担当課
(再掲)文化財の保存、活用の推進	犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上につなげます。特に、犬山城においては、門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取り組みを強化します。	歴史まちづくり課
(再掲)歴史・文化に関する自主的活動の支援	団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信につなげます。また、文化財の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。	歴史まちづくり課

◇市民・地域はこんなことから始めてみよう！

- 地域で利用できる施設やサービス、活動している人などの情報を集めよう。
- 企業や法人の会議室や施設などを空き時間に活用できないか考えてみよう。
- 活動している人同士が交流できる場ができないか、仲間と相談してみよう。

1 重層的支援体制整備事業計画



目的と背景

近年、地域社会においては、少子・高齢化、人口減少、大規模自然災害の多発といった問題のほか、社会的孤立、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、複雑化・複合化した課題が発生しています。

これらの課題は、高齢、障害、子ども、生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では対応が困難な場合があり、こうした支援ニーズを受け止める地域の対応力の強化が一層求められるようになってきました。

このような社会の変化を踏まえて、平成28(2016)年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その理念として、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくるという「地域共生社会」の考え方が提案されました。

また、平成30(2018)年4月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において社会福祉法が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。加えて、モデル事業の展開により、各自治体における属性横断的な支援に向けた気運の高まりもみられはじめました。

こうした中、令和2(2020)年6月に成立した「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、新しい支援事業として「重層的支援体制整備事業」が定義され、市町村においても地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されました。

現状と課題

地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、困りごとを抱えながらも相談する相手がなく、制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。

一方で、行政をはじめとする支援機関の相談体制は、依然として縦割りで、支援する側にも「支援のしづらさ」があり、世代や属性を超えた支援体制の構築が課題となっていました。

よって、本市では、複雑化や複合化が進んでいる地域生活課題に対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの分野を超え、全世代に対応する相談支援を行うため、令和4(2022)年4月に「ふくし総合相談窓口」を設置しました。

「ふくし総合相談窓口」で受けた相談については、相談者の同意のもと支援関係機

関で情報を共有し、各機関の専門性を生かしながら必要な対応を行っていますが、行政のみでは限界があります。

サービスや制度の活用だけでなく、住民同士が気かけあい、助け合う環境の中で「生きづらさ」を抱えている人に寄り添い、伴走し、人と人、人と地域をつなぐごとの重要性が求められています。

重層的支援体制整備事業の実施

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を一体的に実施するものです。

事業の実施方法については、行政直営での実施に限らず民間事業者への委託も含めて検討していきます。

1 相談支援

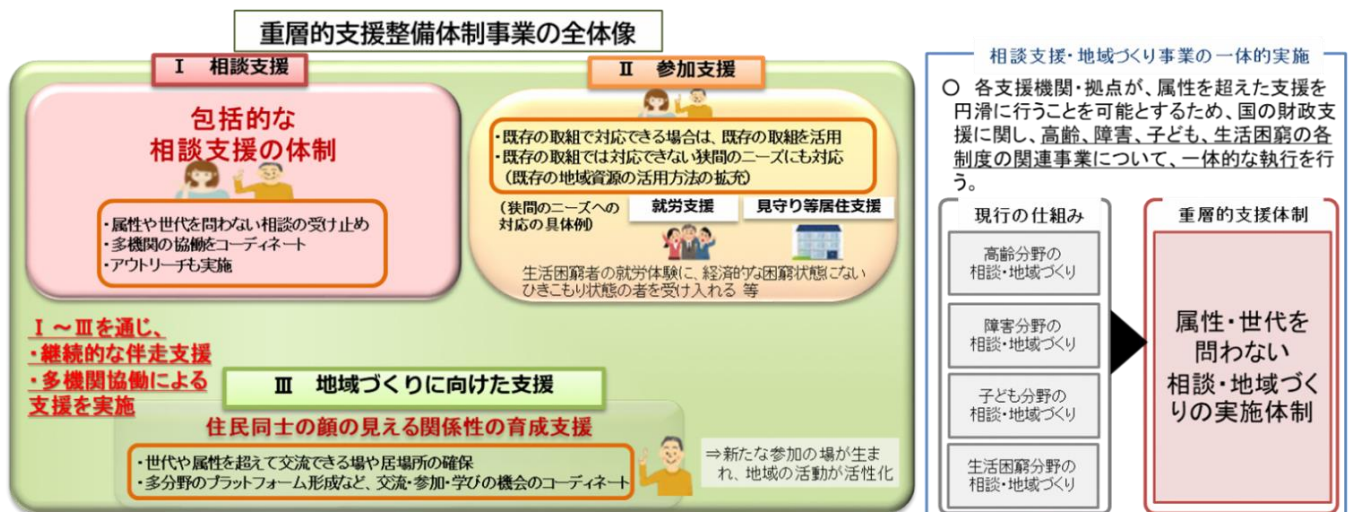
本人や世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

2 参加支援

本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

3 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業ブロック別研修資料」（令和3年1月）

(2) 重層的支援体制整備事業の内容

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は、下表のとおりです。

各事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果を出すことを目指すものです。

各事業の概要（社会福祉法第106条の4第2項）

事業名	事業内容
包括的相談支援事業	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます
参加支援事業	○社会とのつながりをつくるための支援を行います ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います
地域づくり事業	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○支援が届いていない人に支援を届けます ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置きます
多機関協働事業	○市全体で包括的な相談支援体制を構築します ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たします ○支援関係機関の役割分担を図ります

(3) 基本方針

重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。支援対象者は、その世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育などに関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての市民とします。

本事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

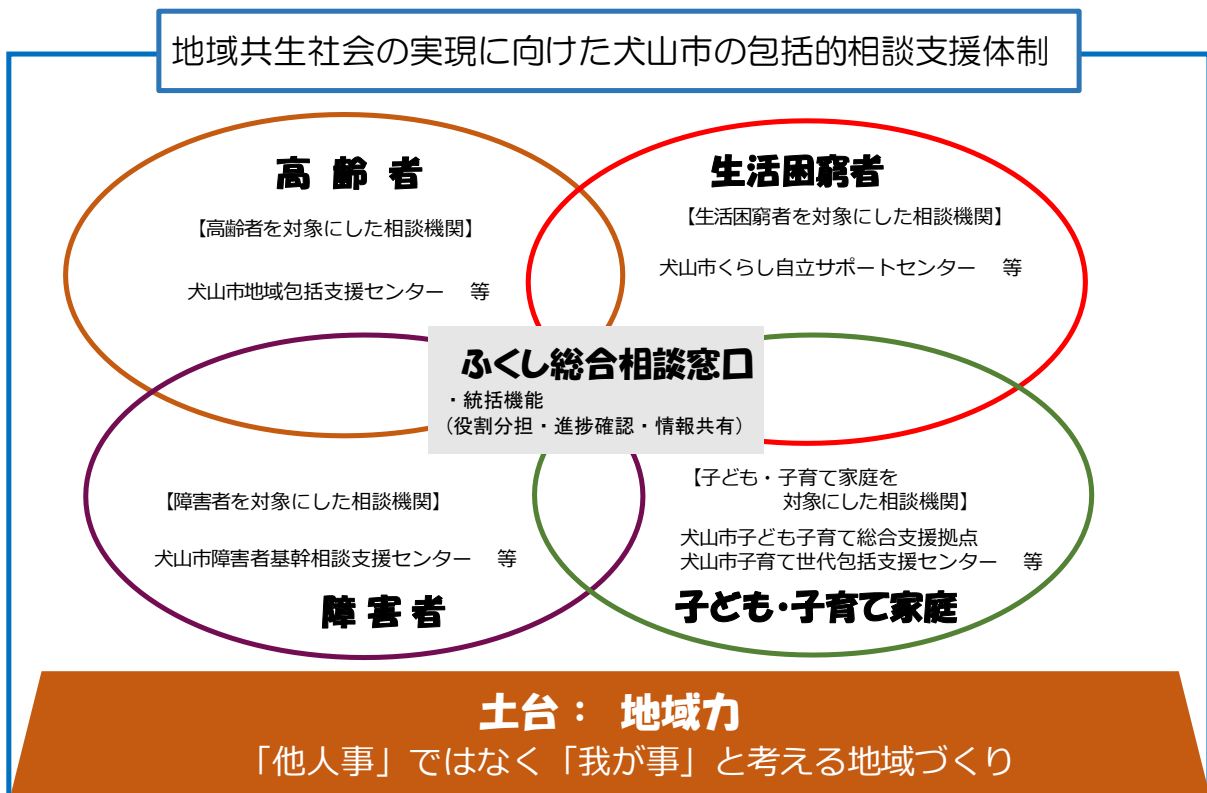
- 潜在的な対象者の発見やアウトリーチなどによる早期的な対応を行う
- 本人や世帯を包括的に受けとめ支える
- 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で支援を行う
- 信頼関係を基盤として継続的に行う
- 地域住民のつながりや関係性づくりを行う

基本施策

① 包括的相談支援事業

高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野で実施されている既存の相談支援を一体として実施し、「ふくし総合相談窓口」を中心として相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める体制を整備します。

事業名	実施機関	事業内容
地域包括支援センターの運営	犬山市地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター)	高齢者に関する総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの実施（5か所）
障害者相談支援事業	犬山市障害者基幹相談支援センター	障害者に関する総合相談、権利擁護、地域移行・地域定着の促進、地域の相談支援体制の強化の取組みを実施（1か所）
利用者支援事業	犬山市子ども家庭総合支援拠点	保護者の身近な場所における教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整などを実施（3か所）
	犬山市子育て世代包括支援センター (すくすく ♡ いぬまる)	
生活困窮者自立相談支援事業	犬山市くらし自立サポートセンター	生活困窮者に関する相談、支援計画の作成、就労支援、地域ネットワーク強化、社会資源の開発を実施（1か所）



② 参加支援事業

既存の居場所や制度、サービスでは対応できない本人や世帯の生活の困りごとに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりをつくるための支援を行います。

事業名	実施方法	事業内容
参加支援事業	直営（福祉課）	関係機関と連携して社会とのつながりを作るための支援を実施

③ 地域づくり事業

高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や共助の基盤づくりを目指した意識醸成のための学びの場の提供など多様な参加メニューを整えます。

事業名	実施方法	事業内容
地域介護予防事業	直営（高齢者支援課）	スポーツボイス教室などの実施
	直営（健康推進課）	各種健康づくり講座の実施
	委託（犬山市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター））	介護予防活動支援事業の実施
生活支援体制整備事業	委託（一般社団法人和顔の輪）	第1層生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営による地域づくりの実施
	委託（犬山市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター））	第2層生活支援コーディネーター（地域づくり担当）の配置及び協議体の運営による地域づくりの実施
地域活動支援センター事業	委託（犬山市身体障害者福祉協会）	身体障害者活動センターふれんどの運営
地域子育て拠点事業	直営（子ども未来課）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施（犬山市子育て支援センター、さら・さくら集いの広場、橋爪子育て支援センター、子育て広場「ぽんぽこ」）
地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業	直営（福祉課）	関係機関と連携して共助の基盤づくりのための支援を実施

〈委託事業者は令和5（2023）年3月現在で記載〉

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域社会からの孤立が長期にわたるなど、必要な支援が届いていない地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言などを包括的かつ継続的に行う支援体制を整備

します。

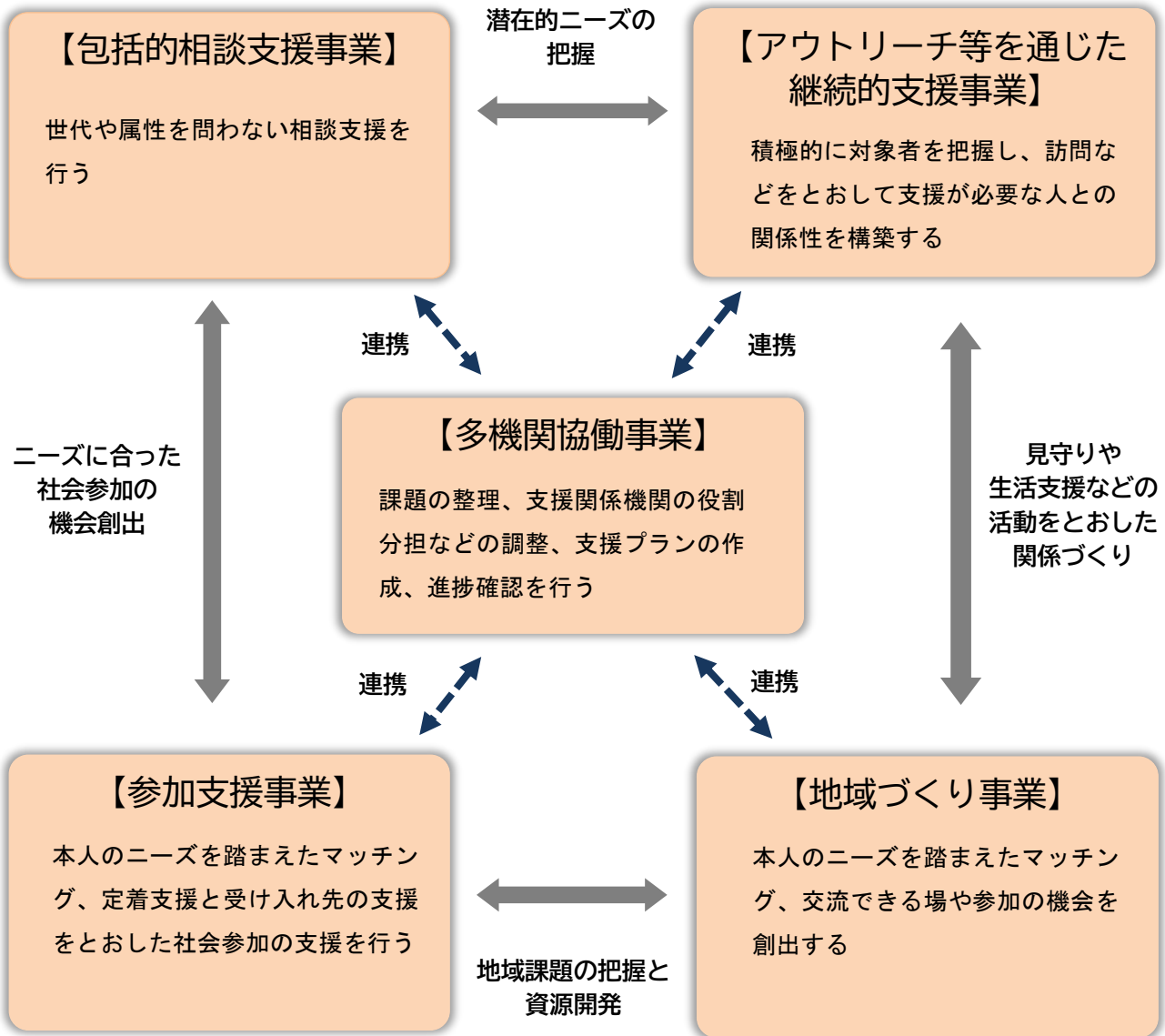
事業名	実施方法	事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	直営（市関係課）	既存の会議やネットワークを通じた潜在的な対象者の把握、関係機関と連携した支援体制の構築に、本人との関係づくりに関する支援などを実施

⑤ 多機関協働事業

複数の支援関係機関が、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携のもと、一体的かつ計画的に支援を行う体制を整備します。

事業名	実施方法	事業内容
多機関協働事業	直営（福祉課）	ふくし総合相談窓口を中心とした多機関協働による支援体制の構築、課題の整理、支援機関の役割分担などの調整、支援プランの作成、支援の進捗確認などを実施

(4) 犬山市重層的支援体制整備事業全体像

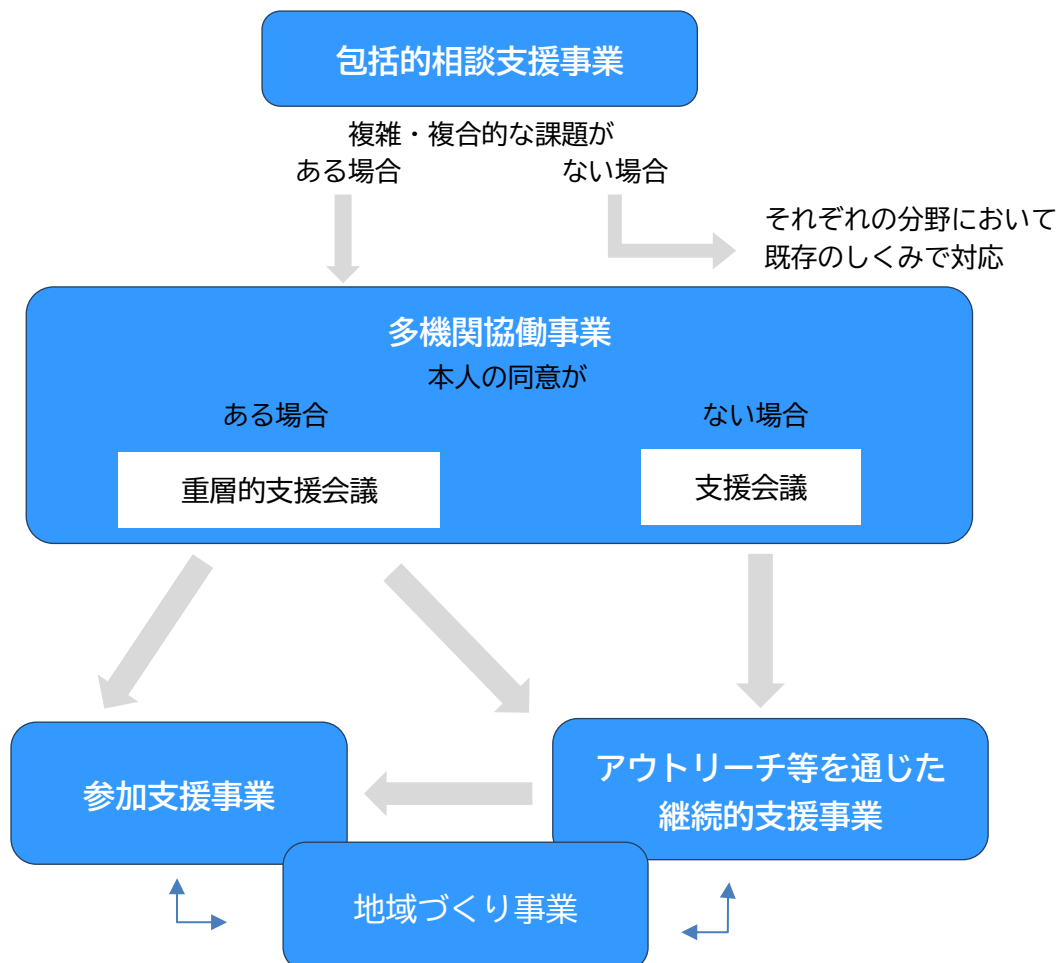


(5) 重層的支援体制整備事業の実施に係る各種会議体の設置及びフロー図

本事業を実施するため、下記の会議を設置します。

会議名	内容
重層的支援会議（本人同意あり）	多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出などについて検討するための会議です。（主催：多機関協働事業者）
支援会議（本人同意なし）	社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討などが可能な会議です。（主催：市）
連携会議（定例会議）	関係各課など（福祉課、高齢者支援課、健康推進課、子ども未来課、犬山市社会福祉協議会など）が連携するための会議です。月1回以上の開催を目指します。（主催：市）

【重層的支援体制整備事業フロー図】



成年後見制度利用促進基本計画



目的と背景

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害その他の精神上的障害などにより判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、その生活を保護し支援する制度です。

国は、平成 28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下、「利用促進法」という。）を施行し、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までを第一期として「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。基本計画の第一期では、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が利用できる体制整備を進めることとしています。

また、令和 4（2023）年度から令和 8（2027）年度までの第二期では、「地域共生社会」の実現を目指して、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

市町村においては、利用促進法第 14 条第 1 項において、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとしています。

本市においても、こうした国の動向に対応して、成年後見制度の利用が必要な人も地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援における地域ネットワークを構築することで「地域共生社会」の実現を目指します。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

現状と課題

本市の現状は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が年々増加しています。しかし、この中には、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られても、誰かが注意していれば自立できる人も含んでいるため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を推進することで、市民の権利擁護を一層充実していく必要があります。

判断能力が不十分な人が、権利を侵害されることを防ぎ地域で安心して暮らし続けていくためには、専門機関の早期介入や、地域での支援体制の構築が必要になります。

しかしながら、アンケート調査の結果から、「悩みや不安を相談したい相手」では家族や親戚が50%を超え、「市内の相談窓口の認知度」は「知らない」と答えた割合が高齢者あんしん相談センターでは40%、それ以外の相談窓口は50%以上であり、専門機関につながりにくい現状があります。

また、「成年後見制度の認知度」は「名前は知っているが利用したことがない」「知らない」の割合が90%を超え、「制度の利用意向」では「利用したくない」「わからない」が70%を超えており、手続きの煩雑さや費用負担の心配に加え、誰が後見人になるかわからないという不安があることがわかりました。

市民の情報収集の手段としては、「福祉サービスの情報源」において、どの年代も「市の広報・市のパンフレット」で情報収集をすると答えたものの、20代では「家族・親戚」が50%、30代までは「インターネット」も40%を超えていました。

このことから、対象者にあわせた情報提供の仕方や、早期に専門機関につながることの必要性についての理解促進が課題であると考えられます。

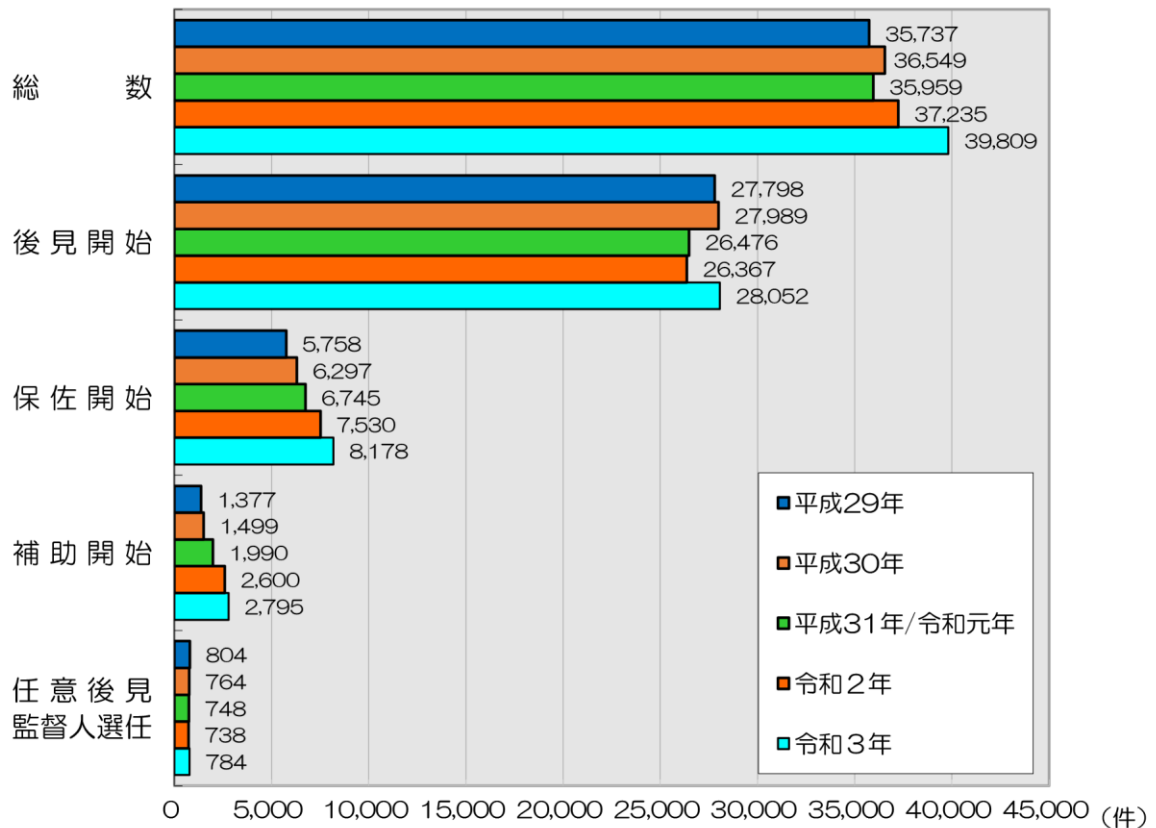
また、成年後見制度の利用が必要な人が増加している一方で、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人の受任者が少なく、法人後見や市民後見人などの担い手の養成にも取り組んでいく必要があります。

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数及び認知症高齢者数の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
療育手帳所持者数(人)	557	571	581	597	614
精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)	616	657	687	741	810
認知症高齢者数(人)	2,191	2,196	2,317	2,380	2,448

出典) 手帳所持者数：福祉課 認知症高齢者数：高齢者支援課 (各年3月31日現在)

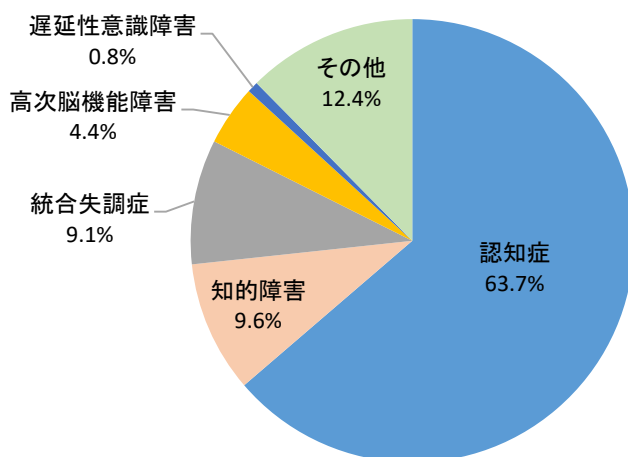
成年後見関係事件の申立件数の推移



(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

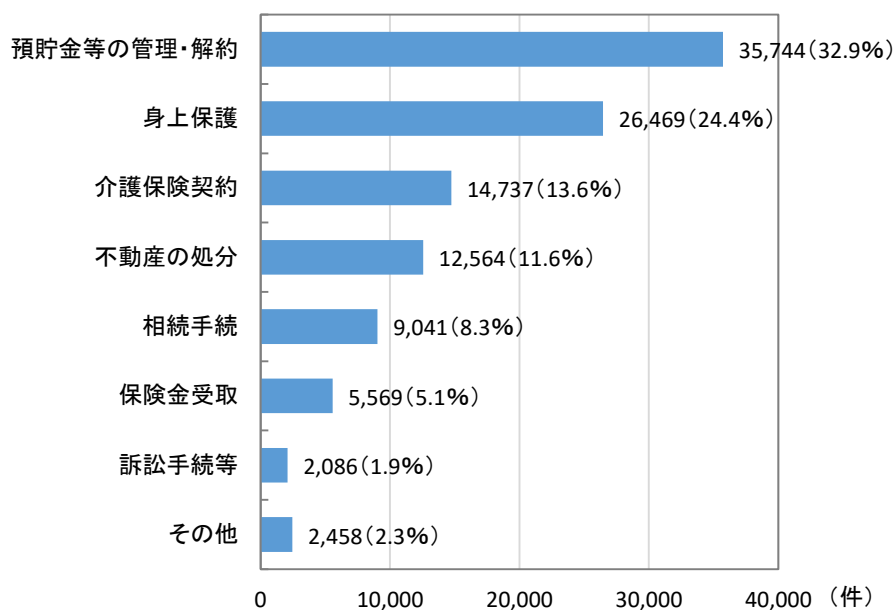
出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(令和3年1月~12月)

成年後見関係事件の開始原因別割合



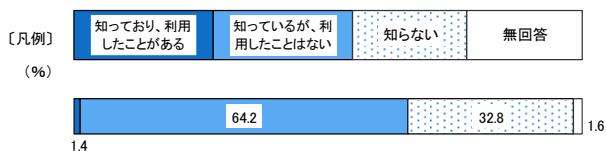
出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(令和3年1月~12月)

主な申立ての動機別件数・割合

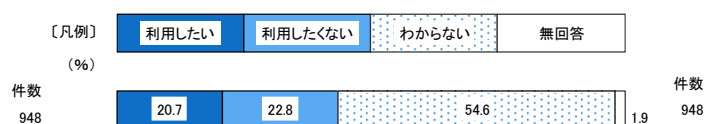


出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(令和3年1月~12月)

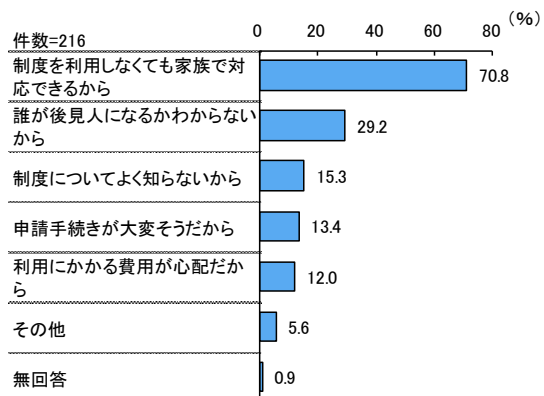
<成年後見制度の認知度>



<成年後見制度の利用意向>



<成年後見制度を利用したくない理由>



出典)「犬山市地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」(令和4(2022)年8月)

成年後見制度利用促進に関する施策の実施

(1) 成年後見制度利用促進に関する施策の概要

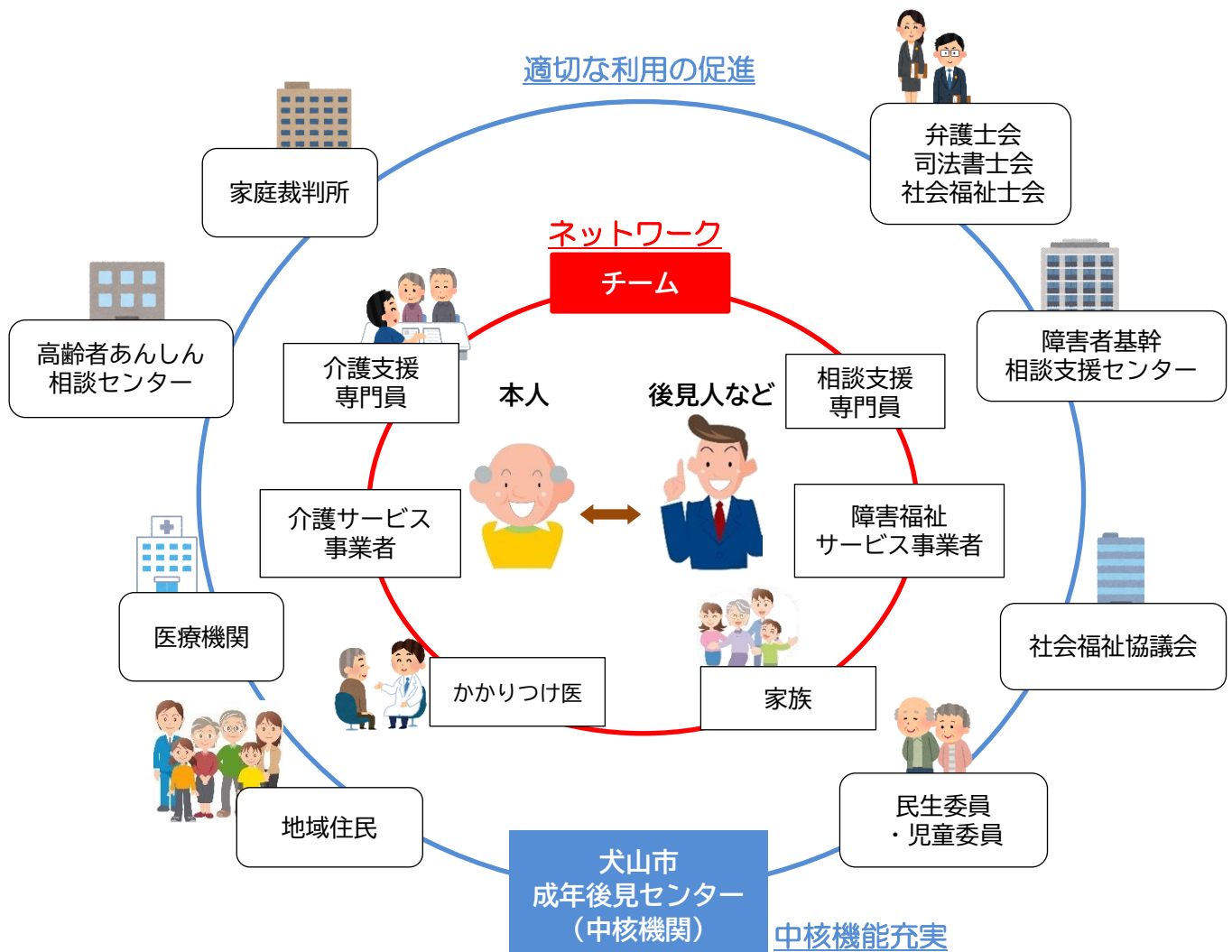
成年後見制度利用の促進に関する施策は、市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえ、成年後見制度の利用を含む権利擁護の体制を地域で整えるものです。

(2) 基本方針

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、地域、福祉、司法などの多様な主体が関わり本人や成年後見人などを支援する仕組みとして、地域連携ネットワークを構築します。

また、地域連携ネットワーク構築に関するコーディネート機能は、中核機関として設置している「犬山市成年後見センター」が担い、多様な主体や既存の仕組みの有機的な連携を図ります。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



基本施策

① 成年後見制度の適切な利用を促進します

経済的な理由や親族の協力が得られないことなどで制度が利用できないことがないよう「犬山市成年後見制度利用支援事業」を実施するとともに、養護者や社会福祉施設従事者などによる虐待を受けていたり受ける恐れがあったりする場合などは、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や障害者基幹相談支援センターなどと連携し、市長申立を行うなど適切に対応します。

また、成年後見制度を利用する人の自己決定権を尊重し、個々のケースに応じた適切な運用を図ります。

② 地域連携ネットワークの仕組みをつくります

既存のネットワークを整理・活用するとともに、司法を含む各専門分野の団体との連携体制を構築し、地域全体で支える体制を構築します。

③ 中核機関の機能の充実に取り組みます

地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、広報・啓発活動などにより制度の周知に努めます。また、相談機能や後見人支援機能を果たすことで制度を利用してからのフォロー体制の機能の充実に取り組みます。現在は、福祉課及び高齢者支援課で設置している「犬山市成年後見センター」を中核機関としています。



再犯防止推進計画



目的と背景

国は、平成 28 (2016) 年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体は再犯の防止などに関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを定めました。

県では、刑法犯認知件数は年々減少傾向にあります。再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は 47%前後を推移しています。こうした状況を踏まえ、県は令和 3 (2021) 年 3 月に「愛知県再犯防止推進計画」を策定し、国や市町村、民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に地域社会に復帰できるように支援することで、再犯者数を減少させていくことを目指しています。

本市においても、こうした国・県の動向に対応して、地域住民の犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指し、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を図るため、保護司や刑事司法関係機関などと連携した取り組みを進める必要があります。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

愛知県内の犯罪率及び再犯者率の推移

	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)
犯罪率（人口 10 万人 当たり）（件）	870	730	661	529	503
再犯者率（%）	48.1	47.1	47.4	47.4	46.1

出典）愛知県警察「犯罪統計書」

基本施策

①本市の取組

取組	内容
再犯防止の推進	愛知県の再犯防止推進計画に基づき、犬山保護区保護司会をはじめ関係機関（刑事司法関係機関（検察庁、警察、弁護士会、矯正施設、保護観察所など））と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。
犯罪をした人の人権についての啓発	犯罪をした人に対する差別的言動などの人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。
地域社会への復帰	自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用する民間企業（協力雇用主）に対し、入札に際し経営事項評価点に加算を行うことで優遇します。

②保護司の取組

取組	内容
再犯防止への取り組みの推進	犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、行政機関等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進めます。
「社会を明るくする運動」*の実施	犬山保護区保護司会及び犬山市更生保護女性会等の民間協力者と連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。 【「社会を明るくする運動」の主な活動内容】 ・幼稚園児による商業施設での啓発活動の実施 ・作文の募集 ・市内小中学校の訪問など
薬物依存を有する人等への支援	薬物乱用の危険性・有害性を広く周知し、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、また、薬物乱用の未然防止のための普及活動及び薬物に関する相談支援を行います。 【薬物乱用防止に向けた取組み】 ・「ダメ、ゼツタイ。」普及啓発運動

*社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。



基本的な考え方

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、住民が住み慣れた地域の中で安心して、豊かに暮らせるよう応援し、支援していくために、社会福祉法第109条の規定に基づき、全ての都道府県・市町村に設置されている組織で、営利を目的としない公益の事業活動を行っています。

例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域福祉を推進するため活動しています。

【社会福祉法】

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する者とする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉を推進するために

「福祉」と聞くと、何を思い浮かべるでしょうか。介護や子育て、障害者を支援するサービス、それらに関わる仕事などを連想する人も多いかと思います。自分が当事者でなかったり、当事者と関わることがなく、自宅と職場や学校の行き来のみで生活している人にはあまり身近に感じられないかもしれません。

しかし、福祉とは本来「幸福」や「生活への充足感」「豊かさ」を意味し、誰にとっても身近なものです。そのなかでも、身近な地域で、市民や福祉に関わる専門家や団体・ボランティアなどが協力し、誰もが安心して生活できるよう、地域の課題に取り組み、解決していくことを「地域福祉」といいます。地域福祉は、子育てや高齢、障害などで福祉サービスが必要となっても、誇りを持って、まちの一員として普段の生活を送ることができることを目的としています。

地域福祉の主体となるのは地域と関わるすべての人です。福祉サービスを提供する行政や民間の事業所はもちろんですが、地域の住民同士が助け合い・支え合うことが地域福祉を進めるうえで何より重要です。

例えば…

- ・子どもたちが安心して登下校できるように見守りをする事。
- ・足が不自由な近所のおばあちゃんのためのゴミ出しをする事。
- ・まちで困っている車いすの人にちょっとした案内をする事。
- ・地域のイベントに参加し、地域のさまざまな世代の人と交流する事。

ちょっとした気づきや行動、地域のつながりを深めることが地域福祉を進める力になります。

これまでの福祉は、困っている人に福祉サービスを提供する形での支援がほとんどでした。しかし、近年、地域や家庭の困りごとや課題は、介護と育児のダブルケア、8050 問題をはじめとするひきこもりの問題など、様々な要因が複雑化・複合化してきています。

国は、地域共生社会という理念を打ち出し、これまでの制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、住民の生活課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながりながら課題解決に参画することによって、全ての住民が安心して生活できる社会の実現を目指しています。

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現するためには、地域の多様な主体がつながって参加する「地域力の強化」が必要です。

(3) 地域福祉活動計画の役割

地域福祉を推進していくために、市が理念や総合的な方向性を示す「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会が中心となって取り組み、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪であるといえます。

地域福祉計画の基本理念は「つながり 支え合い 地域で高めよう “わ” の力」です。

また、地域における様々なつながりを大切にする地域福祉の推進を、市民・地域・行政が有機的につながる「“わ” のまちづくり」と捉え、強化していくべき地域の力を「“わ” の力」と表現しています。

地域福祉活動計画では、地域福祉計画の基本理念と基本目標を共有して取り組むことで、より実現性の高い計画とすることを目指します。

また、「市社会福祉協議会の全職員が地域福祉の推進を担う」という共通意識の醸成を図りながら、事業を通じて「人づくり、場づくり、しくみづくり、つながりづくり」の4つの基本目標を推進します。

(4) 地域福祉活動計画の期間と進行管理

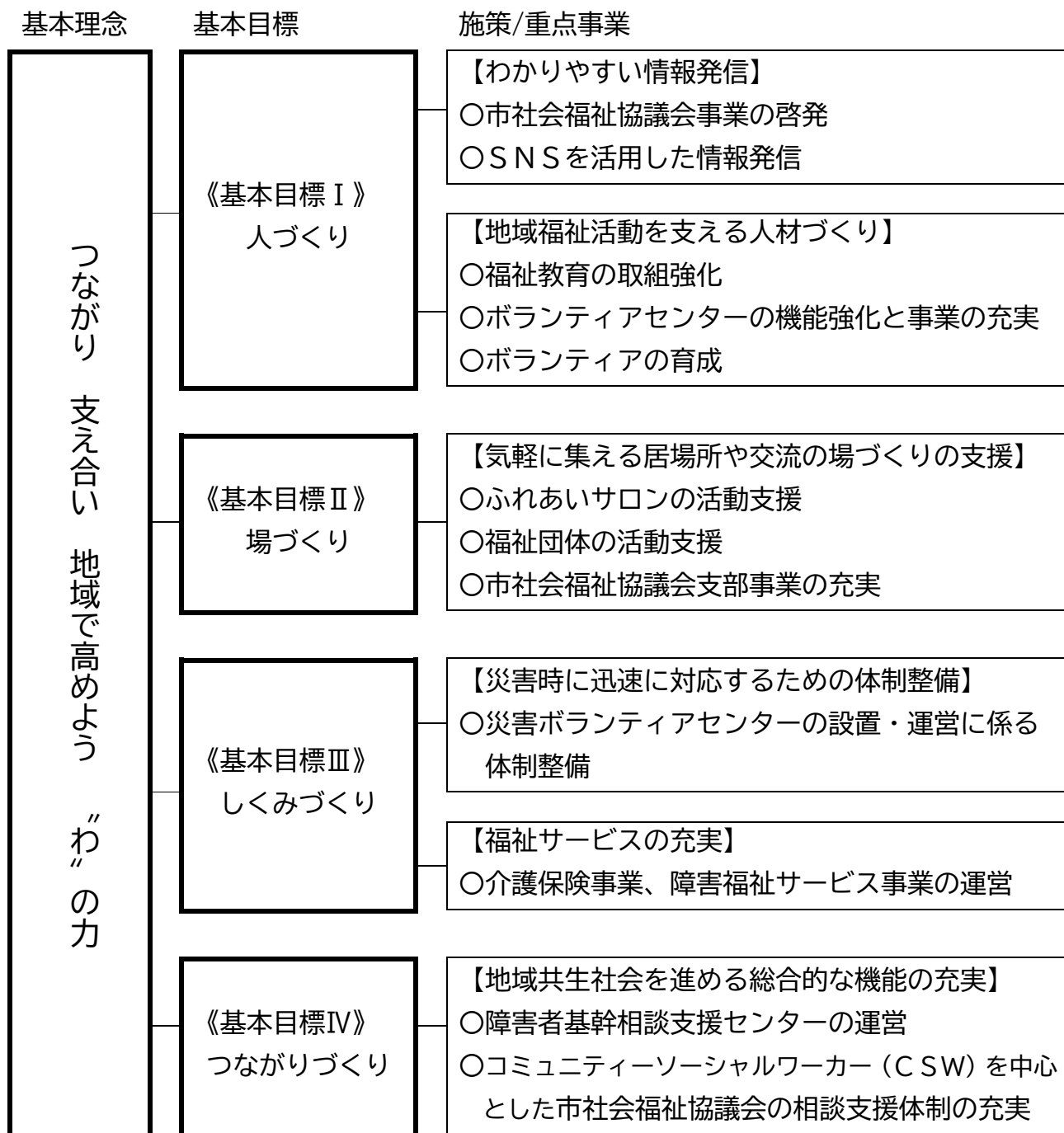
地域福祉活動計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年計画です。

地域福祉活動計画の施策は、市社会福祉協議会発展強化計画の施策と関連づけて整理していますので、市社会福祉協議会発展強化計画に基づく事業の実施状況を評価し、PDCA サイクルの考え方により評価後の取り組み内容を検討することとします。また、社会情勢や制度改正などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

地域福祉活動計画の評価については、計画の中間年度と最終年度に行います。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
犬山市地域福祉計画 (2023~2027)					(2028~2032)
犬山市地域福祉活動計画 (2023~2027)					(2028~2032)
犬山市社会福祉協議会発展強化計画 (2021~2025)			(2026~2030)		

(5) 地域福祉活動計画の体系図



地域福祉活動計画の内容

《基本目標Ⅰ》人づくり

◇福祉の心を育み、地域福祉活動への参加を推進します。

市が実施したアンケートや団体へのヒアリング（以下、「アンケートなど」という。）から、20歳代の福祉への関心度が最も低い、地域の組織の役員の担い手や活動への参加者が減少しているなどの課題がみえてきました。

市社会福祉協議会は、これまで「社協だより」の発行や「福祉まつり」の開催など、事業内容の周知に努めてきました。

また、児童・生徒に対する福祉教育や様々なボランティア講座を開催するなど、地域福祉活動への市民参加を進めてきました。

こうした取り組みをとおして、少しずつ市民の意識や関心は高まってきましたが、地域課題が複雑・多様化する中で、現在活動しているボランティアの高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の育成が急務となっています。

そこで、さらなる福祉への理解・啓発活動や地域福祉の担い手の育成・確保を推進するとともに、ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動への参加を推進します。

施策	方向性
わかりやすい情報発信	市民が地域福祉に関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるよう、わかりやすい情報発信を行います。
重点事業	取り組み
市社会福祉協議会事業の啓発	相談窓口や講座開催など、市社会福祉協議会が実施する各種事業について、ホームページやパンフレット、市広報などを活用し、市民への周知を図ります。
SNSを活用した情報発信	SNSの特性を生かした活用方法について検討を行い、SNSを活用して福祉情報の発信をすることにより、若年層などの幅広い世代に対する情報伝達を図ります。

施策	方向性
地域福祉活動を支える人材づくり	地域活動をさらに充実するため、多くの市民が活動の目的や必要性を理解し、関心を持ってもらえるよう、様々な講座を企画し、気軽に地域福祉活動に参加できる土壌づくりを推進します。
重点事業	取り組み
福祉教育の取組強化	将来の地域の担い手づくりに向けて、子どもたちの福祉の理解を深めるため、小・中学校での福祉学習や福祉体験を実施します。また、地域に向けて、福祉教育を推進するため、福祉出前教室を行います。
ボランティアセンターの機能強化と事業の充実	ボランティア活動の拠点としての役割を十分に理解し、日々変化するボランティアニーズへの対応やボランティア活動者相互の連携を促進し、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実を図ります。
ボランティアの育成	各種ボランティア講座を企画し、福祉団体・施設やボランティアグループなどの協力のもと、市民の学びから実践までを一体的に支援し、ボランティアの育成を図ります。

《基本目標Ⅱ》場づくり

◇人と人がつながるきっかけづくりのために、地域で交流する機会の創出や拠点づくりの支援を行います。

アンケートなどから、多世代の交流やつきあいが少ない、地域の人が気軽に集まれる場所が少ない、地域で横のつながりを作るのが難しいなどの課題がみえてきました。

市社会福祉協議会は、これまで「ふれあいサロン」や「子供会」、「老人クラブ」などの地域で交流する機会の推進を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動に制約がかかる状況となりました。

そのため、地域でのつながりが途切れないよう、創意工夫をしながら地域で交流する機会を推進していく必要があります。

そこで、多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりの積極的な支援を行うとともに、参加の機会を広げ、社会活動を推進します。

施策	方向性
気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援	地域の中で、ひとりで悩みを抱え込み、孤立感を深めないために、年齢や障害の有無、立場に関係なく、気軽に相談ができ、集い・交流できる場づくりを支援します。また、会費や共同募金配分金を適正に配分できるよう、事業の枠組みの見直しを図ります。
重点事業	取り組み
ふれあいサロンの活動支援	地域住民によるつどいの場として、自発的に開催される「ふれあいサロン」への助成を実施し、地域の活性化を図り、活動のさらなる発展を支援します。
福祉団体の活動支援	福祉団体への助成を実施し、障害者などの居場所づくりや社会参加を支援します。
市社会福祉協議会支部事業の充実	地域に密着した活動を展開するため、民生委員・児童委員や町会長、福祉団体などと連携し、市社会福祉協議会支部事業の充実を図ります。

《基本目標Ⅲ》しくみづくり

◇暮らしの環境整備や各分野の福祉サービスの充実とあわせて、必要な人に必要な支援を繋ぐための体制整備を行います。

アンケートなどから、災害等の緊急時にも安心な地域を実現するため、地域で助け合う体制を整えることの重要性や福祉サービスの充実、共に支え合う仕組みづくり、情報提供の充実により、必要なサービスを適切に利用できる環境を実現することの重要性などの課題がみえてきました。

市社会福祉協議会は、これまで災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を市と締結し、総合防災訓練への参加や防災人材育成講座の開催などに取り組んできました。

災害時に迅速に対応するためには、平常時から災害支援団体・ボランティアなどと連携し、定期的に災害ボランティアセンターの設置・運営シミュレーションを実施していく必要があります。

また、訪問介護事業などの福祉サービスについても、利用者に寄り添いながら実施してきましたが、介護職員の高齢化に伴い、事業の安定運営と充実を図るための人員確保が急務となっています。

そこで、災害時に迅速に対応するための体制づくりを進めるとともに、福祉サービスの実施に必要な人員確保を行い、事業の安定運営と充実を図ります。

施策	方向性
災害時に迅速に対応するための体制整備	平常時から災害支援団体・ボランティアなどとの協力体制を構築し、災害時に即応できる体制の整備を行います。
重点事業	取り組み
災害ボランティアセンターの設置・運営に係る体制整備	災害時の支援ニーズに迅速に対応できるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営シミュレーションを実施し、迅速かつ適切に対応できる体制の整備を行います。

施策	方向性
福祉サービスの充実	福祉サービスで不足するサービスについて、事業の継続と充実を図ります。
重点事業	取り組み
介護保険事業、障害福祉サービス事業の運営	訪問介護事業、いきがいサロン事業の運営方法の効率化と質の向上により、安定運営を図り、地域に密着した適切な運営を行います。

《基本目標Ⅳ》つながりづくり

◇地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域課題に対応するため、包括的な支援体制の整備を行います。

アンケートなどから、日常生活の中で悩みや不安を抱えるすべての市民が相談や支援を受けられるよう、分かりやすく利用しやすい相談窓口を整備するとともに、相談窓口を含む専門機関の連携体制を構築する必要性などの課題がみえてきました。

市社会福祉協議会は、これまで生活困窮者自立支援機関や地域包括支援センターなどと連携した貸付相談や障害者基幹相談支援センターを市より受託し、障害者（児）に対する相談支援を実施してきました。

そこで、高齢、障害、子ども、生活困窮などの相談支援機関などと連携して、世代や属性を超えた包括的な相談支援体制の整備を行うとともに、地域資源のネットワーク化を図り、支援が必要な人と地域とのつながりを構築します。

施策	方向性
地域共生社会を進める総合的な機能の充実	生活課題を抱える市民のあらゆる相談を受け止め、高齢、障害、子ども、生活困窮などの分野の異なる専門職が垣根を越えて連携し、適切な支援につなげられるよう支援体制の強化を図ります。
重点事業	取り組み
障害者基幹相談支援センターの運営	障害者（児）に対する相談機能の強化を図り、複雑多様化する課題の解決に向け、高齢、障害、子ども、生活困窮などの相談支援機関などと連携の強化を図り、包括的な相談支援体制の充実を図ります。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とした市社会福祉協議会の相談支援体制の充実	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、あらゆる生活課題への支援体制の強化を図ります。 また、地域のあらゆるニーズに対応した相談支援体制の充実を目指して、市社会福祉協議会が実施する各種事業や地域の社会資源によるサービスを市民が最大限活用できるよう、高齢、障害、子ども、生活困窮などの相談支援機関などと連携の強化を図ります。

資料

1 犬山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人犬山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に犬山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、犬山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(委員及び任期)

第2条 委員会の委員は10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の福祉関係者
- (3) その他会長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定に係る審議が終了するまでとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、社協事務局において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

2 犬山市地域福祉活動計画策定委員名簿

区分	氏名	所属等
(1)	関谷みのぶ	名古屋経済大学教授
(1)	松山勝美	社会福祉法人職員経験者
(2)	野呂一彦	犬山北地区民生児童委員協議会会長（社協犬山北支部長）
(2)	布目訓久	犬山南地区民生児童委員協議会会長（社協犬山南支部長）
(2)	吉原支郎	城東地区民生児童委員協議会会長（社協城東支部長）
(2)	澤野勝己	羽黒地区民生児童委員協議会会長（社協羽黒支部長）
(2)	押谷重昭	楽田地区民生児童委員協議会会長（社協楽田支部長）
(2)	長岡昭雄	池野地区民生児童委員協議会会長（社協池野支部長）
(2)	上垣外勝安	犬山市ボランティア連絡協議会会長

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の福祉関係者

3 地域福祉活動計画の策定経過

(1) 犬山市地域福祉活動計画策定委員会の設置

地域福祉活動計画の策定にあたり、関係者などからの意見を聞くために、学識経験者、地域の福祉関係者、その他会長が必要と認めた者から構成する犬山市地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。

犬山市地域福祉活動計画策定委員会では、以下のプロセスで検討を進めました。

<犬山市地域福祉活動計画策定委員会の開催概要>

回	内容（協議事項）
第1回 令和4年12月9日	・地域福祉活動計画素案について ・策定委員会スケジュールについて
第2回 令和5年2月3日	・地域福祉活動計画素案について（承認） ・策定委員会スケジュールについて

(2) パブリックコメントの実施

計画名	犬山市地域福祉活動計画（素案）
募集期間	令和5年1月6日（金）から令和5年1月20日（金）まで
公開方法	市社会福祉協議会ホームページ及び窓口
意見数	提出通数：1通 意見数：1件

(3) 犬山市地域福祉計画策定関係会議などへの参加

- ・犬山市地域福祉推進委員会（4回）
- ・庁内関係課との連携会議（毎月）
- ・地域福祉を考えるタウンミーティング（2回）
- ・地域福祉シンポジウム（1回）

計画の推進体制



(1) 計画の周知による意識の高揚

本計画は、市民をはじめ、地域、団体、NPO 法人、企業、市社会福祉協議会及び市が、それぞれの立場で力を発揮して連携し、地域の課題を解決していくことを目指すものです。そのため、本計画の基本理念、基本目標、基本施策の内容をはじめ、「市民・地域はこんなことから始めてみよう！」に記載した内容などを周知して地域福祉に対する意識の高揚を図り、計画を推進します。

(2) 関係機関の連携による計画の推進

本計画を推進するため、市や市社会福祉協議会は関係団体などとの連携を強化して、市民や地域の福祉ニーズの把握とその解決策の検討に努めます。本計画の取組みについては、市民や地域の福祉ニーズを踏まえて、必要に応じて内容を変更しながら実行できる体制を確保します。

2

第6章 計画の推進

計画の進行管理・評価

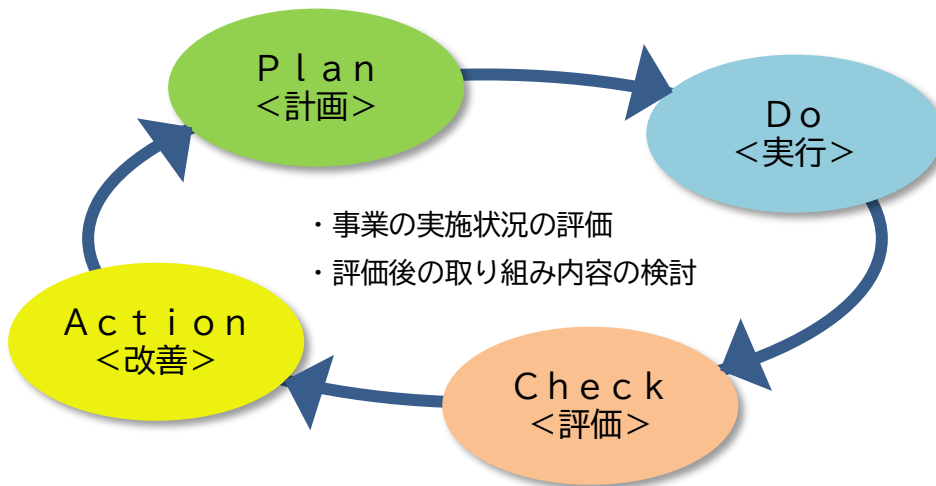


本計画の施策は、関連諸計画の施策と関連づけて整理していますので、関連諸計画に基づく事業の実施状況による評価が可能です。各課の担当者が施策に基づく事業の実施状況进行评估し、PDCA サイクルの考え方に則って評価後の取り組み内容を検討する形とします。

本計画の評価については、計画の中間年度と最終年度に行います。最終年度の前年度には市民アンケート調査を実施し、市民の意識や生活の状況、地域の課題の状況などについての現状と変化を分析します。

また、社会情勢や制度改正などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCA サイクル】





つながり支え合う地域社会へ



社会経済情勢が目まぐるしく変わり、これまでの社会保障制度では解決できない生活課題が増えている昨今ですが、私たちが「地域で暮らす」という営みは変わりません。

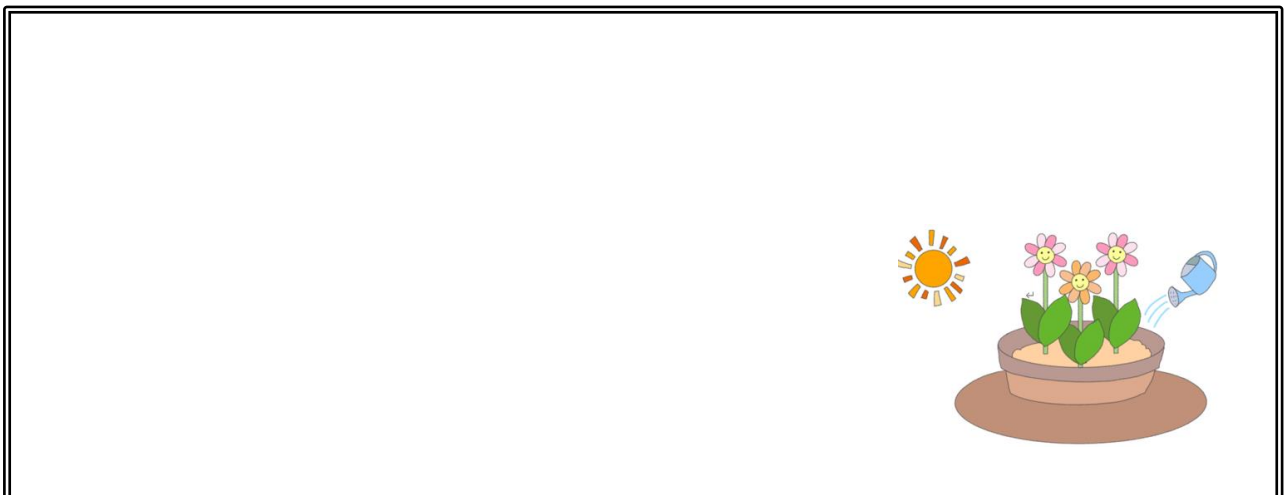
国が掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、本市に住む誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けられるまちを目指すには、公的サービスの充実だけでなく地域の多様な主体がつながって参画する「地域力の強化」が必要です。

法第4条には、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と規定されています。本計画は、市民や地域の様々な団体と行政が一丸となって地域福祉を推進するための羅針盤となるよう、市民や地域の様々な団体からいただいた意見を反映させて策定しました。第2章では、地域に住む私たち一人ひとりが自分の住む地域の現状を知ることができるよう、統計やアンケート調査の結果と分析を用いて本市の現状を示しました。あわせて、「参加してみたい」「これなら自分にもできるかも」と思う活動を見つけて主体的に地域福祉に関わるきっかけとなるよう、NPO 法人の活動状況などの一覧を掲載するとともに、第4章では基本目標ごとに「◇市民・地域はこんなことからはじめてみよう！」という項目を設けてタウンミーティングで話し合った意見なども掲載しました。

一人ひとりが思い描く「未来の犬山市の姿」を実現するために、できることはどんなことでしょうか。計画を完成させるのは、地域を良くしたいと願う一人ひとりの未来の本市への思いです。

計画の策定は、ゴールではなくスタートです。私たち一人ひとりが地域でつながり合うきっかけとなるよう、本計画を推進していきます。

◇「未来の犬山市の姿」を思い描いてみましょう！



資料編

- 1 犬山市地域福祉推進委員会規則
- 2 犬山市地域福祉推進委員会委員名簿
- 3 市民アンケート調査
- 4 関係団体ヒアリング
- 5 犬山市タウンミーティング「犬山市の地域福祉を考えよう」
- 6 犬山市地域福祉シンポジウム
- 7 用語解説
- 8 SDGs との関連性

1 犬山市地域福祉推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 保健医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 犬山市地域福祉推進委員会委員名簿

(任期：令和4年4月18日～令和7年4月17日)

区分	名前	所属等
(1)	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
(2)	紀藤 秀夫 (令和4年11月30日まで) 押谷 重昭 (令和5年1月18日から)	犬山市民生委員児童委員協議会
(2)	松浦 英幸	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
(2)	上垣外 勝安	犬山市ボランティア連絡協議会
(2)	栞原 正寛	社会福祉法人ともいき福祉会
(2)	加藤 圭子	犬山市心身障害児(者)父母の会
(2)	木村 敏夫	特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク
(2)	平手 みつゑ	公益社団法人犬山市シルバー人材センター
(3)	有川 かがり	愛知県江南保健所健康支援課
(3)	高木 友徳	一般社団法人尾北医師会犬山支部
(3)	大藏 真弓	一般社団法人尾北医師会地域ケア協力センター
(4)	谷 繁祐樹	犬山市小中学校 PTA 連合会
(4)	梅村 淳	犬山市青少年センター
(5)	伊藤 文秋	犬山商工会議所
(5)	森岡 万朱衣	楽田地区コミュニティ推進協議会
(5)	大井 美智子	在宅介護者
(5)	松本 里美	特定非営利活動法人シェイクハンズ

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 保健医療機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

事務局：犬山市健康福祉部福祉課

3 市民アンケート調査

1 一般市民調査項目

区分	設問内容	
1 あなたご自身の ことについて	問 1	あなたの性別は何ですか。
	問 2	あなたの年齢は何歳ですか。(令和 4 年 4 月 1 日現在でお答えください。)
	問 3	あなたの世帯構成は、次のうちどれですか。
	問 4	あなたの現在のおもな職業は、次のうちどれですか。
	問 5	あなたのお住まいの小学校区は、次のうちどれですか。
	問 6	あなたは、犬山市に住んで通算で何年になりますか。
2 地域での助け合 いについて	問 7	あなたは、「福祉」に関心がありますか。
	問 7-1	【問 7 で「1 とても関心がある」「2 ある程度関心がある」のいずれかと答えた方にお聞きします。】 「福祉」のどのような分野に関心がありますか。
	問 8	あなたにとって身近に感じる「地域」とは、どこまでの範囲のことだと思えますか。
	問 9	あなたは、安心して暮らせる地域社会を実現するために、近隣住民同士の助け合いが必要だと思えますか。
	問 10	近隣住民同士が互いに助け合うとしたら、地域のどの範囲が最もよいと思えますか。
	問 11	あなたやあなたのご家族の日常生活において、地域の人をお願いしたいと思うことは何ですか(公的な支援サービスを除く)。
	問 12	近隣で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思えますか。
3 地域福祉活動に ついて	問 13	あなたは、毎日の生活の中で、誰かに相談したい悩みや不安がありますか。
	問 13-1	【問 13 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 それは、どのようなことに関する悩みや不安ですか。
	問 13-2	【問 13 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 悩みや不安を誰(どこ)に相談したいですか。
	問 14	あなたは、市内にある以下の相談窓口を知っていますか。
	問 15	あなたは、生活に必要な福祉サービスの情報をどこから得ていますか。
	問 16	あなたは、住民主体の地域活動に参加したことがありますか(過去 10 年以内)。
	問 16-1	【問 16 で「1 現在、参加している」「2 参加したことがある」のいずれかと答えた方にお聞きします。】

		どのような活動に参加したことがありますか。
	問 17	あなたは、今後、住民主体の地域活動に参加したいと思いますか。
	問 17-1	【問 17 で「1 ぜひ参加したい」「2 できれば参加したい」のいずれかと答えた方にお聞きします。】 どのような活動に参加したいですか。
	問 17-2	【問 17 で「3 あまり参加したくない」「4 参加したくない」のいずれかと答えた方にお聞きします。】 活動に参加したくない理由は何ですか。
4 成年後見制度について	問 18	あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。
	問 19	あなたやあなたの家族が、財産管理や契約などについての判断が十分にできなくなった場合、成年後見制度を利用してみたいですか。
	問 19-1	【問 19 で「2 利用したくない」と答えた方にお聞きします。】 成年後見制度を利用したくない理由は何ですか。
5 災害時の避難について	問 20	あなたは、地震や台風などの災害時に避難する場合、自分で避難することが難しいなどの理由で誰かの手助けが必要ですか。
	問 20-1	【問 20 で「1 手助けが必要である」と答えた方にお聞きします。】 あなたが避難所や避難場所に行くのを手伝ってくれる人はいますか。
	問 20-2	【問 20 で「2 手助けは必要ない」「3 わからない」のいずれかと答えた方にお聞きします。】 あなたは、自分で避難することが難しい人（高齢者や障害のある人など）のために何か手助けができると思いますか。
	問 21	大規模災害などの備えとして、避難行動要支援者支援制度では要支援者名簿への登録を求めています。このように地域で個人情報共有することについて、どう思いますか。
6 地域福祉全般について	問 22	あなたは、今後、地域福祉に関する講習や説明会などがあれば参加したいと思いますか。
	問 23	あなたが住んでいる地域では、福祉に関して、どのような課題や問題があると思いますか。
	問 24	地域で一人ひとりが安心して暮らしていくために、住民のひとりとしてあなたができることはどんなことがあると思いますか。

	問 25	地域福祉の推進のためにはどのようなことが必要だと思いますか。
	問 26	あなたにとって現在、犬山市はどのようなまちだと思いますか。

2 町会長調査項目

区分	設問内容	
あなたご自身のことについて	問 1	あなたの性別は何ですか。
	問 2	あなたの年齢は何歳ですか。(令和 4 年 4 月 1 日現在でお答えください。)
	問 3	あなたは、町会長を務めて通算で何年になりますか。
2 町内会の活動について	問 4	あなたの町内会が所属している小学校区は、次のうちどれですか。
	問 5	あなたの町内会で行っている活動の分野は、次のうちどれですか。
	問 6	あなたの町内会で行っている活動のうち、十分にできていないと思っている活動はどれですか。
	問 7	町内会の活動を行う上での課題や問題は、次のうちどれですか。
	問 8	町内会活動において、市内の他の組織や団体との連携はありますか。
	問 8-1	【問 8 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 連携している市内の組織や団体は次のうちどれですか。
	問 9	町内会活動において、今後連携したい組織や団体はありますか。
	問 9-1	【問 9 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 今後連携したい市内の組織や団体は次のうちどれですか。
	問 9-2	【問 9 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 他の組織や団体と連携しようとする上で困っていることはありますか。
	問 10	今後、行政と協力して地域活動を行うことについては、どのようにお考えですか。
	問 10-1	【問 10 で「1～3 協力したい」と答えた方にお聞きします。】 行政と協働して特に積極的に取り組みたい活動は、次のうちどれですか。
問 11	今後の活動の充実、活性化のために、行政に期待する支	

		援は何ですか。
3 地域福祉について	問 12	あなたがお住まいの地域では、地域のつながりは強いと思いますか。
	問 13	地域福祉を考える上で、行政と住民はどのような関係にあるべきだと思いますか。
	問 14	あなたがお住まいの地域では、福祉に関して、どのような課題や問題があると思いますか。
	問 15	地域福祉の推進のためにはどのようなことが必要だと思いますか。
	問 16	あなたにとって現在、犬山市はどのようなまちだと思いますか。

3 民生委員・児童委員調査項目

区分	設問内容	
1 あなたご自身のことについて	問 1	あなたの性別は何ですか。
	問 2	あなたの年齢は何歳ですか。(令和 4 年 4 月 1 日現在でお答えください。)
	問 3	あなたは、民生委員・児童委員を務めて通算で何年になりますか。
2 民生委員・児童委員の活動について	問 4	あなたが活動を行っている地区は、次のうちどれですか。
	問 5	委員活動のうち、現状で十分にできていないと思っている活動はどれですか。
	問 6	委員の活動を行う上での課題や問題は、次のうちどれですか。
	問 7	委員の活動において、市内の他の組織や団体との連携はありますか。
	問 7-1	【問 7 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 連携している市内の組織や団体は次のうちどれですか。
	問 8	委員の活動において、今後連携したい組織や団体はありますか。
	問 8-1	【問 8 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 今後連携したい市内の組織や団体は次のうちどれですか。
	問 8-2	【問 8 で「1 ある」と答えた方にお聞きします。】 他の組織や団体と連携しようとする上で困っていることはありますか。
	問 9	住民に最も身近な支援者として地域福祉の増進に寄与する活動を担う民生委員・児童委員の活動を、より充実、

		活性化させるために行政に期待する支援は何ですか。
3 地域福祉について	問 10	あなたがお住まいの地域では、地域のつながりは強いと思いますか。
	問 11	地域の福祉を考える上で、行政と住民はどのような関係にあるべきだと思いますか。
	問 12	あなたがお住まいの地域では、福祉に関して、どのような課題や問題があると思いますか。
	問 13	地域福祉の推進のためにはどのようなことが必要だと思いますか。
	問 14	あなたにとって現在、犬山市はどのようなまちだと思いますか。

4 関係団体ヒアリング

<概要>

	事前質問書送付	個別ヒアリング
調査地域	犬山市全域	
調査対象	障害者基幹相談支援センター（1）、相談支援事業所（7）、高齢者あんしん相談センター（5）、居宅介護支援事業所（17）、障害者当事者団体（3）、高齢者団体（1）市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体（24）、健康づくり団体（3）、子ども未来園・保育園及び公立幼稚園・公立児童発達支援事業所（17）、市民活動団体（11）、社会福祉法人（7）、子育て関係機関（7）、子育て支援センター（3）児童センター（7）、相談対応を行う関係課（3） 計 116 団体	犬山市身体障害者福祉協会、精神障害者家族会犬山しらゆり会、犬山市心身障害児（者）父母の会、犬山市老人クラブ連合会、社会福祉法人（6）、障害者基幹相談支援センター、高齢者あんしん相談センター（5）、子育て世代包括支援センターすくすく♡いぬまる、子ども未来センター、家庭児童相談室、子育て支援コーディネート業務「ぷらっと」、子ども家庭総合支援拠点、子ども未来課保育士、青少年センター、学校教育課スクールソーシャルワーカー、一般社団法人和顔の輪、特定非営利活動法人にこっと、いぬやま協働まちづくりコンソーシアムジョインいぬやま 計 27 団体
調査期間	令和4（2022）年6月8日～6月24日	令和4（2022）年7月4日～9月8日

5 タウンミーティング「犬山市の地域福祉を考えよう」

<概要>

日時	場所	参加者数
令和4年8月20日(土) 10時から12時	市役所2階205会議室	31人
令和4年8月28日(日) 14時から16時	エナジーサポートアリーナ 「犬山市体育館」多目的室	24人

第1部：地域福祉計画説明

第2部：グループワーク（ファシリテーター：まち楽房（有）加藤武志氏）、発表・全体共有

<各グループの意見 ベスト3>

■令和4年8月20日実施分

グループ1

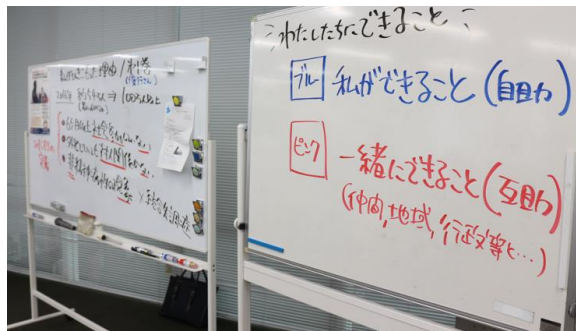
- あいさつや声かけをする
- 地域活動やボランティア活動を皆でする。交流する
- 当事者の方が話せる場所を作る 機会を作る（地域や公共の場など）

グループ2

- はなしを聞く、共感する
- 地域の相談窓口に行く
- 定期的に話を聞く

グループ3

- 何回も足を運んで気にかける
- 自分をわかってもらう
- 共通の話題からイベントに誘う



グループ4

- 今日の話をもみんなに話す
- 社会資源の情報源を知る、提供する
- 本人と家族の話を聴く

グループ5

- 否定せず話を聴く
- 小・中学生の頃から8050について学ぶ
- 同じ経験をした人同士の共有の場をつくる（80の会、50の会）

グループ6

- 普通に作る

- 寄り添う
- 何をしている時が楽しいか聞く

市長の講評

- 6つのグループには、共感なども含めて「聴く」という共通するキーワードが用いられていた点が印象的だった。
- グループ1で指摘されている「当事者が話す場をつくる」という視点はとても良いと感じた。
- グループ2が指摘している「相談窓口に行く」という視点はとても大切。
- グループ3が指摘している「何回も足を運ぶ」という丁寧さはとても大切。本気で向きあうことが大切だと感じた。
- グループ4が指摘している、支援が必要な人に「社会資源の情報を知る、伝える」という視点はとても重要だと感じた。
- グループ5が指摘している「小中学校から8050問題について学ぶ」ことや、「同じ経験をした人どうしの支え合い」は大切。
- グループ6が指摘している「普通にする」という視点はとても大切。

■令和4年8月28日実施分

グループA

- 話を聞いてあげる
- SOSの発信方法を理解してもらう
- 居場所づくり

グループB

- 話し相手になる、しかる、ほめる
- 本人が行きたくなる場所に誘う（楽しい、趣味、同じ悩み）
- 役割をもち達成感や成功体験が得られる機会の提供（通学路の見守り役）

グループC

- コミュニケーション
- 情報を共有する
- 見守る

グループD

- 本人・親・地域から話を聞く
- 外出の機会を作る（コーヒー、お食事など）
- 専門機関へのつなぎ（キーワードは「つなぐ」） 専門機関から専門機関へのつなぎ

グループE

- 色めがねで人を見ない
- 知識をつける

- ひきこもりの実態調査

市長の講評

- 今回のようなブレインストーミングは、アイデアが出やすいという特徴がある。
- 今回も、重要なキーワードをたくさん出していただいたと感じた。「話を聴く」「情報を共有する」「知識をつける」「居場所をつくる」「見守り」「あいさつ」などは、各グループで話し合われていたと感じた。
- グループAでは、SOSの発信方法を理解することの大切さを指摘していた。
- グループBでは、「叱る」「ほめる」という言葉が印象に残った。これは、本気で向き合えないとできないことだと思う。そして、成功体験が重要であることを指摘している点も良いと思う。
- グループCでは、コミュニケーションの大切さを指摘し、SNSの利用なども提案している点が印象的だった。
- グループDが指摘している、本人が困っていることの課題整理を支援するという視点はとても大切。そうしないと問題を解決できない。
- グループEが指摘する「色めがねで見ない」ことは、簡単なことではないが、とても大切。相手の立場に立った見方や正しい認識はとても重要だと思う。



6 地域福祉シンポジウム

<概要>

日時：令和4年12月4日（日）午前10時～12時

場所：南部公民館講堂

第1部 基調講演「地域共生社会って ということ？」

長久手市地域共生推進課 地域共生推進監 國信 綾希氏

元：厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

室長補佐（併）地域共生社会推進室 室長補佐

第2部 パネルディスカッション「地域で人と人、人と資源がつながるには」

コーディネーター 日本福祉大学中央福祉専門学校校長 長岩 嘉文氏

パネリスト 長久手市地域共生推進課地域共生推進監 國信 綾希氏

社会福祉法人ともいき福祉会理事長 栗原 正寛氏

特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク理事長 木村 敏夫氏

特定非営利活動法人シェイクハンズ代表理事 松本 里美氏

犬山市長 山田 拓郎

参加者数：136名



7 用語解説













あ行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、公的支援機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けること。
空き家バンク	空き家等の売買または賃貸を希望する所有者からの申込みにより登録した当該空き家等に関する情報を、市内への定住等を目的とした空き家等の利用を希望する者に対し提供する制度。
か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害に関する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業等を実施する機関。犬山市では市役所福祉課内に設置されている。
協議体	各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体などが参画し、定期的な情報共有や連携強化を行う場のこと。市町村が主体となって設置する。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を関ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢者あんしん相談センター (地域包括支援センター)	犬山市内の地域包括支援センターの名称で、高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう支援する機関として、一人暮らし高齢者などへの訪問、介護保険サービスの利用や福祉に関する相談、介護予防に関する事業などを行う。犬山北地区、犬山南地区、城東地区、羽黒・池野地区、楽田地区の5地区に各1施設ずつ設置されている。
子育て世代包括支援センター	保健師などの専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。母子保健法に基づき市町村が設置する。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦などを対象とした、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。市区町村が実施主体となって整備されている。
子ども未来園	犬山市内の市立保育園の名称。すべての子どもたちの未来が幸せであるようお願いを込めて平成19(2007)年4月に名称変更し、養護と教育を一体的に提供する保育を行っている。
さ行	
自助・互助・共助・公助	平成24(2012)年度の地域包括ケア研究会で提案された、地域を支える負担のバランスを示す区分。「自助」は自分で自らの生活を支えること、「互助」は家族や地域の支え合い、「共助」は介護保険などの社会保険制度を通じて制度化された支え合いの仕組み、「公助」は公的な福祉サービスなどが該当する。本計画では「自助」に家族の支援を含め、「互助」は地域での助け合いや支え合いを指すものとする。

自然増減	人口変動の要因のうち、死亡数と出生数の差によるもの。一方、流出数と流入数の差によるものは「社会増減」という。
児童センター	18歳までの児童やその児童に係わる地域の人達が自由に利用できる施設で、遊びを通して子ども同士の交流を深め、心身ともに健やかな子どもを育てることを目的とし、子どもが自主的、主体的に活動できるよう環境を整え、豊かな遊びが体験できるようにしている。 市内には城東児童センター、楽田児童センター、羽黒児童センター、犬山西児童センター、東児童センター、犬山南児童センターの6施設が設置されている。
児童発達支援	児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対し、児童発達支援センターなどにおいて行われる、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援。「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」からなる。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁（都道府県知事または市長など）の認可を受けて設立される法人のこと。第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設など）、第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護など）のほか、公益事業（子育て支援事業、人材育成事業など）及び収益事業（貸ビル・駐車場等の経営など）を行うことができる。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、障害児を対象とした通所支援サービスの総称。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。「地域支え合い推進員」ともいい、市町村全域を対象とする第1層生活支援コーディネーターと、日常生活圏域を対象とする第2層生活支援コーディネーターがある。
セーフティネット	安全網の目のように救済策を張ることで、予想されるリスクの回避やリスクからの救済を図る制度や仕組みのこと。
た行	
ダブルケア	家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うこと。
多文化共生	地域において、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
団塊の世代	第二次世界大戦直後の昭和22（1947）年から昭和24（1949）年に生まれた世代のこと。第一次ベビーブーム世代ともいう。令和7（2025）年までに全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることから、高齢者の急増により様々な問題が起こると推測されている。
地域資源	地域の人々の生活を支えている人、場、活動、サービスなどの総称。
な行	
日常生活自立度	認知症高齢者などの日常生活における自立の程度。厚生労働省が段階別の判定基準を定めている。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。各地域で開催される認知症サポーター養成講座を受講することでなることができる。

認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が、家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的かつ集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。
は行	
伴走	そばについて一緒に走ること。社会福祉における対人支援について、対象者本人や世帯に寄り添いながら継続的に関わって支援を続けることを「伴走型支援」という。
避難行動要支援者	災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。
福祉避難所	避難行動要支援者など、避難所の生活において特別な配慮が必要な人やその家族を受け入れることが可能な避難所のこと。
ブックキャンプ(子ども読書空間)	犬山市立図書館に令和3（2021）年3月にオープンした、子どもが読書をするための空間。乳幼児から中学生に上がる前までの子どもを対象とし、「読書キャンプ」をコンセプトに楽しく読書できるような空間を整備し、子どもの読書率と読書による読解力の向上を目指している。
放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に対して行われる通所支援サービスで、授業の終了後または休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うもの。
保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）のこと。保護観察官と協力して主に保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動といった活動を行う。
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
英・数字	
8050（はちまるごーまる）問題	80歳代の親（高齢者）が同居している50歳代の子ども（中高年）の生活を経済的に支えているという生活問題。
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、情報や通信に関する技術の総称。「ICT化」とはデジタル機器や情報化によるテクノロジーを取り入れることをいう。
LGBTQ	代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉で、レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：心と体の性が異なる人）、クィアまたはクエスチョニング（Queer/Questioning：性的指向・性自認が定まらない人）を指す。
PDCA サイクル	管理業務や品質管理の手法の一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返し行うことにより継続的な改善を目指すプロセスのこと。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

8 SDGs との関連性

基本目標	基本施策	SDGs との関連性
基本目標Ⅰ 人づくり	①福祉への理解・啓発活動を推進します。	  
	②生きがいや介護予防・健康づくりを推進します。	 
	③地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。	 
	④ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援します。	  
基本目標Ⅱ 場づくり	①地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します。	  
	②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。	   
	③参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促進します。	    
	④社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献を促進します。	   
基本目標Ⅲ しくみづくり	①安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。	   
	②福祉サービスの充実と適切な利用を促進します。	 
	③権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。	  
	④成年後見制度の利用を促進します。	  

基本目標	基本施策	SDGs との関連性
基本目標IV つながりづくり	①世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます。	   
	②多機関協働による支援体制を整えます。	 
	③アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制を整えます。	 
	④地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくります。	   

犬山市地域福祉計画
犬山市重層的支援体制整備事業計画
犬山市成年後見制度利用促進基本計画
犬山市再犯防止推進計画

発行：犬山市健康福祉部福祉課
犬山市大字犬山字東畑 36 番地
電話 0568-44-0319
F A X 0568-44-0364
E メール 030100@city.inuyama.lg.jp

発行年月：令和5（2023）年3月

計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

犬山市地域福祉活動計画
（犬山市社会福祉協議会策定）

社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
犬山市松本町四丁目 21 番地
電話 0568-62-2508
F A X 0568-62-9923
E メール iihukusi@gld.mmtr.or.jp

つながり
支え合い
地域ごとの
“水”の力



～ 誰もがいきいきと暮らすことができるまちを目指して～